

浦安市一般廃棄物処理基本計画 (浦安市食品ロス削減推進計画)

みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす

令和5年3月
浦安市

はじめに

本市では、平成29年度にごみ処理の指針である「浦安市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間として、市民・事業者の皆さまとともにごみの減量・再資源化に取り組んでまいりました。



この間、国際社会では「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組が進められています。一方、国内に目を転じますと、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、循環型社会の形成に向け、国民・事業者・自治体が連携して取組を加速させる必要があります。

また、ここ数年の新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化や高齢化社会への対応等をはじめ、さまざまな課題を踏まえながら、今後も住み良い環境づくりが求められています。

こうしたなか、本市は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を2020年に表明し、従来の低炭素社会に向けた取り組みを、さらに進めた脱炭素社会の実現に向けて歩みはじめました。

このような社会の変化や新たな課題を見据えて、このたび計画の改訂を行いました。この計画では、「みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす」を基本理念として、ごみの減量、再資源化等の目標値の見直しだけでなく、国際的にも重要な課題である食品ロスに対応するため、本計画を「食品ロス削減推進計画」としても位置付け、改めて、市民・事業者各位のご理解、ご協力をいただきながら、さらなるごみの減量に取り組んでまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、ご審議いただきました浦安市廃棄物減量等推進審議会の委員の皆さまをはじめ、アンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました皆さまに心より感謝申し上げます。

令和5年3月

浦安市長 内田悦嗣

目次

第1章 基本的事項.....	1
1.1 計画策定の目的.....	2
1.2 計画の位置付け.....	3
1.3 計画の対象区域.....	4
1.4 計画の対象廃棄物.....	4
1.5 計画目標年度.....	5
第2章 市の概要.....	6
2.1 浦安市の概要.....	7
2.1.1 浦安市の沿革.....	7
2.1.2 地理的・地形的特性.....	7
2.1.3 人口・世帯の動向.....	8
2.1.4 産業.....	10
2.1.5 土地利用.....	11
2.1.6 下水道の整備状況.....	11
2.2 将来人口.....	12
第3章 ごみ処理基本計画.....	13
3.1 ごみを取り巻く社会情勢.....	14
3.1.1 国の動向.....	14
3.1.2 県の動向.....	19
3.1.3 社会情勢の変化.....	21
3.2 ごみ処理の状況.....	24
3.2.1 ごみ処理フロー.....	24
3.2.2 家庭系ごみの分別区分.....	26
3.2.3 家庭系ごみの排出方法.....	27
3.2.4 事業系ごみの排出方法.....	28
3.2.5 ごみ排出量.....	29
3.2.6 再資源化の実績.....	32
3.2.7 ごみ質分析結果.....	36
3.2.8 収集・運搬の概要.....	39
3.2.9 中間処理の概要.....	41
3.2.10 最終処分の概要.....	45
3.2.11 ごみ処理経費.....	47

3.2.1 2	ごみの不法投棄	4 8
3.2.1 3	災害廃棄物対策	4 8
3.2.1 4	ごみの減量・再生利用の状況	4 9
3.2.1 5	類似自治体との比較検討	5 2
3.2.1 6	取組の検証	5 5
3.2.1 7	実績の評価	5 8
3.3	ごみ処理の課題の整理	6 0
3.3.1	課題1：発生・排出抑制	6 0
3.3.2	課題2：再資源化	6 1
3.3.3	課題3：収集・運搬	6 1
3.3.4	課題4：中間処理	6 2
3.3.5	課題5：最終処分量	6 2
3.3.6	課題6：その他	6 2
3.4	ごみ処理基本計画の基本フレーム	6 3
3.4.1	基本理念	6 3
3.4.2	基本方針	6 4
3.4.3	基本目標	6 5
3.4.4	基本目標達成のための役割	7 4
3.4.5	取組の体系	7 5
3.5	ごみ処理基本計画	7 6
3.5.1	普及・啓発計画	7 6
3.5.2	発生・排出抑制計画	7 9
3.5.3	再資源化計画	8 2
3.5.4	収集・運搬計画	8 6
3.5.5	中間処理計画	8 7
3.5.6	最終処分計画	8 8
3.5.7	その他の施策など	8 9
3.5.8	食品ロスの削減	9 0
第4章	生活排水処理基本計画	1 0 0
4.1	生活排水を取り巻く社会情勢	1 0 1
4.1.1	関係法令	1 0 1
4.1.2	国の動向	1 0 2
4.1.3	県の動向	1 0 2
4.2	生活排水処理の状況	1 0 3
4.2.1	生活排水処理体系	1 0 3
4.2.2	生活排水の処理主体	1 0 4

4.2.3	生活排水処理形態別人口	104
4.2.4	生活排水処理率の推移	105
4.2.5	し尿及び浄化槽汚泥の処理量	105
4.2.6	周辺市の生活排水処理率	106
4.2.7	下水道	107
4.2.8	収集・運搬	108
4.2.9	中間処理	109
4.2.10	最終処分、再資源化	109
4.3	生活排水処理の課題の整理	110
4.3.1	課題1：生活排水の未処理放流	110
4.3.2	課題2：合併処理浄化槽の適正な維持管理	110
4.3.3	課題3：収集・運搬	110
4.3.4	課題4：中間処理	110
4.4	生活排水処理基本計画の基本フレーム	111
4.4.1	基本理念	111
4.4.2	基本方針	111
4.4.3	基本目標	112
4.4.4	取組の体系	112
4.5	生活排水処理基本計画	115
4.5.1	普及・啓発計画	115
4.5.2	収集・運搬計画	115
4.5.3	中間処理計画	116

浦安市食品ロス削減推進計画	
---------------	--

計画策定の目的	2
計画の位置付け	3
食品ロスの削減	90

第 1 章 基本的事項

1.1 計画策定の目的

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさといった大きな恩恵をもたらしましたが、その一方で、限りある天然資源の枯渇問題、生態系の破壊、地球温暖化、最終処分¹場のひっ迫化など多岐にわたる地球環境問題を引き起こしています。

国際社会においては、平成27（2015）年の国連サミットにて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットが示されました。

このような社会情勢に対処するため、国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）」の施行、「第四次循環型社会形成推進基本計画」、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」、「プラスチック資源循環戦略」等の策定がなされ、循環型社会の形成を推進しています。

浦安市（以下、「本市」という）においても、市内に最終処分場を有さず、市外の民間施設へ依存している最終処分の問題は大きな課題と捉えていることから、最終処分量の縮減を目指して、平成25年3月に策定した浦安市一般廃棄物処理基本計画を平成30年3月に改訂し（以下、「現計画」という）、この計画に基づいて、循環型社会の形成に向けた各種施策を実施・拡充してきました。

現在、計画改訂から5年が経過しようとしています。新型コロナウイルス感染症の流行により、新たな生活様式が求められ、市民の生活意識や産業活動の変化及び食品ロスの削減やプラスチックの排出抑制、SDGsといった国内外の動向などに的確に対応して廃棄物行政を進めて行くため、再び計画改訂が必要となっています。

以上のことを踏まえ、計画改訂にあたっては、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量・再資源化²、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水³の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的とします。また、本計画を、SDGsの理念に則り、食品ロスをより削減していくために、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置付けます。

¹ 最終処分：中間処理によって発生した焼却残渣や不燃ごみ等を最終処分場で処分すること。

² 再資源化：廃棄物を分別・破碎処理等し、有用なものを資源として再利用すること。

³ 生活排水：台所、トイレ、お風呂など、日常生活で使った水のこと。

1.2 計画の位置付け

本計画の位置付けを次に示します。



図 1-1 本計画の位置付け

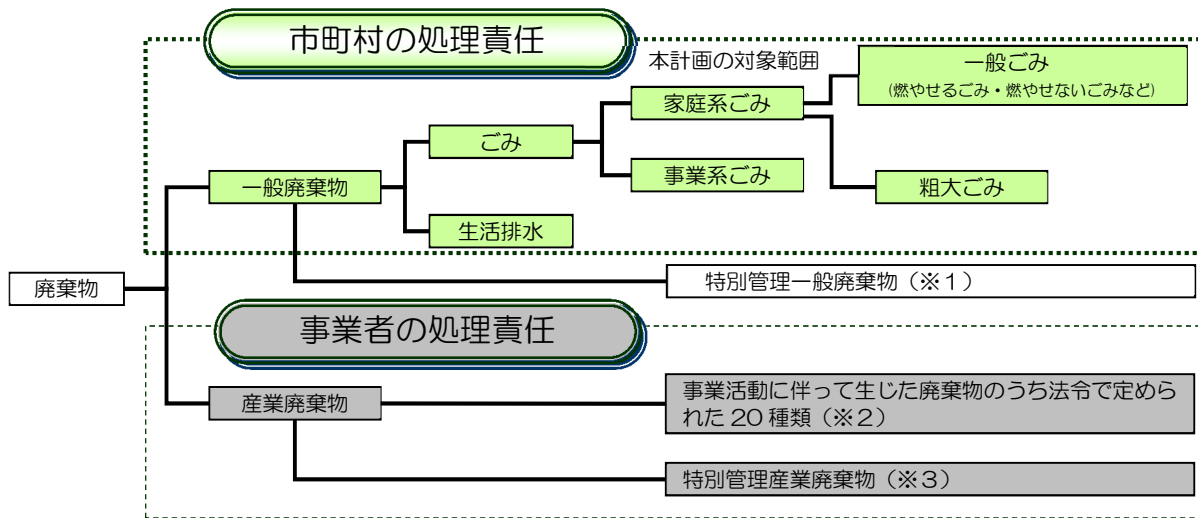
1.3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

1.4 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を次に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類⁴のものと、輸入された廃棄物⁴のことをいいます。



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(PCB⁵使用部品、ばいじん、ダイオキシン類⁶含有物、感染性一般廃棄物⁷)

※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の19種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので19種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物など)

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物⁸など)

出典：廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4

図 1-2 対象とする廃棄物

⁴ 輸入された廃棄物：国外廃棄物が、国内において、その処理に関する設備および技術に照らし、適正に処理されると認められるものとして許可を与えられた廃棄物のこと。

⁵ PCB：ポリ塩化ビフェニルの略のこと。環境中で分解されにくく、生物に蓄積しやすく、かつ、慢性毒性がある物質。

⁶ ダイオキシン類：廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンなどの210種の有機塩素化合物の総称のこと。

⁷ 感染性一般廃棄物：医療関係機関等から排出された、紙くず、包帯、脱脂綿等感染性廃棄物であるもの。

⁸ 感染性産業廃棄物：医療関係機関等から排出された、血液(廃アルカリ又は汚泥)、注射針(金属くず)、レントゲン定着液(廃酸)等感染性廃棄物であるもの。

1.5 計画目標年度

現計画は、平成30年度を初年度とする令和9年度までの10年間を計画期間としています。一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ見直しを行うこととしています。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施していくため、令和4年度を中間目標年度として設定しています。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検証し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとしています。

本改訂は、現計画策定から5年目を迎えるにあたり、現計画の中間見直しを行うものであり、計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
内容	計画開始年度	→			中間目標年度	本計画 開始年度 改訂版	→			計画目標年度

図 1-3 計画目標年度

第2章 市の概要

2.1 浦安市の概要

2.1.1 浦安市の沿革

本市は、三方を海と川に囲まれ、かつては漁業を中心とした小さな町でした。

しかし、昭和30年代に入ると、工場排水や生活排水などにより海や川の汚染が進んだことによって漁業が衰退の一途をたどり、昭和37年には漁業権の一部放棄が決定され、千葉県による第1期埋め立て事業が開始されました。

昭和46年には、漁業権を全面放棄することにより、翌年の昭和47年から第2期埋め立て事業が実施され、行政区域面積が4.43km²から4倍近い16.98km²と大幅に拡大しました。昭和44年には、営団地下鉄（現東京メトロ）東西線が開通し、中町地区を中心に大規模住宅開発が計画的に進められ、急激に人口が増加しました。

さらに、昭和56年には市制移行し、昭和63年にはJR京葉線が開通しました。新浦安駅周辺には、大規模な商業・業務施設やホテルなどが建設されたほか、新町地区でも大規模な住宅開発を始め、大学や商業施設・娯楽施設などが次々に建設されており、首都圏のベッドタウンとして発展を続けています。

舞浜地区のアーバンリゾートゾーンでは、東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、ホテル群、舞浜駅前地区の複合施設イクスピアリ、劇場などが位置し、本市はベイエリアの中核都市として発展を続けています。

2.1.2 地理的・地形的特性

本市は、東京湾の最奥部、千葉県北西部に位置し、首都東京に隣接しています。北は千葉縣市川市、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、東と南は東京湾に面する三方を海と川に囲まれた都市です。経緯は、東経139度56分22秒から139度52分20秒、北緯35度37分00秒から35度40分23秒に及び、東西6.06km、南北6.23kmで、その面積は16.98km²となっています。

土地は、旧江戸川の河口に発達した沖積層に属する低地と、その約3倍に及ぶ公有水面埋立事業によって造成された埋立地からなっており、概ね平坦となっています。

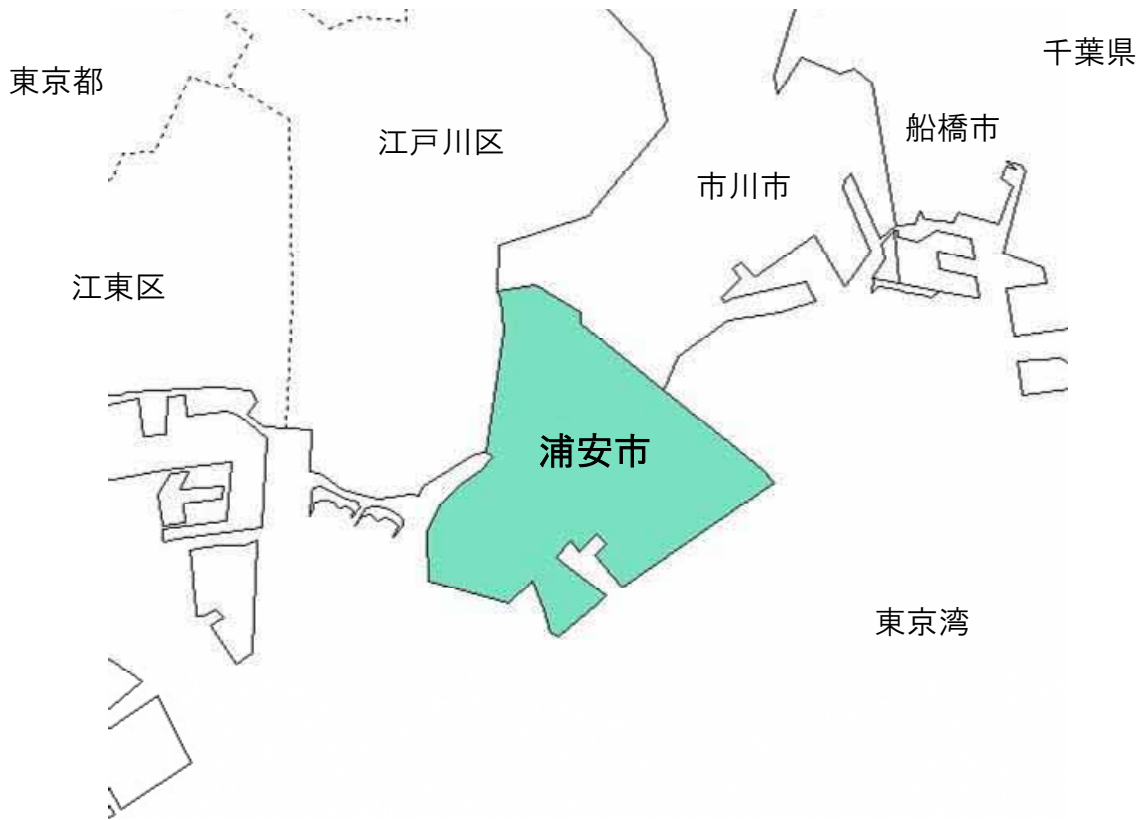


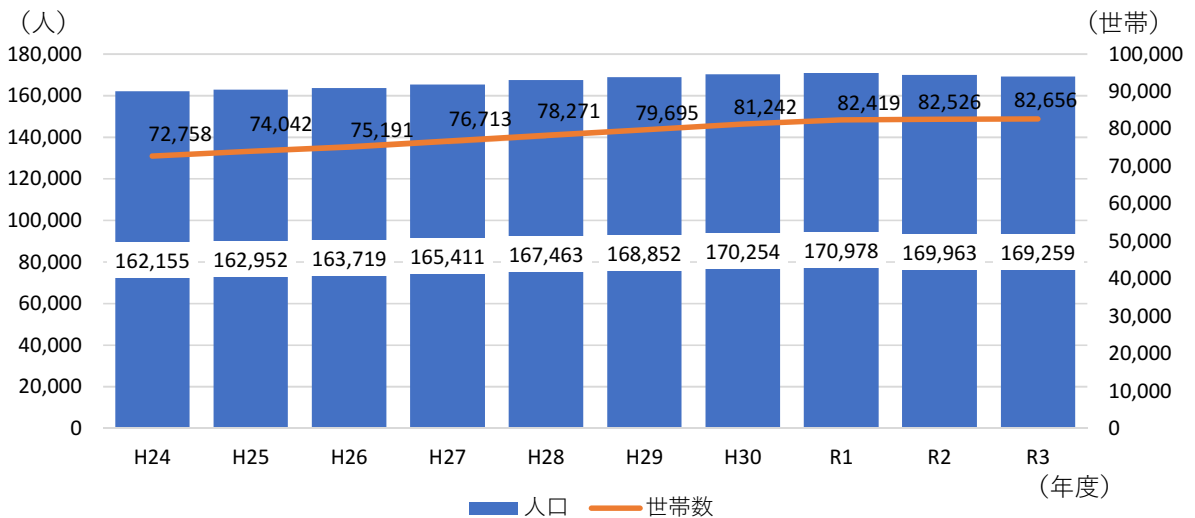
図 2-1 本市の位置

2.1.3 人口・世帯の動向

本市の人口・世帯の推移を次に示します。

人口は、令和元年度まで増加傾向を示していましたが、その後減少に転じています。

世帯数は増加傾向で推移しています。



出典：浦安市住民基本台帳人口

図 2-2 人口・世帯の推移

本市の年齢別人口の推移を次に示します。

表 2-1 年齢別人口の推移

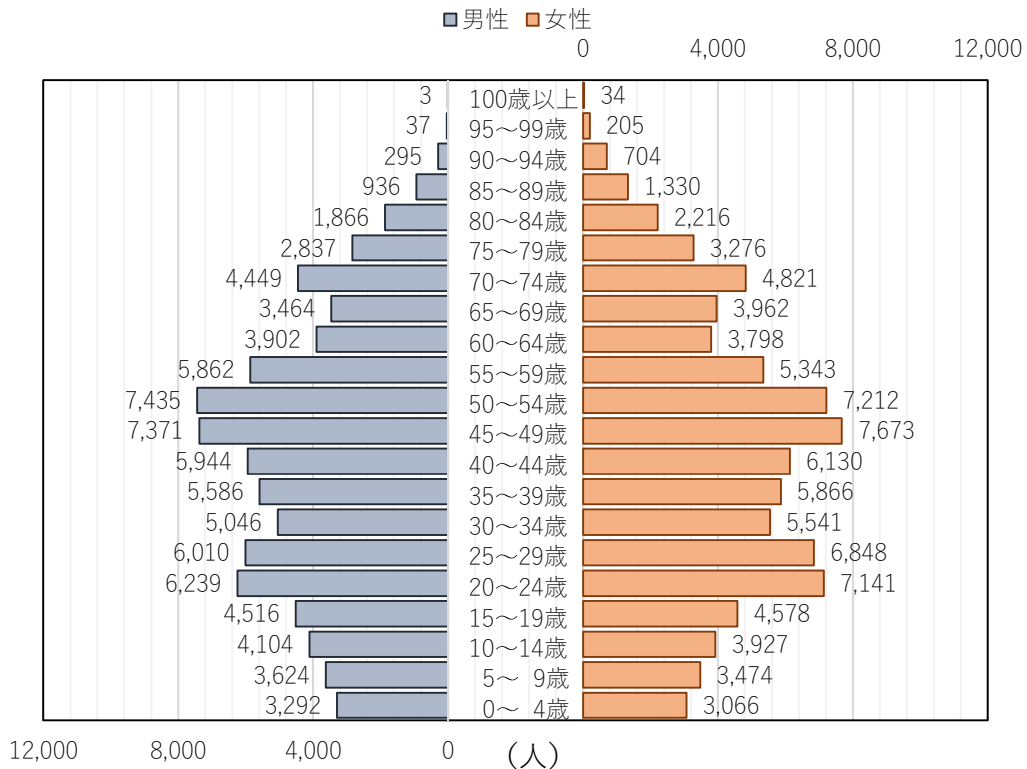
区分 年	総人口	年少人口 (0～14 歳)		生産年齢人口 (15～64 歳)		老年人口 (65 歳以上)	
		人	%	人	%	人	%
平成 17 年	155,290	24,522	15.8%	116,008	74.7%	14,201	9.1%
平成 22 年	164,877	26,929	16.3%	118,402	71.8%	19,290	11.7%
平成 27 年	164,024	23,336	14.2%	113,576	69.2%	25,836	15.8%

※年齢不明人口を含まないため、合計が100%になりません。

出典：令和3年度浦安市統計書

本市の人口ピラミッドを次に示します。

男性は50～54歳、女性は45～49歳の人口が最も多くなっています。



出典：令和3年度浦安市統計書(4月1日現在)

図 2-3 人口ピラミッド

2.1.4 産業

事業所数及び従業者数の推移を次に示します。

本市の事業所数及び従業者数は、増減を繰り返し、平成21年度と比較すると減少しています。

表 2-2 事業所数及び従業者数の推移

年	区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
平成21年		4,619	94,991
平成24年		4,276	86,899
平成26年		4,467	92,437
平成28年		4,208	86,286

出典：令和3年度浦安市統計書

産業大分類別の事業所数及び従業者数を次に示します。

表 2-3 産業大分類別の事業所数及び従業者数

		平成28年			
		事業所数		従業者数	
		事業所	%	人	%
総数		4,208	100	86,286	100
第1次	農業，林業	3	0.1	15	0.02
	漁業	—	—	—	—
	小計	3	0.1	15	0.02
第2次	鉱業，採石業，砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	251	6.0	2,237	2.6
	製造業	219	5.2	2895	3.4
	小計	470	11.2	5,132	5.9
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	49	0.1
	情報通信業	61	1.4	893	1.0
	運輸業，郵便業	195	4.6	6,316	7.3
	卸売業，小売業	1,116	26.5	14,365	16.6
	金融業，保険業	51	1.2	763	0.9
	不動産業，物品賃貸業	319	7.6	2,340	2.7
	学術研究，専門・技術サービス業	169	4.0	1,268	1.5
	宿泊業，飲食サービス業	574	13.6	13,120	15.2
	生活関連サービス業，娯楽業	394	9.4	25,391	29.4
	教育，学習支援業	167	4.0	2,466	2.9
	医療，福祉	388	9.2	7,629	8.8
	複合サービス事業	8	0.2	78	0.1
	サービス業	290	6.9	6,461	7.5
	公務	—	—	—	—
	小計	3,735	88.8	81,139	94.0

出典：令和3年度浦安市統計書

2.1.5 土地利用

本市の土地利用の状況を次に示します。

宅地が最も多く令和3年の実績では約64%を占めています。

表 2-4 土地利用の状況

(単位:㎡)

地目	年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
総数		16,980,000	16,980,000	16,980,000	16,980,000	16,980,000
宅地		10,785,340	10,785,415	10,842,816	10,853,274	10,917,327
特定市街化 区域農地・田		—	—	—	—	—
特定市街化 区域農地・畑		—	—	—	—	—
山林		—	—	—	—	—
原野		—	—	—	—	—
池沼		—	—	—	—	—
雑種地		2,474,559	2,466,626	2,401,595	2,383,831	2,287,135
その他		3,720,101	3,727,959	3,735,589	3,742,895	3,775,538

出典:令和3年度浦安市統計書

2.1.6 下水道の整備状況

本市の下水道整備状況の推移を次に示します。

下水道の普及率は99%を超えています。

表 2-5 下水道整備状況の推移

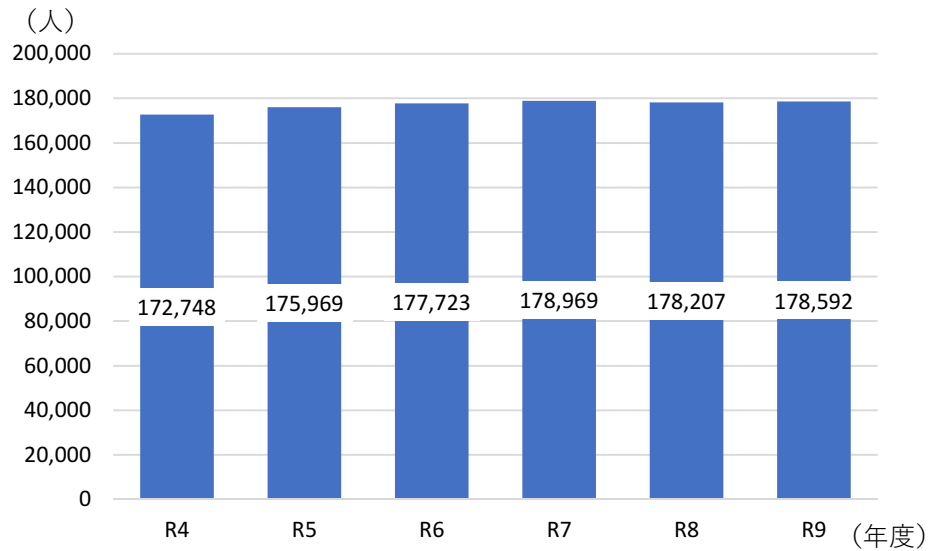
年	区分	管渠延長 (km)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	全人口に対する 普及率(%)
平成 29 年		305.1	1,583.0	166,956	99.7
平成 30 年		305.1	1,583.0	168,175	99.6
平成 31 年		305.2	1,583.0	169,566	99.6
令和 2 年		305.4	1,583.9	170,494	99.7
令和 3 年		305.4	1,584.8	169,678	99.8

出典:令和3年度浦安市統計書

2.2 将来人口

本市の将来人口を次に示します。

目標年度の令和9年度の人口を178,592人とします。



資料：浦安市人口推計

図 2-4 将来人口

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみを取り巻く社会情勢

3.1.1 国の動向

1) 関係法令

平成13年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会形成の推進や「3R」の考え方が示され、この法律の施行を契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。関連法の概要を次に示します。

表 3-1 関連法の概要

年月	関連法	概要
S45. 12	廃棄物処理法完全施行	廃棄物の排出抑制と処理の適正化による生活環境保全を目的として、「法律の目的」「廃棄物の定義」「処理・保管等の方法」「責任の所在と罰則」などが記載されています。
H6. 8	環境基本法完全施行（環境全般）	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物の再資源化を進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者には再資源化の責任を明確化しています。
H13. 1	循環型社会形成推進基本法完全施行（循環型社会形成）	廃棄物・再資源化対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13. 4	家電リサイクル法完全施行（家電品）	平成13年4月以降、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金および運搬費の負担を義務付け、家電製品の再資源化を推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコンなど）	10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー）を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R（リデュース、リユース、再資源化）の取組を求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）	国などの公的部門による環境物品などの調達の推進、環境物品などの情報提供の推進及び環境物品などへの需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13. 5	食品リサイクル法完全施行（食品残渣）	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料などの原材料として再生利用するなど、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用などを促進しています。
H14. 5	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）	建築物を解体する際に廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17. 1	自動車リサイクル法完全施行（自動車）	循環型社会を形成するため、自動車の再資源化について最終所有者、関連事業者、自動車メーカー、輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金（フロン類、エアバッグ類、シュレッターダストの再資源化）を負担することが義務付けられています。
H25. 4	小型家電リサイクル法完全施行	使用済小型電子機器などの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。
R1. 10	食品ロス削減推進法完全施行	食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とします。
R4. 4	プラスチック資源循環法完全施行	プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

関連法の体系を次に示します。



図 3-1 関連法の体系

2) 第四次循環型社会形成推進計画の策定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、循環型社会への転換をさらに進めていくため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止、その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを示しています。

平成30年に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会⁹との統合的取組等を、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏¹⁰による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」及び「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示しました。この方向性に基づき、具体的な取組として家庭系食品ロス半減に向けた国民運動やライフサイクル全体での徹底的な資源循環を挙げています。

第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標を次に示します。

表 3-2 国の数値目標

項目	目標
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日（目標年度：令和7年度）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日（目標年度：令和7年度）
出口側の循環利用率 ¹¹	約47%（目標年度：令和7年度）
最終処分量	約13百万t（目標年度：令和7年度）

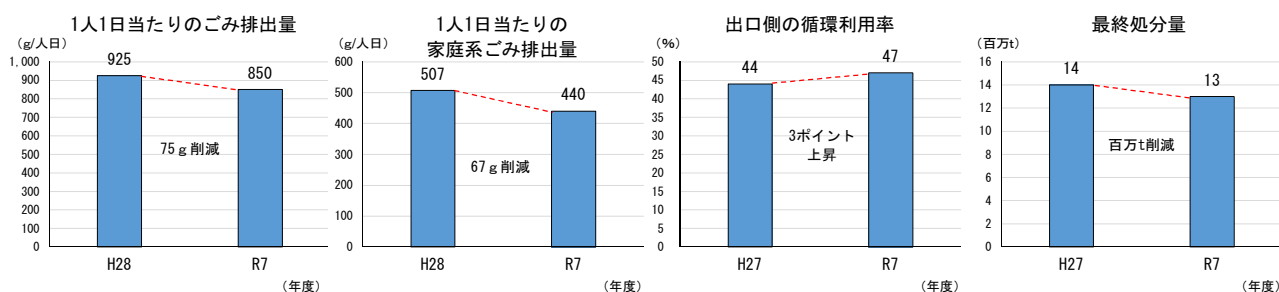


図 3-2 国の数値目標

⁹ 自然共生社会：人間と地球に生きるすべての生物がともに暮らし、自然からの恩恵を受けつづけることができる社会。

¹⁰ 地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

¹¹ 出口側の循環利用率：廃棄物等の発生量に占める循環利用量（再使用・再生利用量）の割合を表す指標。

3) 食品ロス削減推進法（令和元年10月施行）

近年の食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、令和元年5月に「食品ロス削減推進法」が成立（同年10月1日施行）し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。

地方公共団体においても、食品ロス削減のための取組を加速させていく必要があることから、政府の定める基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされています。

4) プラスチック資源循環戦略の策定（令和元年5月）とプラスチック資源循環法（令和4年4月施行）

日本を含む先進国の廃プラスチックの資源循環を支えていたアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内でのプラスチック貯留量が増加傾向となっており、プラスチック製品の使用・排出抑制も含め、さまざまな対策が必要となっています。

このような状況を受け、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。同戦略では、「3R+Renewable」を基本原則とし、令和12年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、令和17年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用、令和12年までにバイオマス¹²プラスチック¹³200万トンを導入する目標を掲げています。また、令和4年4月には「プラスチック資源循環法」が施行され、「プラスチック使用製品設計指針」、「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「市町村の分別収集・再商品化」、「製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化」及び「排出事業者の排出抑制及び再資源化等」について定めています。

¹² バイオマス:Bio(生物資源)とmass(量)を表す概念で、動植物に由来する有機物性資源で化石資源を除いたもの。

¹³ バイオマスプラスチック:植物などの再生可能な有機資源を原料とするプラスチック。

5) その他国の方針・計画の経過など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・計画などの経過を次に示します。

表 3-3 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・計画などの経過

年 月	関連する計画など
平成13年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
平成15年3月	循環型社会形成推進基本計画
平成17年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入
平成17年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成20年3月	第二次循環型社会形成推進基本計画
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成25年5月	第三次循環型社会形成推進基本計画
平成28年1月	廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更
平成30年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画

3.1.2 県の動向

1) 第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）の策定

千葉県では、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用を推進することで、持続可能な循環型社会への一層の転換を目指し、令和7年度を目標年度とする「第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）」（以下、「県計画」という。）を策定しました。

これまでの取組に加え、新たに、食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減推進法第12条に基づく千葉県食品ロス削減推進計画としても位置付けています。さらに、ごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化を促進するため、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画としても位置付けています。

県計画では、「みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築」、「多様化する新たな課題への対応」、「県民の安全・安心の確保に向けた体制強化」を基本方針に掲げ、計画を推進することとしています。

県計画の数値目標を次に示します。

表 3-4 県の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	令和7年度におけるごみ排出量を183万t以下(1人1日当たり825g以下) 平成30年度実績値(206万トン)を基準として、約10%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和7年度におけるごみ1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440g以下(平成30年度実績507g)
出口側の循環利用率	令和7年度において30%以上(平成30年度実績22.4%)
最終処分量	令和7年度における最終処分量を12万トン以下 平成30年度実績値(14.3万トン)を基準として、約16%削減

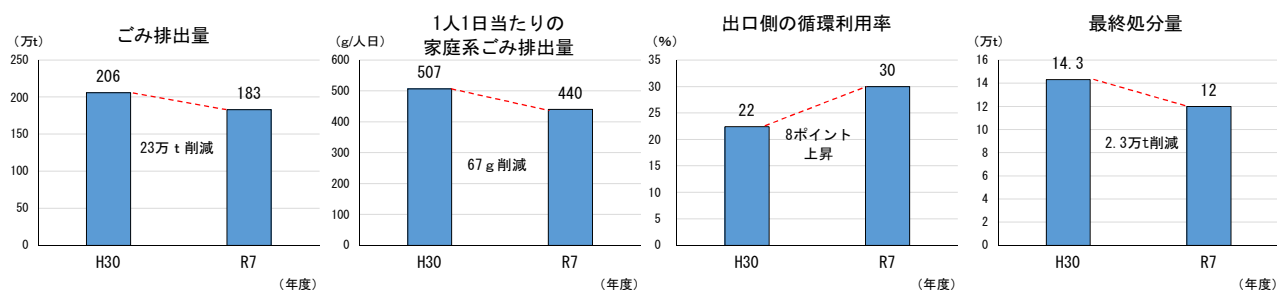


図 3-3 県の数値目標

2) 県の計画の経過など

県では、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化や資源化を進めています。

第10次千葉県廃棄物処理計画では、食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減推進法第12条に基づく千葉県食品ロス削減推進計画としても位置付けています。

廃棄物処理・再資源化に関する県の計画の経過を次に示します。

表 3-5 廃棄物処理・再資源化に関する県の計画の経過

年 月	関連する計画
平成11年3月	千葉県広域化計画
平成20年9月	第7次千葉県廃棄物処理計画
平成23年3月	第8次千葉県廃棄物処理計画
平成28年3月	第9次千葉県廃棄物処理計画
令和3年3月	第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）

3.1.3 社会情勢の変化

1) SDGsの採択

今日において、環境保全は人類の生存基盤に関わるきわめて重要な課題となっています。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は改められてきていますが、現在も、温室効果ガス¹⁴の排出による地球温暖化や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊などの環境問題に対する懸念が深まっています。

このような状況の中、2015年に国連サミットにおいてSDGsが採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が着目されるようになりました。

持続可能な開発目標（SDGs）とは？

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



¹⁴ 温室効果ガス: 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することにより地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。

2) 安定的・効率的な施設設備及び運営

廃棄物を取り巻く状況は常に変化し続け、廃棄物処理に係る担い手不足、老朽化した廃棄物処理施設の増加、人口減少による廃棄物処理の非効率化等が懸念される中、国は平成31年3月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（環循適発第1903293号）を発出しました。

安定的・効率的なごみ処理を行うためには、社会情勢や地域の状況を踏まえつつ、地域循環共生圏の考えを含め、廃棄物量に合わせた効率的な処理に向け、廃棄物の広域的処理や処理施設の集約化を図る必要があります。

また、新たな施設整備にあたっては、気候変動対策の観点から、廃棄物エネルギーの活用、効果的なエネルギー回収技術の導入等も検討し、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制を構築することが求められています。

3) 災害廃棄物対策

国では東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や課題を元に平成30年3月に改訂しました。新たな指針では、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目指し、災害発生時の初動対応等の各段階において実施すべき事項が具体的に示されています。

また、地方公共団体における平時の備えの充実も明記されており、体制整備や仮置場の確保、人材育成、災害協定の充実が求められています。

4) 高齢化社会に対応した廃棄物処理システムの構築

日本では今後、総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率が上昇し、令和47年には38.4%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となることが予測されています。同時に、1世帯あたりの人数が減少し、高齢者のみの世帯または高齢者の単身世帯が増加すると予測されています。既に、高齢者においては、身体に問題を抱え日常のごみ出しに支障をきたしているケースも増えており、高齢者や障がい者に対するごみ出し支援事業を実施している市町村もあります。高齢化社会へ対応した廃棄物処理体制への転換が求められています。

5) 新型コロナウイルス感染症による暮らしや事業活動への影響

世界的な流行である新型コロナウイルス感染症については、人々の暮らしや事業活動に大きな影響を与え、在宅勤務の増加や外出自粛に伴う在宅時間が長くなり、生活ごみが増えるだけでなく、片付け等の機会が増加しました。また、リモートワークの導入が進んだことで家具等の需要が高まる一方で、粗大ごみ等大型ごみの排出も増加傾向がみられました。

さらに、アジア諸国などへの輸出によってリユースやリサイクルシステムが成立していた古着類等は、感染拡大に伴う輸出入の停止によって、自治体や収集業者の保管場所を圧迫し、収集を一時的に停止せざるを得ない自治体もみられました。

廃棄物処理は、国民の生活や経済活動の安定確保に不可欠なことから、国では、令和2年9月に「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、安定した収集運搬・処理を維持できるような体制づくりを求めています。

3.2 ごみ処理の状況

3.2.1 ごみ処理フロー

現在、本市では資源物（紙類、びん、缶、ペットボトル）、燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ及び粗大ごみの5分別（8種類）収集を実施しています。

また、拠点回収では、不用はがき、廃食油、古着・古布、小型家電を回収しています。

燃やせるごみについては焼却施設で焼却処理を行い、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、不燃・粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理を行っています。

また、分別収集された資源物については、再資源化施設で再資源化処理を行っています。

本市では、市内に最終処分場を有していないため、焼却残渣¹⁵及び破碎・選別処理した後の不燃物については、市外の民間最終処分場で委託処分しています。

また、焼却残渣の一部を溶融¹⁶及び焼成¹⁷処理により資源化しています。

本市のごみ処理フローを次に示します。

¹⁵ 焼却残渣：ごみを焼却処理した後に残る焼却灰等の燃え殻のこと。

¹⁶ 溶融：1,500℃以上の高温で焼却灰を溶かし、無害化。主に路盤材等に活用。

¹⁷ 焼成：約1,000℃で焼却灰を高温加熱し、無害化。主に人工砂等に活用。

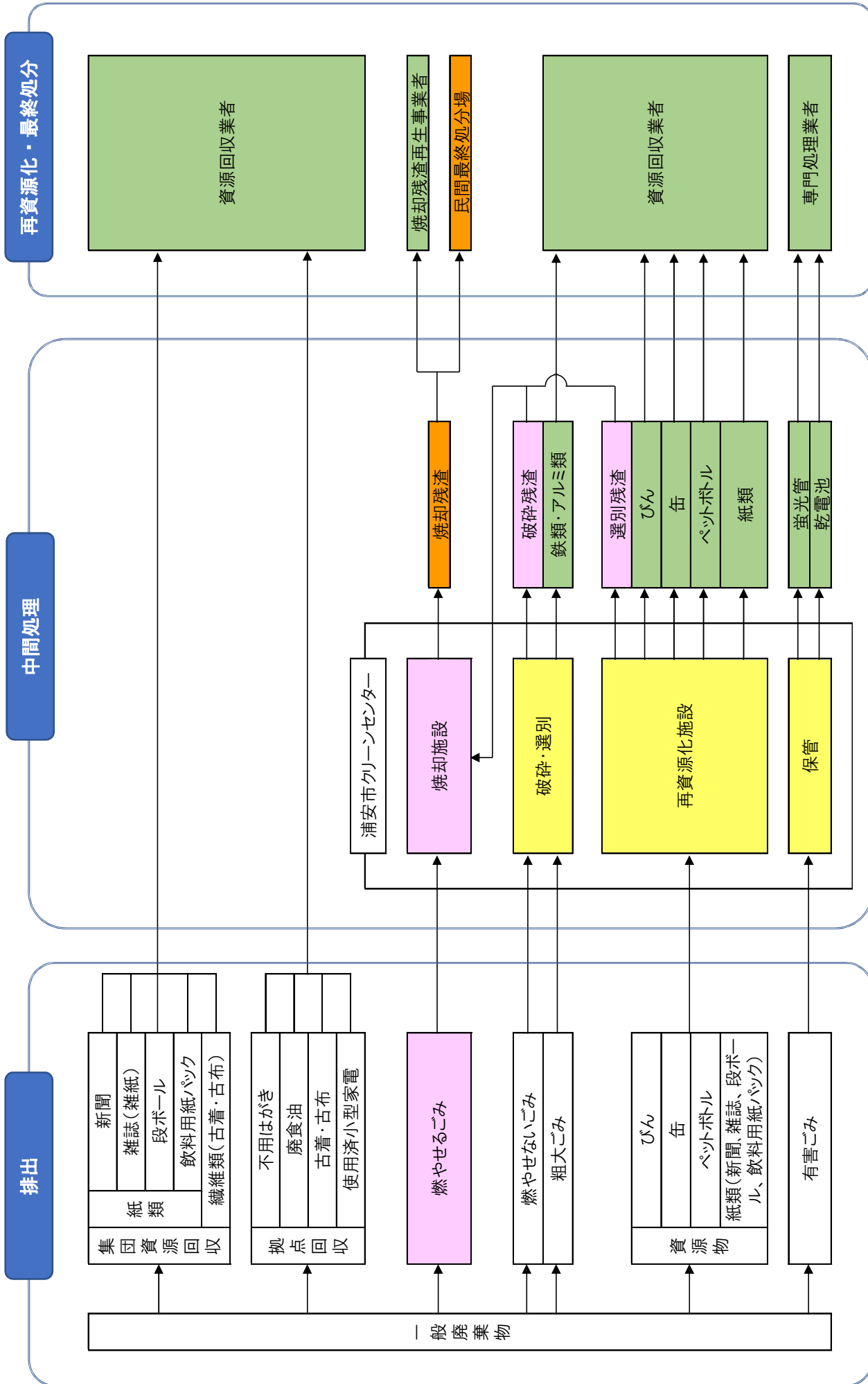




図 3-4 ごみ処理フロー

3.2.2 家庭系ごみの分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分を次に示します。

表 3-6 家庭系ごみの分別区分

分別品目		ごみの種類
燃やせるごみ		生ごみ、ゴム製品、プラスチック製品、紙くず、落ち葉、板・枝など。
燃やせないごみ		せともの類、金属類、ガラス類など。
粗大ごみ		家庭から排出されるもので、大きさの目安は 18 リットルの灯油ポリタンクより大きいもの。 ①1辺が 50 センチメートル以上 200 センチメートル以下のもの。 ②幅×高さ×奥行きが 20,000 立方センチメートルを超えるもの。 ③重量 80 キログラム程度まで。
有害ごみ		蛍光管、水銀体温計、乾電池、コイン電池
資源物	びん	飲料・食料用のびん、化粧品用のびん、ペットフード用のびん
	缶	 マーク付きの飲料・食料用の缶、ペットフード用の缶
	ペットボトル	 マーク付きの飲料・食料用のボトル形状のもの
	紙類	新聞・雑誌(紙製容器包装を含む)・段ボール・飲料用紙パック
拠点回収資源物	不用はがき	不用はがき
	廃食油	廃食油
	古着・古布	古着・古布
	使用済小型家電	原則回収ボックスの投入口(30 センチメートル×15 センチメートル)に入るもの

3.2.3 家庭系ごみの排出方法

本市の家庭系ごみの排出方法の概要を次に示します。

表 3-7 家庭系ごみの排出方法の概要

分別品目	ごみの排出方法の概要	出し方	
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは水をよく切る。 ・ゴムホース・発泡スチロールは 50cm 未満に切る。 ・紙おむつは便をトイレに流してから出す。 	指定ごみ袋	
	<ul style="list-style-type: none"> ・木の枝や板を出す場合は、指定袋に入れずに、ひもで束ねて出す。枝は長さ 50cm 未満、幹の太さは直径 5cm 以内で、直径 15cm 程度に束ねて 3 束まで、板は長さ 50cm 未満、厚さ 5cm 以内 10 枚まで。 	ひもでしぼる	
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・割れた物や刃物などは、紙で包むなどして安全を図る。 ・スプレー缶や卓上ガスボンベ、ライターは、中身を使い切ってから穴を開けずに出す。 ・傘は 10 本まで。 ・薬品や殺虫剤等のびんは、中身を空にしてから出す。 	指定ごみ袋	
粗ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ①1辺が 50 センチメートル以上 200 センチメートル以下のもの。 ②幅×高さ×奥行きが 20,000 立方センチメートルを超えるもの。 ③重量 80 キログラム程度まで。 ※ 不用な家具・自転車で使用できそうなものは、ビナスプラザへ	粗大ごみ処理券を貼るまたは持ち込み	
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・透明なビニール袋にそれぞれ分けて入れる。 ・ボタン電池、小型充電式電池(ニカド電池、リチウムイオン電池など)は家電販売店等にある回収ボックスに持ち込む。 ・LED(蛍光管型を含む)は、「LED」と貼り紙などで明記して燃やせないごみとして出す。 	透明なビニール袋	
資源物	びん	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたをとる。 ・中を軽く水洗いする。 	びん専用コンテナ
	缶	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽く水洗いする。 ・つぶす。 	缶専用コンテナ
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・キャップを取る。 ・ラベルをはがす。 ・中を軽く水洗いする。 ・つぶす。 	ペットボトル専用ネット
	紙類	新聞・雑誌・段ボールは分け、ひもでしっかり十字にしぼる。飲料用紙パックは軽く水洗いし、開いてひもでしっかり十字にしぼる。 ※ 禁忌品を混ぜない。 (ビニールの窓が付いた封筒(ビニールを除けば資源物)・ビニールコート紙・防水加工紙(紙コップ・紙皿・カップ麺やヨーグルトの容器など)・感熱発泡紙(点字用紙)・感熱紙(ファックス用紙・レシートなど)・ノーカーボン紙・カーボン紙・合成紙・捺染紙(アイロンプリント)・芳香紙、匂いのついた紙(石鹸、洗剤、線香の紙箱など)・圧着はがき(親展はがき)・金・銀などの金属が箔押しされた紙・印画紙の写真・インクジェット写真・プリント用紙・感光紙・油のついた紙・和紙、半紙(墨汁がついたもの)など)	ひもでしぼる



家庭系燃やせるごみ袋



家庭系燃やせないごみ袋

3.2.4 事業系ごみの排出方法

本市の事業系ごみの排出方法は3通りあります。

- ①クリーンセンターに自ら搬入する方法
 - ②市が許可した一般廃棄物処理業許可業者と契約して搬入する方法
 - ③市の収集を利用する方法
- ③は、ごみ量が1日平均で、1袋（45ℓ）程度の少量であれば、少量一般廃棄物指定収集袋（有料事業系指定ごみ袋）で排出することができます。（浦安市ごみゼロ課に届出が必要）

市の収集を利用する場合の排出方法について次に示します。

表 3-8 事業系ごみ袋の種類と分別方法(市の収集を利用する場合)

分別品目	排出方法	袋の大きさ	主なもの	
燃やせるごみ	事業系燃やせるごみ袋	大袋 45.0ℓ 小袋 22.5ℓ	紙くず・プラスチック製品・ゴム、皮革製品・厨芥類 ¹⁸ （水きりを徹底）・せん定した枝(50センチメートル未満に切断) ※家庭から出るごみと性状が同質のもの	
燃やせないごみ 有害ごみ	事業系燃やせないごみ袋	大袋 45.0ℓ 小袋 22.5ℓ	ガラス類、金物類、せともの類、蛍光管、乾電池 ※燃やせないごみと有害ごみは異なる袋を使用	
資源物	紙類	事業系紙資源用袋	紙袋（1種類のみ） （10kg程度に対応）	新聞（チラシ含む）、雑誌、OA用紙、紙製容器包装、段ボール
	びん、缶、ペットボトル	事業系資源物袋	大袋 45.0ℓ 小袋 22.5ℓ	びん・缶・ペットボトル ※食品が入っていたものに限る 食品以外の容器は燃やせるごみまたは燃やせないごみ

¹⁸ 厨芥類：野菜などの調理くずや食べ残しなどのごみ。



事業系燃やせるごみ袋 事業系燃やせないごみ袋 事業系資源物袋

事業系紙資源用袋

3.2.5 ごみ排出量

1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の推移を次に示します。

本市のごみ排出量は直近5年で見ると平成29年度の62,173 tから減少し令和3年度には56,172 tとなっています。

家庭系ごみ排出量においては、令和2年度まで増加しており、令和3年度に38,547 tとなっています。

事業系ごみ排出量においては、令和2年度まで減少したのち、令和3年度は増加に転じており、17,625 tとなっています。

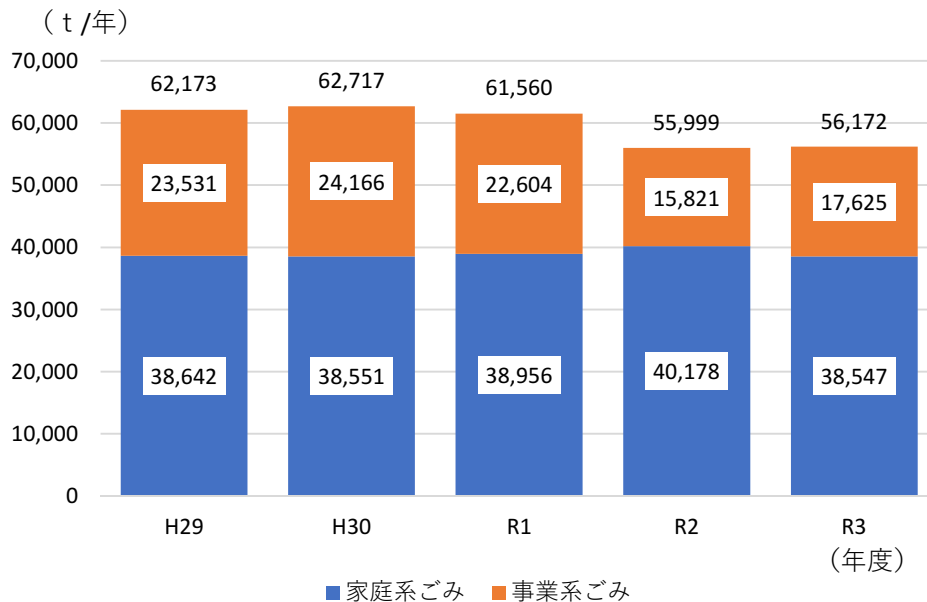


図 3-5 ごみ排出量の推移

2) 事業所あたりのごみ排出量

1 事業所あたりのごみ排出量を次に示します。

本市は、1 事業所あたり 3, 4 7 6 k g / 年ですが、県平均 2, 3 4 4 k g / 年、国平均 1, 6 7 1 k g / 年となっており、県平均及び国平均より高い値となっています。

表 3-9 1 事業所あたり排出量(令和2年度)

項目	区分	浦安市	千葉県	国
事業所	(事業所)	4, 551	198, 194	5, 622, 238
人口	(人)	169, 963	6, 319, 756	126, 739, 787
人口当たりの事業所数	(事業所/千人)	27	31	44
事業系ごみ排出量	(t)	15, 821	464, 539	9, 396, 341
1 事業所あたり排出量	(kg/年)	3, 476	2, 344	1, 671

事業所数は平成 2 8 年経済センサス-活動調査

人口、事業系ごみ量は、環境省令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査

人口当たりの事業所数=事業所数(事業所)÷人口(千人)

1 事業所あたり排出量=事業系ごみ排出量(t)÷事業所数(事業所)*1, 000

3) 原単位の実績

1 人 1 日平均排出量(以下、「原単位」といいます。)を次に示します。

本市の原単位は、減少傾向で推移し、令和 2 年度には 9 0 3 g / 人・日となっています。全国平均 9 0 1 g / 人・日、県平均 8 9 4 g / 人・日を上回っています。

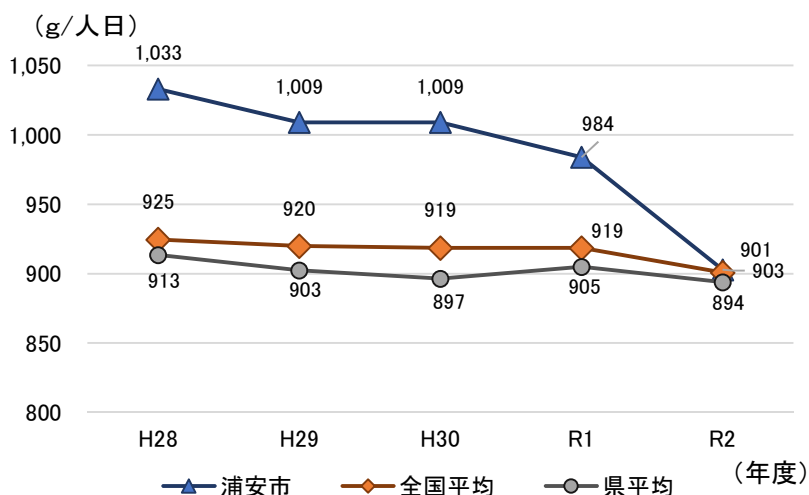
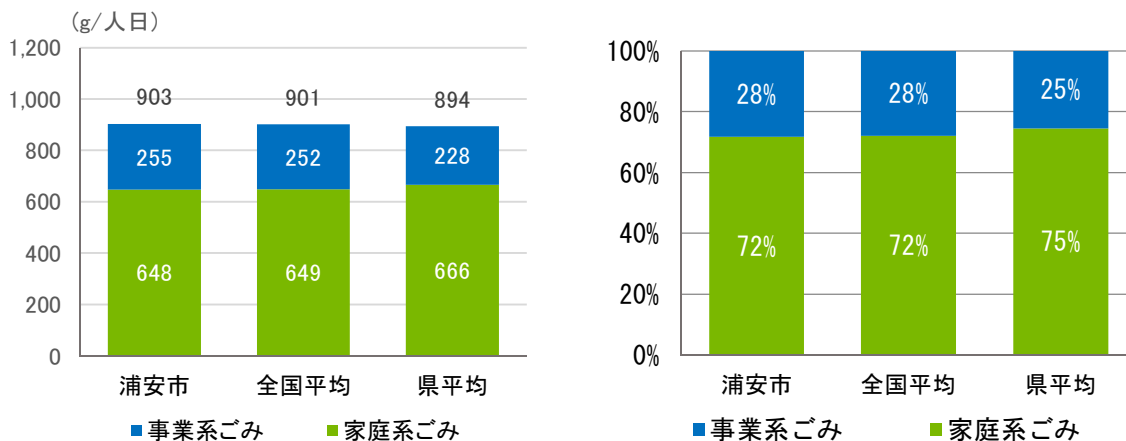


図 3-6 原単位の推移

4) ごみ排出量の構成比と原単位

令和2年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び原単位を次に示します。

本市の家庭系ごみと事業系ごみの原単位は、事業系ごみが全国平均、県平均より高く、家庭系ごみの原単位は全国平均、県平均よりも低い値となっています。構成比は、全国平均と同値となり、県平均と比較して家庭系ごみが3ポイント低い値となっています。



【家庭系ごみと事業系ごみ原単位】

【家庭系ごみと事業系ごみの構成比】

出典: 令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査

図 3-7 家庭系ごみと事業系ごみ(令和2年度)

5) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の令和3年度の種類別ごみ排出量は、燃やせるごみが最も多く43,607 t (78%)、次いで資源物5,537 t (10%)、集団資源回収¹⁹が3,259 t (6%)、粗大ごみが2,386 t (4%)、燃やせないごみが1,381 t (2%)、有害ごみが2 t (0.003%)となっています。

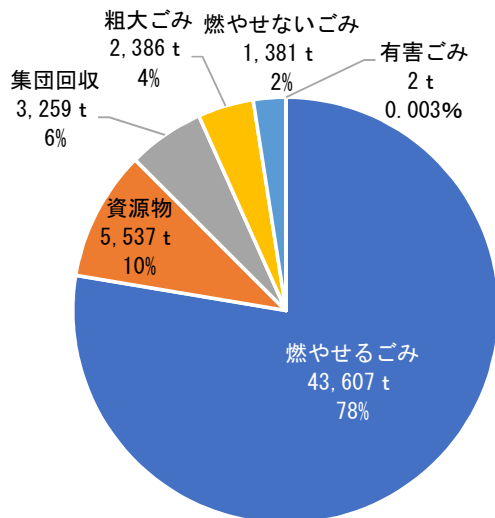


図 3-8 種類別ごみ排出量の内訳(令和3年度)

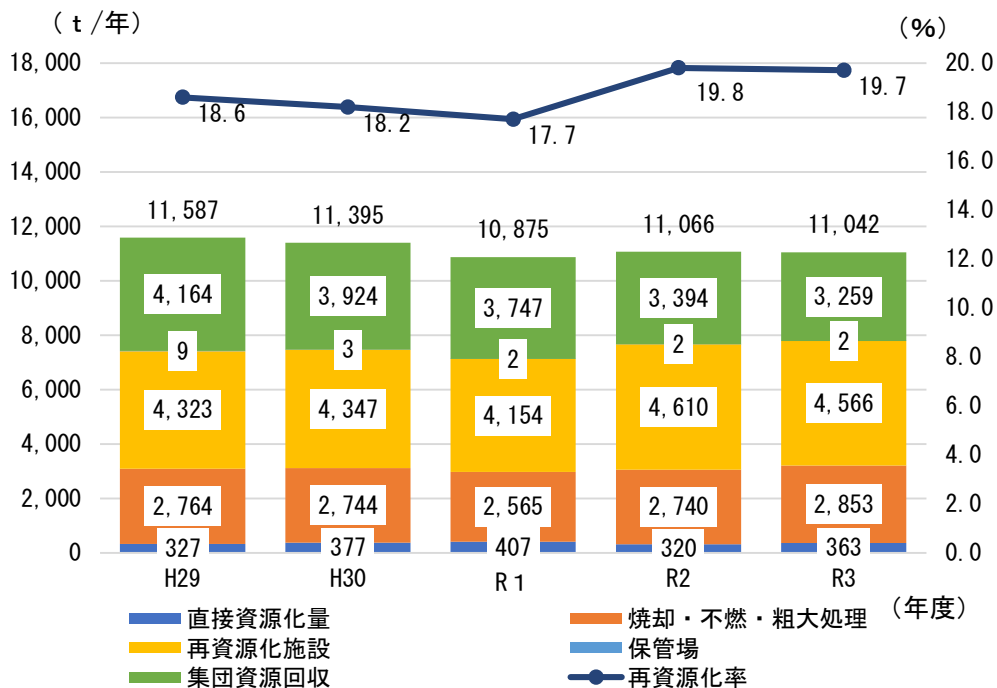
¹⁹ 集団資源回収: 自治会やPTAなどの市民団体が主体となり、資源物を回収し資源回収業者へ売却する活動。

3.2.6 再資源化の実績

1) 再資源化量の推移

再資源化量の推移を図3-9に、再資源化量の内訳を表3-10に示します。

本市の再資源化量は、直近5年で見ると平成29年度の11,587tから減少し、令和3年度には11,042tとなっています。



※四捨五入の関係により合計と内訳が一致しない場合があります。

図 3-9 再資源化量の推移

表 3-10 再資源化量の内訳

	単位	H29	H30	R1	R2	R3
直接資源化量	t / 年	327	377	407	320	363
飲料用紙パック	t / 年	3	3	3	2	1
白色トレイ	t / 年	0	0	0	0	0
紙製容器包装	t / 年	4	3	3	2	1
不用はがき	t / 年	0	0	0	0	0
廃食用油	ℓ / 年	(3, 119)	(2, 605)	(2, 269)	(451)	(2, 087)
古着・古布	t / 年	44	47	49	11	42
小型家電	t / 年	11	11	11	12	8
公共施設紙収集	t / 年	188	191	149	153	129
給食センター	t / 年	76	121	192	141	182
焼却処理	t / 年	1, 812	1, 855	1, 675	1, 810	1, 939
溶融・焼成	t / 年	1, 812	1, 855	1, 675	1, 810	1, 939
不燃・粗大処理	t / 年	953	890	890	931	914
有価物	t / 年	953	890	887	930	914
羽毛ふとん	t / 年			3	1	1
再資源化施設	t / 年	4, 323	4, 347	4, 154	4, 610	4, 566
びん	t / 年	1, 285	1, 247	1, 142	1, 200	1, 208
缶	t / 年	428	423	395	405	409
ペットボトル	t / 年	515	556	513	582	604
紙類	t / 年	2, 091	2, 117	2, 100	2, 419	2, 342
ペットボトルキャップ	t / 年	4	3	3	4	3
保管場	t / 年	9	3	2	2	2
有害ごみ	t / 年	9	3	2	2	2
集団資源回収	t / 年	4, 164	3, 924	3, 747	3, 394	3, 259
新聞	t / 年	2, 153	1, 935	1, 715	1, 414	1, 378
雑誌	t / 年	876	875	927	871	775
段ボール	t / 年	931	907	885	980	947
飲料用紙パック	t / 年	8	8	8	9	8
紙製容器包装	t / 年	9	1	1	1	2
古着・古布	t / 年	187	197	210	119	148
再資源化量	t / 年	11, 587	11, 395	10, 875	11, 066	11, 042
再資源化率	%	18. 6	18. 2	17. 7	19. 8	19. 7

※再資源化量に廃食用油は含まない。

※四捨五入の関係により合計と内訳が一致しない場合があります。

2) 再資源化率の推移

本市の令和2年度の再資源化率19.8%は、全国平均を1.8ポイント上回っていますが、県平均は1.6ポイント下回っています。

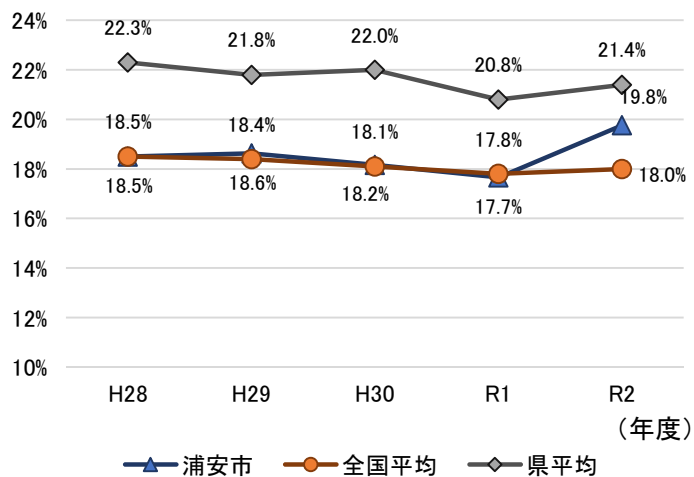


図 3-10 再資源化率の推移

3) 拠点回収、使用済小型家電回収量

拠点回収、使用済小型家電回収量の内訳を次に示します。

本市の拠点回収量は減少傾向で推移し、令和3年度は44,113kgです。

使用済小型家電回収量は令和2年度まで横ばいでしたが、令和3年度に減少し7,671kgとなっています。

表 3-11 拠点回収、使用済小型家電回収量の内訳

項目(単位)\年度	H29	H30	R1	R2	R3
拠点回収(kg)	52,319	54,080	55,152	15,097	44,113
飲料用紙パック(kg)	3,140	3,300	2,770	1,810	680
白色発泡トレイ(kg)	357	320	277	156	72
紙製容器包装(kg)	4,492	3,370	3,331	2,378	1,005
不要はがき(kg)	400	320	254	163	176
廃食油(リットル)	3,119	2,605	2,269	451	2,087
古着・古布(kg)	43,930	46,770	48,520	10,590	42,180
使用済小型家電(kg)	10,828	11,407	11,105	11,629	7,671
携帯電話(kg)	124	445	391	599	503
デジタルカメラ(kg)	48	95	90	179	130
コード類(kg)	1,400	1,404	1,551	1,420	1,063
モーター/トランス(kg)	1,773	1,812	1,393	2,013	798
マグネトロン(kg)	466	381	309	432	110
基板(kg)	1,196	1,500	1,771	1,794	1,438
金属複合物(kg)	5,362	4,989	4,622	4,611	3,190
銅線(kg)	158	37	37	0	0
リチウムイオン電池(kg)	135	145	541	60	0
ハードディスク(kg)	166	599	400	502	439
異物付銅(kg)	0	0	0	19	0

※拠点回収量合計に廃食油は含まない

4) 集団資源回収補助事業

集団資源回収量の内訳を次に示します。

本市の集団資源回収量は減少傾向で推移し、令和3年度は3, 258, 683 kgとなっています。

表 3-12 集団資源回収量の内訳

項目(単位)\年度	H29	H30	R1	R2	R3
集団資源回収(kg)	4,164,165	3,923,855	3,746,516	3,394,441	3,258,683
新聞(kg)	2,153,470	1,935,390	1,715,415	1,413,850	1,377,875
雑誌(kg)	875,900	875,480	927,285	871,080	774,773
段ボール(kg)	931,255	907,005	885,006	980,411	947,425
飲料用紙パック(kg)	7,875	7,830	7,835	8,760	8,130
紙製容器包装(kg)	9,150	1,450	1,260	1,210	2,220
布類(kg)	186,515	196,700	209,715	119,130	148,260
団体数(団体)	120	119	120	120	115

3.2.7 ごみ質分析結果

1) 燃やせるごみの種類組成

浦安市クリーンセンターのごみの種類組成（平成29年度から令和3年度までの平均値）は、紙・布類は37.7%、ビニール・合成樹脂・ゴム、皮革類は20.4%、木・竹・わら類は10.9%、厨芥類（動植物性残渣、卵、貝殻類）は25.5%、不燃物類は1.1%、その他孔眼寸法約5mmのふるいを通過した物は4.4%を占めています。

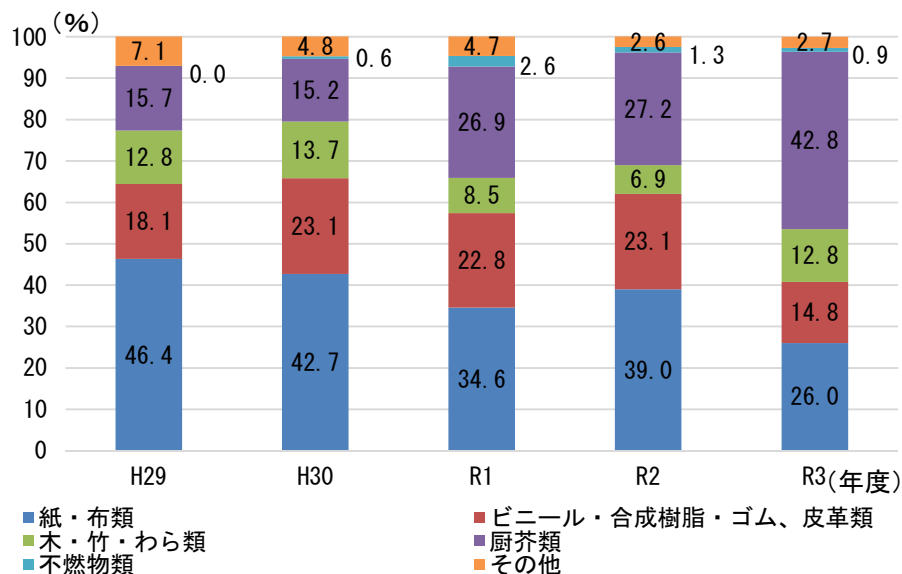


図 3-11 燃やせるごみの種類組成(湿ベース)

2) 燃やせるごみの3成分値（乾燥重量比）

燃やせるごみの3成分値²⁰（重量比）を次に示します。

3成分値（平成29年度から令和3年度までの平均値）は、水分が44.1%、灰分が6.3%、可燃分（プラスチック類）は14.5%、可燃分（プラスチック類以外）は35.1%となっています。

²⁰ 3成分値:ごみの性状を把握するために、燃やせるごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの。

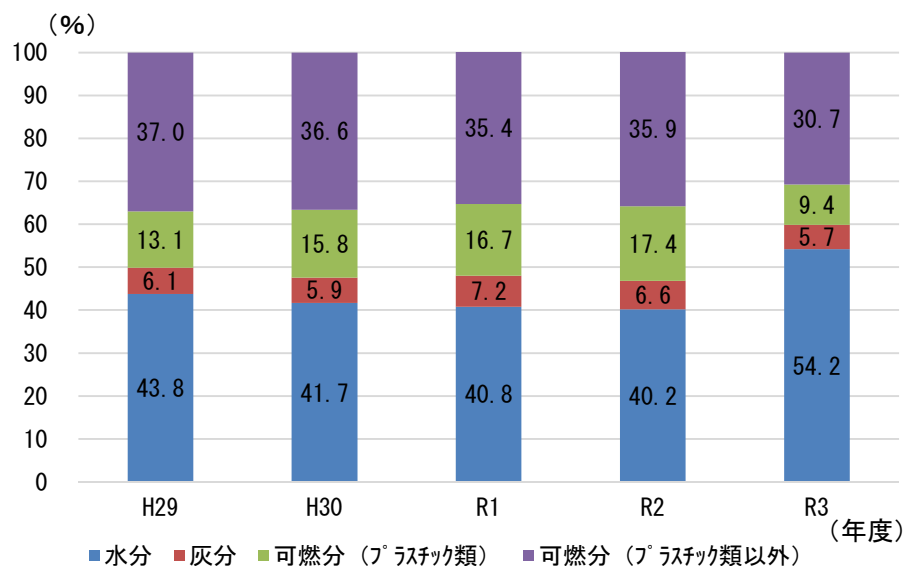


図 3-12 燃やせるごみの3成分値(重量比)

3) 燃やせるごみの単位体積重量と低位発熱量

燃やせるごみの単位体積重量²¹と低位発熱量²²を次に示します。

単位体積重量(平成29年度から令和3年度までの平均値)は144kg/m³、低位発熱量(平成29年度から令和3年度までの平均値)は9,797kJ/kgです。

設計条件(低質:5,000kJ/kg、基準:8,000kJ/kg、高質:12,000kJ/kg)と比較すると、範囲内におさまっています。

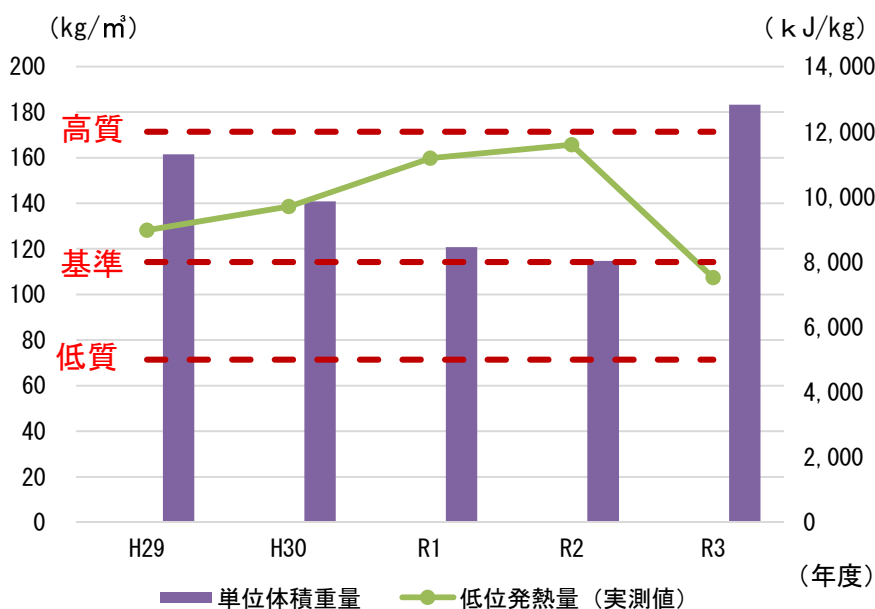


図 3-13 燃やせるごみの単位体積重量と低位発熱量

²¹ 単位体積重量:燃やせるごみの単位体積あたりの重量。

²² 低位発熱量:燃やせるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの。

4) 家庭系ごみにおけるプラスチック類含有量調査について

家庭系ごみにおけるプラスチック類含有量について調査を行った結果、プラスチック類の含有率は19.6%でした。令和3年度に環境省が実施した容器包装廃棄物の使用・排出実態調査では、家庭ごみに含まれるプラスチック類は14.8%であり、本市のプラスチック類の含有率は上回っています。

詳細の内容は次に示します。

実施日：令和4年8月3日

調査対象重量：401.54kg

プラスチック類含有量：78.83kg

表 3-13 プラスチック類含有量の内訳

組 成 区 分		重 量 (kg)	割 合 (%)		
プ ラ ス チ ク 類	容器包装プラスチック	PETボトル (フィルム、キャップの有無問わず)	2.27	2.9	
		白色トレイ (汚れていない再生可能なもの)	0.38	0.5	
		着色・透明トレイ (汚れていないもの)	1.15	1.5	
		その他容器包装 (汚れていないもの)	容器類	15.92	20.2
			カップ類	1.55	2.0
			緩衝材・発泡スチロール類	0.48	0.6
			ボトル類	0.47	0.6
			キャップ類	0.46	0.6
		フィルム・袋類	28.12	35.7	
		調味料・化粧品・シャンプー等の詰め替え容器 (汚れの有無問わず)	0.11	0.1	
汚れたもの (食べ残し等の付着したもの、シャンプー等の詰め替え用)	23.41	29.7			
ラ ス チ ク を 含 む も の 全 て	製品プラスチック	カトラリー	1. フォーク	0.02	0.0
			2. スプーン	0.08	0.1
			3. ナイフ	0.00	0.0
			4. マドラー	0.00	0.0
			5. ストロー	0.04	0.1
		使い捨ての 衛生用品	6. 歯ブラシ	0.05	0.1
			7. シャワーキャップ	0.00	0.0
			8. くし	0.00	0.0
			9. ヘアブラシ	0.02	0.0
			10. カミソリ	0.00	0.0
		クリーニング店	11. ハンガー	0.11	0.1
			12. 衣類カバー	0.00	0.0
その他	プラスチックのみで構成されたもの	2.78	3.5		
	プラスチック以外を含むもの (例：ボールペン、おもちゃ)	0.85	1.1		
	汚れたもの (例：土で汚れたプリンター)	0.56	0.7		
プラスチック類 (プラスチックを含むもの全て) 合計		78.83	100.0		

3.2.8 収集・運搬の概要

1) 収集・運搬の状況

本市の収集・運搬の状況を次に示します。

収集・運搬区域は、市全域です。

収集・運搬は、家庭系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者によって行っています。

表 3-14 収集・運搬の状況

分別品目		収集回数	収集方法
燃やせるごみ		週3回	戸別収集
燃やせないごみ		月2回	戸別収集
粗大ごみ		随時	戸別収集 (申請による有料制)
有害ごみ		月2回	戸別収集
資源物	びん	週1回	ステーション収集
	缶	週1回	ステーション収集
	ペットボトル	週1回	ステーション収集
	紙類	週1回	戸別収集

出典:ごみゼロ課令和5年3月現在

2) 収集・運搬車両

本市の収集・運搬車両の状況を次に示します。

収集委託の車両台数は39台、総積載量は83.1tとなっています。

収集許可の車両台数は103台、総積載量は278.1tとなっています。

表 3-15 収集・運搬車両の状況

項目 \ 区分	直営	収集委託	収集許可	合計
収集車台数[台]	0	39	103	142
積載量[t]	0	83.1	278.1	361.1
件数[件]	0	4	13	17

出典:ごみゼロ課令和5年3月現在

3) 収集・運搬量

収集・運搬量の推移を次に示します。

表 3-16 収集・運搬量の推移

項目（単位）／年度		H29	H30	R1	R2	R3
収集・運搬合計	t /年	53,334	53,996	53,202	47,985	48,348
日平均	t /日	146.1	147.9	145.4	131.5	132.5
家庭系ごみ	t /年	32,989	33,083	33,524	35,072	33,496
燃やせるごみ	t /年	26,908	26,942	27,242	28,026	26,802
資源物	t /年	4,640	4,651	4,765	5,278	5,143
燃やせないごみ	t /年	995	1,017	1,043	1,171	1,010
粗大ごみ	t /年	446	473	474	597	541
有害ごみ	t /年	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t /年	20,345	20,913	19,678	12,913	14,852
燃やせるごみ	t /年	19,452	20,115	19,105	12,549	14,472
資源物	t /年	192	174	51	23	32
燃やせないごみ	t /年	671	608	516	336	341
粗大ごみ	t /年	22	13	4	4	5
有害ごみ	t /年	8	3	2	1	2

※四捨五入の関係により合計と内訳が一致しない場合があります。

3.2.9 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

本市の中間処理²³の状況を次に示します。

表 3-17 中間処理の状況

分別品目		中間処理などの概要
燃やせるごみ		浦安市クリーンセンターの焼却処理施設で焼却し、焼却残渣の一部を熔融及び焼成処理することにより再資源化し、残りを最終処分。
燃やせないごみ		浦安市クリーンセンターの不燃・粗大ごみ処理施設で破碎・選別し、可燃残渣及び不燃破碎物は焼却し、有価物は再資源化して、適正処理。
粗大ごみ		
有害ごみ		浦安市クリーンセンターで保管後、専門業者に引き渡して適正処理。
資源物	びん	浦安市クリーンセンターの再資源化施設で選別し、資源回収業者に引き渡し、再資源化。
	缶	浦安市クリーンセンターの再資源化施設で選別・圧縮し、資源回収業者に引き渡し、再資源化。
	ペットボトル	浦安市クリーンセンターの再資源化施設で圧縮梱包し、資源回収業者に引き渡し、再資源化。
	紙類	浦安市クリーンセンターの再資源化施設で選別、圧縮梱包し、資源回収業者に引き渡し、再資源化。

²³ 中間処理：廃棄物の無害化・減量化、再資源化あるいは安定化を図るため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないようにする処理。

2) 中間処理施設

本市の中間処理施設の概要を次に示します。

浦安市クリーンセンターは令和4年度から令和7年度にかけて、廃棄物処理施設基幹的設備改良工事を実施し、ごみ処理の効率的・安定的な処理を引き続き目指すとともに、施設の延命化を図っています。

(1) 焼却処理施設・粗大ごみ処理施設

表 3-18 焼却処理施設・粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	浦安市クリーンセンター（ごみ処理施設）
所在地	浦安市千鳥 15-2
着工年月日	平成3年12月18日
竣工年月日	平成7年3月25日
敷地面積	44,358 m ²
建物面積	工場棟：13,971.65 m ²
	管理棟：2,241.30 m ²
焼却施設	炉型式：全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	処理能力：270 t / 日（90 t / 24h × 3 炉）
不燃・粗大 ごみ処理施設	選別の種類：4種分別（鉄類・不燃物・可燃物・アルミニウム）
	破砕機型式：堅型衝撃・剪断併用回転式
	処理能力：70 t / 5 h（1基）

(2) 再資源化施設

表 3-19 再資源化施設の概要

施設名称	浦安市クリーンセンター（再資源化施設）
所在地	浦安市千鳥 15-2
着工年月日	平成9年10月7日
竣工年月日	平成11年3月19日
敷地面積	44,358 m ²
建物面積	6,539.58 m ²
処理能力	42.5 t / 5 h
選別の種類	缶 類：2種選別・圧縮成形（スチール缶、アルミ缶） びん 類：4種選別（活びん、白、茶、その他色のびん） 紙 類：3種選別・圧縮梱包（段ボール、新聞、雑誌（雑紙）、飲料用紙パック） ペットボトル：圧縮梱包

3) 中間処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量の推移を次に示します。

焼却処理量は令和元年度に減少し、その後令和2年度は増加しましたが、令和3年度に再び減少に転じています。

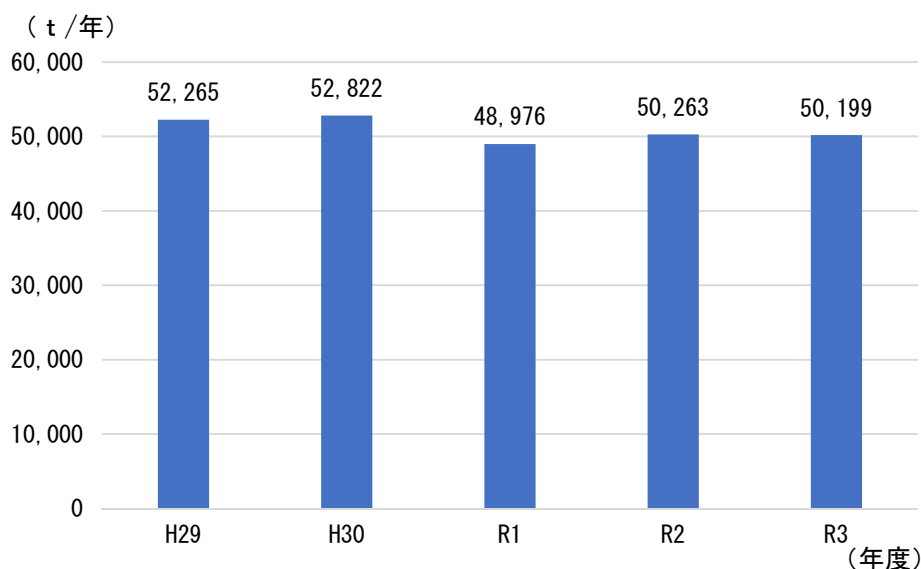


図 3-14 焼却処理量の推移

(2) 破碎処理量

破碎処理量の推移を次に示します。

クリーンセンターにおいては、燃やせないごみと粗大ごみの破碎、選別処理を行い鉄、アルミを回収しています。破碎処理量は令和2年度まで増加傾向で推移し、その後減少に転じています。

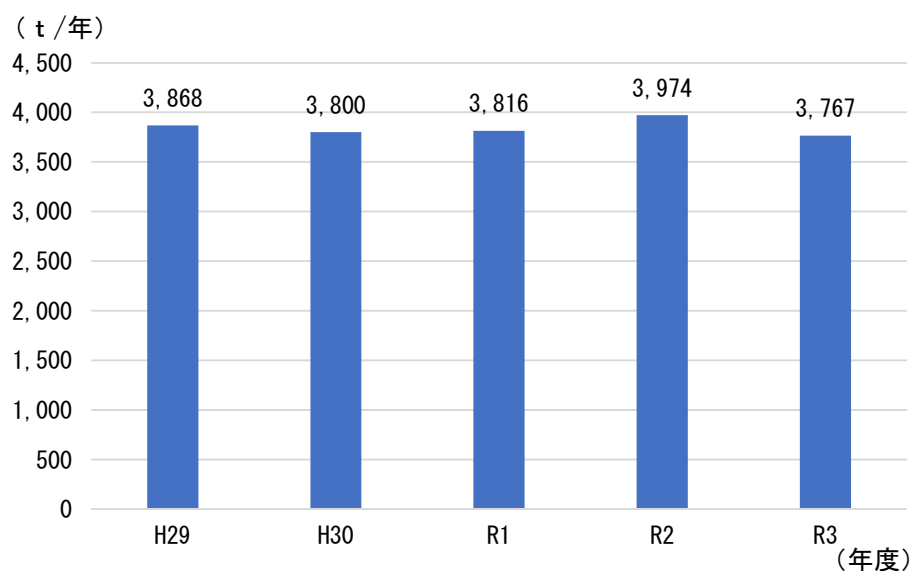


図 3-15 破砕処理量の推移

(3) 再資源化施設処理量

再資源化施設処理量の推移を次に示します。

再資源化施設処理量は令和元年度まで横ばいで推移し、その後令和2年度は増加しましたが、令和3年度に再び減少に転じています。

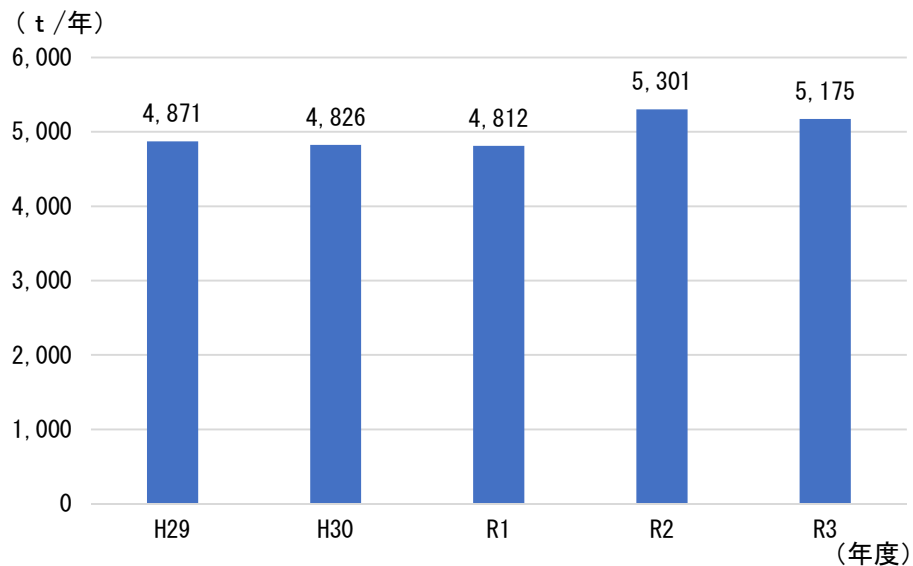


図 3-16 再資源化施設処理量

3.2.10 最終処分の概要

1) 最終処分の概要

本市は最終処分場を保有していないことから、市外の民間業者に委託しています。

2) 最終処分量

最終処分量の推移を次に示します。

本市の最終処分量は、減少傾向で推移し、平成29年度と比較すると約21%減少しています。

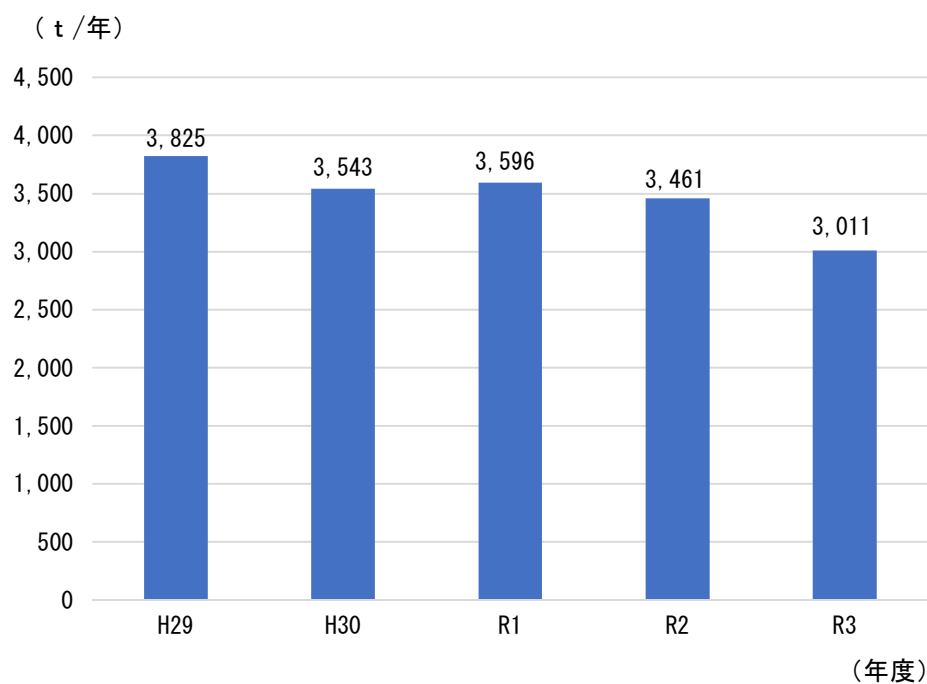


図 3-18 最終処分量の推移

3) 溶融・焼成量

溶融・焼成量の推移を次に示します。

本市では、焼却灰の溶融処理による焼却残渣の再資源化の他、令和2年度には焼成処理による再生処分を開始しています。溶融・焼成量は令和元年度以降増加傾向で推移しています。

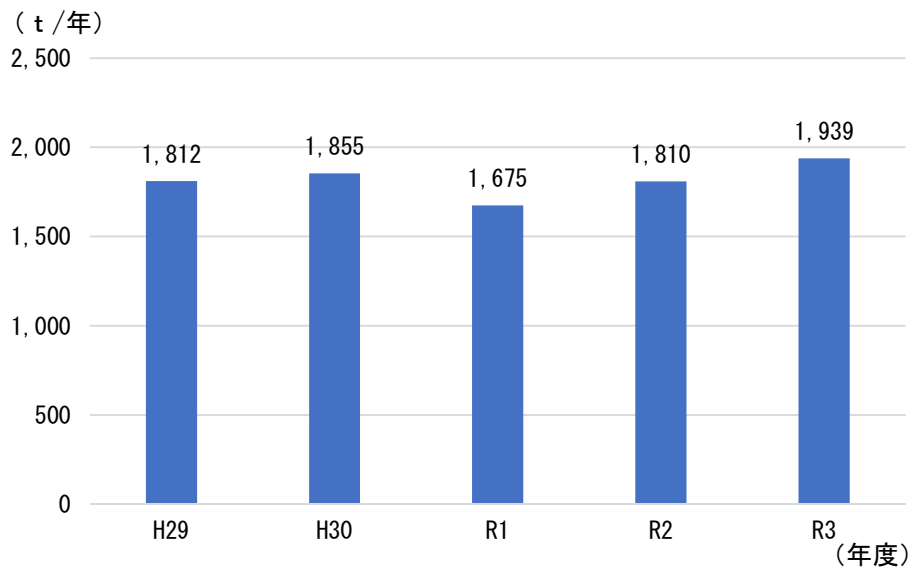


図 3-17 溶融・焼成量の推移

3.2.1 1 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を次に示します。

表 3-20 ごみ処理経費の推移

		H29	H30	R1	R2	R3
歳出	人件費（円） （ごみ処理施設正規職員分）	49,223,338	44,235,549	51,000,776	57,297,749	54,031,427
	塵芥処理費及びリサイクル処理費（円）	2,318,957,721	2,293,529,559	2,394,211,291	2,451,053,764	2,389,469,553
歳入	有価物など雑入（円）	74,743,173	78,108,308	76,009,111	42,467,579	78,841,877
	手数料金額（円）	586,219,810	601,147,860	571,029,119	449,034,450	481,504,330
人口（人）（各年度末人口）		168,852	170,254	170,978	169,963	169,259
総搬入量（t）		57,682	58,416	57,407	52,284	52,550
1人あたりのごみ処理経費（円）		14,025	13,731	14,301	14,758	14,436
1トンあたりのごみ処理経費（円）		41,056	40,019	42,594	47,976	46,499

出典：浦安市

3.2.1 2 ごみの不法投棄

「特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）」対象品目の不法投棄台数を次に示します。

本市におけるごみの不法投棄台数は、減少傾向で推移し、平成29年度と比較すると、約82%減少しています。

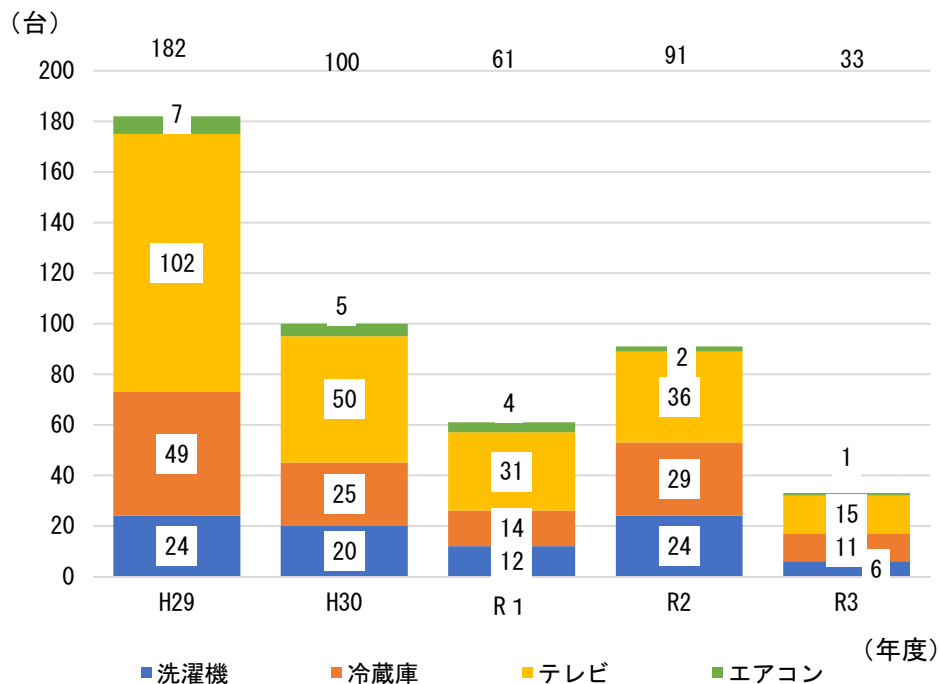


図 3-19 家電リサイクル法対象品目の不法投棄台数の推移

3.2.1 3 災害廃棄物対策

東日本大震災では、大規模地震に加え、主に東北地方の太平洋側では津波の発生により、様々な廃棄物が混ざり合い、大量の災害廃棄物が広範囲にわたり発生しました。災害廃棄物は、人々の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

本市では、災害時における相互支援体制や組織・配備体制など、本市の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定めた「浦安市災害廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定しました。同計画は、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害発生後の環境衛生を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資することを目的としています。

3.2.14 ごみの減量・再生利用の状況

1) ビーナス計画

市・市民・事業者によるごみ減量・再資源化を推進する取組として平成3年にスタートし、循環を意識したさまざまな取組を行っています。

- ① 気持ちの参加
- ② できることへの参加
- ③ システムづくりへの参加
- ④ システム運用への参加

2) 広報・啓発活動

広報うらやす、市ホームページ、ごみ分別アプリ「クルなび」、パンフレット「家庭から出るごみの分け方・出し方ルールブック」、ポスターなどを活用し、ごみの発生・排出抑制、再資源化のための広報・啓発活動を行っています。また、クルンちゃんなどのキャラクターによる4R²⁴ (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle) を推進しています。

3) 教育の充実

(1) ビーナスプラザ

ビーナスプラザは、ごみの減量、資源の再利用を推進する啓発施設として、「ガラス工房」、「衣類リフォーム工房」、「石けん工房」、「多目的工房」、「家具・自転車再生工房」を備え、資源物として収集されたガラスびんを使用したガラス工芸教室や各種リサイクル教室などを開催しています。

(2) クリーンセンターの見学

クリーンセンターの中にあるごみ処理施設と再資源化施設の施設見学を実施しています。

(3) おでかけビーナス、環境に関する出前講座

ごみ減量・再資源化について、要請に応じて出前講座を実施しています。

²⁴ 4R:リデュース(排出抑制・減らす)、リユース(再利用)、リサイクル(資源循環)の3Rにリフューズ(発生抑制・断る)を加えたもの。

4) レジ袋などの削減に向けた取組

ごみ減量のために買い物袋やマイボトルなどを持参して、レジ袋などのごみ削減を推進しています。

5) 集団資源回収補助事業

本市は、昭和57年5月より市内の団体が行う集団資源回収事業に対し、集団資源回収事業奨励補助金交付制度を設け、市民の参加による集団資源回収事業の充実及び拡大を図っています。

この制度は、市内の自治会、子供会、PTAなどが資源回収事業者に売り渡した資源物1キログラムにつき、5円の補助金を交付しています。

6) 拠点回収の実施

本市では、ごみの発生・排出抑制と再資源化を図るため、不用はがき、廃食油、古着・古布などを市役所、各公民館などの公共施設で拠点回収をしています。

7) 使用済小型電子機器等の再資源化

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電に含まれている希少金属の有効利用を図り、ごみの減量と再資源化を目的として、市役所、各公民館などの公共施設で回収しています。

8) 補修・再生された家具・自転車の販売

ビーナスプラザの「家具・自転車再生工房」では、家庭で不用になった家具・自転車を補修・再生し、その再生品を展示・販売しています。

9) ビーナスショップ（リサイクルショップ）の運営

ビーナスプラザでは、家庭で不用になった洋服や日用品などの有効利用とごみの減量を目的としたビーナスショップ（リユースショップ）を運営しています。

10) ビーナス推進員との連携

ビーナス推進員と連携し、自治会まつりにおいて廃棄物減量活動を実施しています。

1 1) 多量排出事業者への対応

多量にごみを排出する事業者を多量排出事業者²⁵として指定し、廃棄物管理責任者²⁶の選任及び事業系一般廃棄物減量計画書の提出を義務づけ、定期的に現場実態調査を行うなど、ごみの減量に向けた取組を促進しています。

1 2) エコショップの認定

本市では、ごみ減量・再資源化などに取り組んでいる小売販売店を「エコショップ」として認定し、その取組を広く市民に周知することにより、「エコショップ」を支援、奨励しています。

1 3) 指定ごみ袋製の普及・啓発

家庭系指定ごみ袋は、燃やせるごみの減量と、分別の徹底及び再資源化の推進、作業員の安全確保を目的として開始し、不適正な排出に対しては警告シールを貼付しています。

有料事業系指定ごみ袋は、従来の事業所ごみの処理方法（許可業者と契約、クリーンセンター持込）に加え、平成18年1月4日から、有料事業系指定ごみ袋制を導入しています。

1 4) イベントごみ減量事業

イベントから出るごみの減量を進めるために、市のイベントや自治会まつりなどで、「リユース食器の利用」や「食器の持ち込みの実施」などによる使い捨て容器の削減や、「ごみと資源の分別の徹底」の啓発に取り組んでいます。

1 5) 焼却残渣の再資源化事業

最終処分されていた焼却残渣の一部を熔融及び焼成処理することにより、再資源化しています。令和3年度の実績は1, 939 tを再資源化しました。

1 6) 公共事業から発生する建設廃棄物の再利用

工事に要求される品質を考慮したうえで、積極的に再生資材の利用を行い、既存施設の解体時においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律などの解体に伴う産業廃棄物の再資源化の方針に基づく廃棄物の分別・再資源化を推進しています。

本市での公共工事における設計、施工時における再生資材の利用、分別・再資源化に取り組んでいます。

²⁵ 多量排出事業者：市内に事業所を有する事業者のうち、一定以上の敷地面積・廃棄物発生量を有する事業者のこと。

²⁶ 廃棄物管理責任者：事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務における責任者のこと。

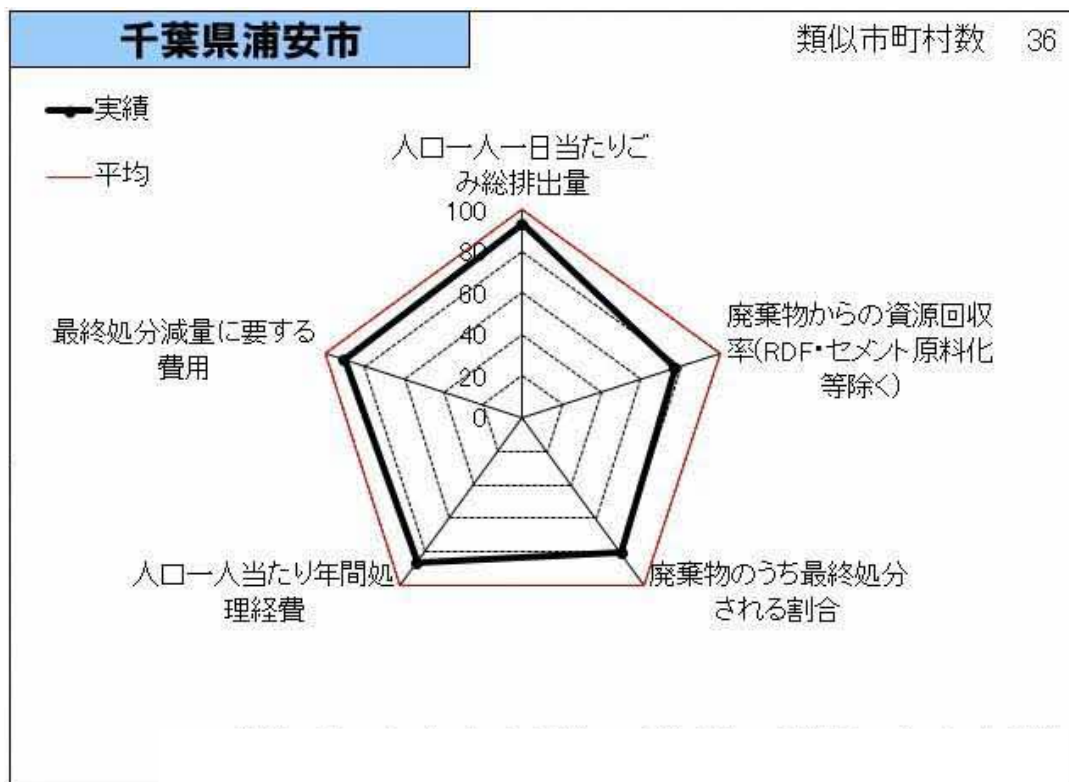
3.2.15 類似自治体との比較検討

1) 類似自治体との比較

一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、人口規模や産業構造が類似している都市36団体（人口150,000人以上、第二次産業次・第三次人口比95%以上、第三次人口比65%以上）を図3-20、表3-21及び表3-22に示します。本データは令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果に基づきます。

表 3-21 類似自治体との比較結果

	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(g/人・日)			(円/人・年)	(円/t)
平均	839	24.8%	5.2%	12,869	41,137
最大	1,146	52.7%	17.5%	18,213	61,466
最小	648	10.9%	0.0%	8,057	20,169
標準偏差	124	8.5%	5.2%	2,418	8,599
浦安市実績	903	19.8%	6.2%	14,758	45,081
指数値	92.4	79.8	80.8	85.3	90.4
指数の見方	指数が大きいほどごみ排出量は少なくなる	指数が大きいほど資源回収率は高くなる	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少なくなる	指数が大きいほど費用対効果は高くなる



資料：令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査

図 3-20 類似自治体との比較

表 3-2 2 類似自治体の比較表（令和2年度）

市町村名	人口	人口一人 一日当たり ごみ総排出 量	廃棄物から の資源回 収率(RDF・ セメント原 料化等除く)	廃棄物のう ち最終処分 される割合	人口一人 当たり年間 処理経費	最終処分 減量に要す る費用
	(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
北海道釧路市	166,089	1,118	16.0	12.5	14,311	38,332
北海道苫小牧市	170,370	1,146	30.8	11.6	11,748	31,357
茨城県ひたちなか市	158,246	1,003	14.5	3.5	8,057	20,169
埼玉県狭山市	150,049	816	28.3	0.8	11,957	36,227
埼玉県上尾市	229,265	763	17.5	8.5	12,125	43,893
埼玉県新座市	166,220	777	26.2	3.7	10,186	33,899
埼玉県久喜市	152,704	841	26.0	1.2	13,483	43,500
千葉県市川市	492,118	792	20.0	11.1	13,369	47,434
千葉県松戸市	498,781	788	24.3	10.1	11,467	38,584
千葉県野田市	154,241	772	27.0	5.5	10,689	32,965
千葉県佐倉市	173,979	833	19.1	2.9	8,530	28,547
千葉県習志野市	175,258	908	18.2	2.5	13,838	41,726
千葉縣市原市	274,190	961	17.8	6.4	10,649	31,096
千葉県流山市	199,151	822	22.8	2.6	11,270	35,752
千葉県八千代市	201,612	773	16.8	5.6	12,384	44,396
千葉県浦安市	169,963	903	19.8	6.2	14,758	45,081
東京都立川市	184,439	673	35.9	0.0	17,063	60,990
東京都三鷹市	190,062	713	31.7	0.0	12,069	39,808
東京都府中市	260,324	684	32.3	0.0	13,420	47,051
東京都調布市	237,636	725	35.7	0.0	12,285	39,859
東京都町田市	429,200	775	25.1	0.0	14,179	42,601
東京都小平市	195,120	689	29.8	3.3	17,021	61,466
東京都日野市	186,992	648	26.6	0.0	12,468	44,186
東京都東村山市	151,478	701	36.7	0.0	15,011	50,929
東京都西東京市	205,907	688	33.8	0.0	15,677	53,629
神奈川県鎌倉市	177,063	936	52.7	0.0	18,213	50,530
神奈川県藤沢市	436,905	836	30.7	0.1	14,941	47,881
神奈川県秦野市	162,439	827	29.6	5.2	13,174	41,162
三重県津市	276,323	1,018	19.2	1.5	15,690	40,258
三重県松阪市	162,244	976	10.9	13.3	10,217	31,509
京都府宇治市	185,203	774	19.4	15.7	11,368	43,688
大阪府和泉市	185,305	849	12.5	12.0	10,639	36,892
兵庫県伊丹市	203,640	837	17.7	11.4	8,063	27,775
兵庫県川西市	156,395	842	26.2	1.8	14,745	48,638
山口県宇部市	163,240	979	28.5	10.5	13,083	40,121
徳島県徳島市	252,235	1,022	13.2	17.5	15,151	38,988

資料：令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査（人口は10月1日）

2) 類似自治体との比較による主な相違点

表 3-21、表 3-22 に基づく類似自治体との主な相違点を次に示します。

(1) 原単位

本市の原単位は903 g/人・日となっており、類似自治体の原単位の平均値839 g/人・日を上回っています。

(2) 再資源化率 (RDF²⁷、セメント原料化等除く)

本市の再資源化率19.8%は、類似自治体の平均値24.8%より低くなっています。

(3) 最終処分率

本市の最終処分率6.2%は、類似自治体の平均値5.2%を上回っています。

(4) 1人当たりの年間処理経費 (処理及び維持管理費)

本市の1人当たり処理経費 (処理及び維持管理費) は、14,758円で類似自治体の平均値12,869円を上回っています。

(5) 最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は、45,081円/tで類似自治体の平均値41,137円/tを上回っています。

²⁷ RDF:家庭ごみなどの一般廃棄物を主原料として作られる固形燃料。

3.2.16 取組の検証

取組の検証を次に示します。

表3-23取組の検証(1/3)

	項目	主体	施策	実施状況	評価	担当課
基本目標	減量目標	令和9年度に一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 410g/人・日 (中間目標は令和4年度に 421g/人・日)		令和3年度実績: 487g/人・日	未達成	ごみゼロ課
		令和9年度に事業ごみ総排出量 21,938t (中間目標は令和4年度に 23,066t)		令和3年度実績: 17,625t	達成	ごみゼロ課
	再資源化目標	令和9年度までに再資源化率 23%以上 (中間目標は令和4年度に 22%)		令和3年度実績: 19.7%	未達成	ごみゼロ課
普及啓発計画	循環型社会を実現するには、市民・事業者・行政の三者が互いの役割分担に基づいて協力しながら取り組む必要があるため、市民・事業者は循環型社会の実現に向けた取組に関する情報収集と環境に対する意識向上に努めるとともに、行政は市民・事業者がこれらの情報を得やすくするよう三者のパートナーシップの構築を目指します。	市民の取組	(1) ビーナズプラザの積極的な利用	●ビーナズプラザ来館者数: 18,304 人(令和3年度実績) ●リサイクル教室参加人数: 26 人(令和3年度実績) ●修理・再生された家具・自転車の販売数: 家具 638 点、自転車 59 台(令和3年度実績) ●ビーナズショップ販売点数: 21,584 点(令和3年度実績)	○	ビーナズプラザ
			(2) 環境学習への積極的な参加	●新型コロナウイルス感染症対策に伴う人数制限等を行ったものの、リユースやごみ減量を目的に市民団体(6団体)による講座・教室を開催しました。	○	ビーナズプラザ
			(3) フリーマーケットへの積極的な参加	●ビーナズプラザでのフリーマーケットを開催しています。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴い開催しませんでした。	○	ビーナズプラザ
		事業者の取組	(4) 自己処理責任の徹底	●多量排出事業者 69 社には、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付けています。 ●許可業者と直接契約して処理 46%(前回 49%)(令和4年度実施: 事業者アンケート調査)	○	ごみゼロ課
			(5) 環境リーダーの設置	●市指定の多量排出事業者 69 社に、廃棄物管理責任者の選任届の提出を義務付けています。	○	ごみゼロ課
			(6) 環境学習への積極的な参加	●市の環境学習への参加は見られないが、ごみ減量マニュアルを作成して認識を深める、資源の分別管理など、社内での教育を実践している事業者があります。	△	ごみゼロ課
			(7) 環境管理システムの構築	●主体的に環境保全行動への取組を制度化した浦安エコカンパニーに 18 事業者が認定されています。	○	環境保全課
		行政の取組	(8) 社員に対する環境教育の実施	●ごみ減量マニュアルの作成 15%(前回 10%)、ごみの発生抑制や資源化の呼びかけ 10%(前回 13%)(令和4年度実施: 事業者アンケート調査)	○	ごみゼロ課
			(9) ビーナズニュースの発行	●令和2年度まで、年1回ビーナズニュースを発行し、全戸配布しました。	○	ごみゼロ課
			(10) 市ホームページなどによる情報提供	●「ごみの分け方・出し方」、「リユース・リサイクル」、「補助・制度」などについて市ホームページに情報を掲載しています。	○	ごみゼロ課
			(11) ビーナズ推進員(廃棄物減量等推進員)との協働	●食費ロス削減のためのフードドライブの周知、自治会まつりなどにおいて廃棄物減量活動を実施しています。	○	ごみゼロ課
			(12) リフューズの推進	●自治会まつりなどの実施後に減量報告書の提出を求めて、報告会等において推進しています。	○	ごみゼロ課
			(13) 浦安市廃棄物減量等推進審議会の運営	●令和4年度から第 11 期浦安市廃棄物減量等推進審議会を運営しています。	○	ごみゼロ課
			(14) おでかけビーナズの実施	●環境に関する出前講座によるごみ減量・再資源化についての説明会を開催しています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う活動自粛のため、市ホームページにてごみ減量啓発ムービーの公開及び同内容 DVD の貸し出しを行っています。	○	ごみゼロ課
			(15) エコショップ認定制度の実施	●エコショップ認定店: 5事業者7店舗	○	ごみゼロ課
			(16) 事業系ごみ対策の強化	●「事業系ごみ」の処理方法を記載したガイドラインを作成し、事業者に配布しています。	○	ごみゼロ課
			(17) 浦安エコカンパニー制度の普及	●令和3年度新規宣言事業者数: 3事業者	○	環境保全課

注) 評価の凡例 ○: 実施、△: 一部実施、準備中、×: 未実施

表3-24取組の検証(2/3)

	項目	主体	施策	実施状況	評価	担当課
発生・排出抑制計画	循環型社会を実現するには、まず不用物の発生を抑制し、次いでその不用物をごみとして排出することを抑制することが重要です。そのため、市民は出来るだけごみを発生・排出しないライフスタイルへ転換し、また事業者は排出者責任に基づいた事業活動へ改善することを目指します。	市民の取組	(18)ごみになるものを家庭に持ち込まない	●必要なものを必要な分だけ買う 53%(前回 62%)、マイ箸、マイボトルなどを利用 25%(前回 32%)、割りばし、プラスチックスプーンなどはもらわない 44%(前回 41%)(令和4年度実施:市民アンケート調査)	△	ごみゼロ課
			(19)生ごみの積極的な削減	●料理は残さず食べるようにしている 66%、買い過ぎないようにしている 66%、食品の賞味(消費)期限に注意している 61%(令和4年度実施:市民アンケート調査)	○	ごみゼロ課
			(20)買い物袋の利用(レジ袋の削減)	●買い物袋を持参し、レジ袋はもらわない 88%(前回 68%)(令和4年度実施:市民アンケート調査)	○	ごみゼロ課
			(21)生ごみの水切りの徹底	●生ごみの水切りを徹底している 40%(前回 42%)(令和4年度実施:市民アンケート調査)	△	ごみゼロ課
		事業者の取組	(22)ごみとなるものを作らない・売らない	●詰め替え商品の選択 47%(前回 65%)、店頭回収の利用 31%(前回 32%)(令和4年度実施:市民アンケート調査)	△	ごみゼロ課
			(23)イベントごみの減量の促進	●イベントや自治会まつりなどでリユース食器の利用、食器の持込実施、ごみと資源の分別徹底を啓発しています。	○	ごみゼロ課
			(24)事業系ごみの適正処理の促進	●ガイドラインを活用し、適正な処理が行われています。	○	ごみゼロ課
		行政の取組	(25)生ごみの削除と生ごみの水切りの強化	●令和3年3月に家庭系ごみの食品ロス実態調査を実施しました。 ●食品ロスの削減に関するポスターを作成し、令和3年7月に実施した環境展において啓発しています。	○	ごみゼロ課
			(26)買い物袋の持参運動の強化(レジ袋削減)	●レジ袋削減、マイバッグ等持参の呼びかけを実施しました。 ●令和2年7月よりレジ袋が有料化されました。	○	ごみゼロ課
			(27)多量排出事業者などへの排出指導の強化	●一般廃棄物を減量するための計画書を提出した事業所:69 事業所 ●立ち入り調査の実施:17 事業所	○	ごみゼロ課
			(28)事業ごみ手数料の見直し	●近隣市の状況について調査・研究を実施しました。	△	ごみゼロ課
			(29)家庭ごみの有料化の検討	●近隣市の状況について調査・研究を実施しました。 ●令和4年度に実施した市民アンケート調査においては、様子を見るべき、導入すべきでないと回答した割合が多くなりました。すぐにでも導入すべきである3%、ごみ排出量の多い人が相応の経費負担をする仕組みであれば導入してもよい25%、しばらく様子を見るべき31%、導入すべきでない26%(令和4年度実施:市民アンケート調査)	△	ごみゼロ課
		(30)事業系ごみ対策	●「事業系ごみ」の処理方法を記載したガイドラインを作成し、事業者に配布しています。	○	ごみゼロ課	
再資源化計画	発生・排出抑制後の不用物を出来るだけごみとして排出しないために、市民と事業者による再資源化活動を促進し、その後に排出されたごみも出来るだけ焼却・埋立しないように、行政による再資源化事業を推進することを目指します。	市民の取組	(31)分別回収への積極的な参加	●概ね、適正な分別が行われていますが、ごみ質調査の結果、資源物が混入している場合があります。	○	ごみゼロ課
			(32)集団資源回収補助事業への積極的な参加	●実施団体数:111 団体 ●年間回収量約 3,258,683kg	○	ごみゼロ課
			(33)拠点回収への積極的な参加	●廃食油 2,087 リットル、古着古布 42,180kg、飲料用紙パック 680kg、白色発泡トレイ 72kg、紙製容器包装 1,005kg(令和3年度実績)。なお、飲料用紙パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装の拠点回収は令和3年7月末で終了しました。	△	ごみゼロ課
		事業者の取組	(34)自主的な再資源化システムへの積極的な参加	●古紙回収箱の設置 25%(前回 29%)、空き容器の分別回収箱の設置 32%(前回 31%)、納入業者に包装の簡素化、通い箱※の使用を依頼9%(前回4%)(令和4年度実施:事業者アンケート調査)	○	ごみゼロ課
			(35)資源物の徹底した分別	●多量排出事業者 69 社には、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付けています。	○	ごみゼロ課
			(36)事業系資源物の自己処理	●資源物は、市の分別収集を利用している 30%(前回 30%)(令和4年度実施:事業者アンケート調査)	○	ごみゼロ課
		行政の取組	(37)資源物の分別徹底	●資源物の分別収集を継続し、適切な分別を推進しています。	○	ごみゼロ課
			(38)集団資源回収補助事業の拡充	●令和3年度実績:111 団体実施、奨励補助金合計額 16,293,415 円、事業者団体補助金 6,208,400 円	○	ごみゼロ課
			(39)拠点回収の拡充	●飲料用紙パック、不用はがき、廃食油、古着・古布、小型家電などを市役所、各公民館などの公共施設で拠点回収を実施しています。なお、飲料用紙パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装の拠点回収については、令和3年7月末で終了しました。	△	ごみゼロ課
			(40)使用済み小型電子機器等の回収ルールの明確化	●市ホームページのほか、市役所、各公民館などで配布しているごみと資源物の分け方・出し方のルールブックに回収品目を掲載しています。	○	ごみゼロ課
			(41)プラスチック製容器包装の分別収集の検討	●近隣市の状況について調査・研究を実施しました。	△	ごみゼロ課

注) 評価の凡例 ○:実施、△:一部実施、準備中、×:未実施

※通い箱:販売事業者や流通事業者などが、取引企業などに注文された商品を入れて届けるのに使う容器を示す。使い終わった容器は回収して再使用する。

表3-25取組の検証(3/3)

	項目	主体	施策	実施状況	評価	担当課
再資源化計画	発生・排出抑制後の不用物を出来るだけごみとして排出しないために、市民と事業者による再資源化活動を促進し、その後に排出されたごみも出来るだけ焼却・埋立しないように、行政による再資源化事業を推進することを目指します。	行政の取組	(42)紙製容器包装の分別収集の調査・研究	●紙類収集日に雑誌と混ぜて束ねて収集しています。	○	ごみゼロ課
			(43)クリーンセンターでの有価物回収の促進	●ごみ減量と再資源化を図るため、クリーンセンター各施設において、分別収集した資源・不燃・粗大ごみの選別処理を行い、資源物や有価物を回収し、再生処分を行いました。 令和3年度実績 (有価物)回収量:1,030.84t、売却金額:24,168,387円 (資源物)回収量:3,734.46t、売却金額:53,811,711円	○	クリーンセンター
			(44)公共施設などでの減量・分別排出の徹底	●通常のOA用紙の分別の他に、機密文書は焼却処分から溶解再生処理に移行しました。(平成22年度より) ●紙類収集運搬(再資源化):令和3年度実績1,813t	○	ごみゼロ課
			(45)生ごみの再資源化に関する検討	●給食センターにおける食品残渣については、リサイクル事業者に引き渡しています。	○	ごみゼロ課
収集・運搬計画	市民と事業者による再資源化活動後に排出されたごみについて、環境への負荷が少ない効率的な収集・運搬を目指します。	行政の取組	(46)燃やせるごみの収集回数の見直し	●令和4年度に実施した市民アンケート調査では、週3回を維持の割合が多くなりました。引き続き、検討を行います。週2回に減らして、プラスチックごみの収集日に充てたほうがよい22%、週3回を維持し、別日にプラスチックごみの収集日を設けたほうがよい67%(令和4年度実施:市民アンケート調査)	○	ごみゼロ課
			(47)地域美化対策の推進	●地域美化活動支援(まちピカプログラム:令和3年度延べ33団体)がボランティア清掃を実施しました。 ●共同清掃(自治会):令和3年度延べ54自治会(185回)が清掃を実施しました。	○	環境衛生課
			(48)事業系ごみ対策(チラシの配布と指導)	●事業者へガイドラインを配布し、排出ルール順守を呼びかけるとともにクリーンセンターの搬入ごみに対して展開検査を実施し、排出ルールが守られていない事業者に対する指導を行いました。	○	クリーンセンター
中間処理計画	再資源化施設及び不燃・粗大ごみ処理施設での有価物の回収、ごみ焼却施設でのエネルギー回収を推進するとともに、環境への負荷が少ない適正処理を行うことを目指します。	行政の取組	(49)ごみ焼却施設の安心・安全で適正な処理の継続	●令和3年度に現長期包括責任委託の期間終了を迎えるにあたり、施設を竣工から50年間にわたり使用していく方針のもと、将来にわたって施設の安心・安全で適正な処理を継続していくため、延命化工事と一体で行う新たな長期包括責任委託事業の移行作業を完了しました。	○	クリーンセンター
			(50)サーマルリサイクルの推進	●ごみ焼却の際に発生する蒸気で発電を行い、施設で利用するほか、余剰電気は長期包括事業者により売電しました。また、蒸気は施設内の他、隣接する斎場及びワークステーションの空調や給湯に使用することで、余熱の有効利用を図りました。	○	クリーンセンター
			(51)クリーンセンターの延命化	●長寿命化総合計画に基づき、施設を竣工から50年間にわたり使用していく方針のもと、令和4年度からの4か年で実施する施設の延命化工事に係る基本設計図書を作成しました。	○	クリーンセンター
			(52)バイオマス事業の検証	●近隣市の状況について調査・研究を実施しました。	△	ごみゼロ課
最終処分計画	ごみの発生・排出抑制及び再資源化を推進するとともに、中間処理においても最終処分量を可能な限り削減することを目指します。	行政の取組	(53)埋立対象物の再資源化の調査・研究	●最終処分量の削減及びリサイクル推進のため、熔融処理による焼却残渣の再資源化の他、令和2年度からは焼成処理による再生処分を開始する等、埋立対象物の再資源化について調査・研究を続けています。	○	クリーンセンター
			(54)最終処分場の確保	●自区域内に最終処分場を確保することが引き続き困難なため、民間最終処分場の安定確保を継続しています。 令和4年度の処分先 (最終処分場)北茨城市・米沢市・君津市 (リサイクル施設)鹿嶋市・小山市・寄居町	○	クリーンセンター
			(55)最終処分量の減量目標	●焼却残渣の一部を灰のリサイクル施設に搬出し、最終処分量を削減しました。 令和3年度実績 焼却残渣発生量:4,949.35t(うちリサイクル量:1,938.59t) ※リサイクル率:約39%	○	クリーンセンター
その他の施策など	(56)不法投棄の防止	広報などによる啓発、監視体制の強化	●不法投棄についての情報を市ホームページに掲載しています。 ●職員によるパトロールを実施しています。	○	ごみゼロ課	
	(57)医療廃棄物処理対策	医療機関と連携した医療廃棄物処理対策	●関係機関及び関係団体と協議又は調整を行い、その性状及び種類に応じて適正に処理しています。	○	ごみゼロ課	
	(58)災害時などにおける廃棄物処理対策	災害時などにおける廃棄物処理対策	●令和3年3月浦安市災害廃棄物処理計画策定 ●令和4年2月8日浦安災害廃棄物処理協力会と災害時の相互応援に関する協定の締結	○	ごみゼロ課	

注) 評価の凡例 ○:実施、△:一部実施、準備中、×:未実施

3.2.17 実績の評価

1) 基本目標

本市の令和3年度の実績は、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量487g／人・日、再資源化率19.7%であり、令和4年度の間目標である、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量421g／人・日、再資源化率22%を達成していない状況です。

事業系ごみ総排出量は17,625tであり、令和4年度の間目標23,066tを達成していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式により、外出自粛やリモートワークを実施する企業が増加したことによる一時的な減少であると考えられ、今後は排出量の増加が予測されます。

そのため、さらなるごみの削減や分別意識の徹底が必要です。

2) 普及・啓発計画

ごみの削減・分別意識向上のため、環境イベントや環境情報について、広報、市ホームページなどを活用し、周知・啓発を行ってきましたが、基本目標の達成には至っていないことから、さらなる情報発信機会の創出が必要です。

3) 発生・排出抑制計画

市民アンケート調査結果より、ごみとなるものを家庭へ持ち込まない、水切りの徹底など、個人で行う取組を実施している人の割合が減少傾向にあります。

一人ひとりの意識の高揚を図り、普及啓発とともに推進していく必要があります。

4) 再資源化計画

収集したごみの再資源化を実施し、再資源化率は向上しています。飲料用紙パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装の拠点回収については、スーパーなどにおける店頭回収が定着してきたことにより、令和3年度に廃止しています。

今後は製品プラスチックの一括回収など、資源ごみの分別品目を検討し、焼却処理となるごみの減量を図る必要があります。

5) 収集運搬計画

これまで、燃やせるごみの収集回数の検討や、事業者への排出ルールの徹底を進めてきました。引き続き、効率的な収集・運搬体制を図る必要があります。

6) 中間処理計画

本市では、現在クリーンセンターの施設の長寿命化を図るため、基幹的設備改良工事を実施しており、施設運転の効率化を図っています。機器の見直しを行うことにより、施設運転の省エネルギー化がなされます。今後も、安定した施設運転を図る必要があります。

7) 最終処分計画

本市では、平成26年度より、焼却灰の一部を溶融及び焼成処理を行っており、埋立処分量の削減を図っています。

ごみの減量による焼却残渣量の減少を図るとともに、安定した溶融及び焼成処理を行うことにより、埋立処分量の低減を図る必要があります。

3.3 ごみ処理の課題の整理

3.3.1 課題1：発生・排出抑制

本市では、ごみ問題を解決し、循環型社会を形成するために4 Rを推進しており、4 Rの中でもリフューズ（断る）、リデュース（抑制する）に係る取組が最も重要と考えています。より一層のごみの発生・排出抑制に係る取組を継続、拡充し、市民・事業者の排出抑制、再資源化を喚起していくことが課題となります。

市民が4 Rに取り組むために市が実施している、エコショップ認定制度、ビーナスプラザでのリサイクル教室やフリーマーケット、不用品の再生事業などについても市民に十分認識され、活かされるよう広報・啓発を強化する必要があります。

本市のごみの特徴として、これまで、事業系ごみの占める割合が高いことが挙げられていましたが、令和2年度の事業系ごみの割合は28%と国の平均と類似しています。しかし、これは新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式により、外出自粛やリモートワークを実施する企業が増加したことによる一時的な減少であると考えられるため、今後、新たな生活様式に適応した事業活動が活発になった際の対策が必要です。

多量排出事業者に対しては、事業系一般廃棄物減量計画書の作成、各セクションへの責任者の設置、環境学習への積極的な参加、環境管理システムの構築、社員に対する環境教育の実施などに努めるよう啓発してきました。また、少量排出事業者に対しては、自己処理責任の徹底を図ってきました。今後も事業系ごみに対する発生・排出抑制の取組を強化し、更なる削減を図ることが必要です。

本市では、令和2年度に食品ロス実態調査を行っており、その結果、家庭ごみに含まれる食品廃棄物は23.1%となり、さらにその中で食品ロスとされるものが44.5%となりました。食品廃棄物の内、約半分が食品ロスとなっていることから、本市においても食品ロス削減の徹底が必要です。

3.3.2 課題2：再資源化

本市の令和2年度の再資源化率19.8%は、県平均を1.6ポイント下回っていますが、全国平均を1.8ポイント上回っています（図3-10参照）。排出段階における資源物の分別を徹底することが課題です。

また、令和3年度の実績は19.7%となっており、今後もさらなる再資源化を進め、貴重な資源の有効活用を図る取組が必要です。

資源物の集団資源回収や拠点回収については、これらの回収システムを利用していない市民が多く、事業が十分に活かされていないことから集団資源回収及び拠点回収の活用を促進することが課題となっています。

本市では、令和4年度にプラスチック類の含有量調査を実施しました。その結果、家庭ごみの約20%はプラスチック類であり、その内の約94%が容器包装プラスチックとなりました。今後、製品プラスチックも含めたプラスチック類の分別収集の検討を行い、プラスチック類の資源利用を図る必要があります。

3.3.3 課題3：収集・運搬

ごみ排出量のうち約78%を燃やせるごみが占めています。（図3-8参照）

その中でも、紙・布類は多くを占めています。（図3-11参照）

このことから再資源化可能な資源物が燃やせるごみに混入していることがわかります。

資源物の再資源化活動として市の資源分別収集に協力している市民が大多数を占めているもののごみ質調査結果からは紙類が非常に多く、市民の意識とごみ質の実態とに格差が生じています。このことからごみの排出状況についての情報を正確にわかりやすく伝え、資源物を分別して排出することの徹底が課題となっています。

また、高齢化社会の進展、医療技術の進歩、介護保険法の施行などにより、今後ますます在宅医療が増加することが予想されることから、ごみ出しの支援をさらに進める必要があります。

3.3.4 課題4：中間処理

本市では、ごみ処理施設を竣工から50年間（令和26年度まで）使用していくことを目指し、延命化工事を行うとともに長期包括責任委託事業を通じて、効率的・効果的な施設の管理・運営を行っていきます。

工事期間中における安定したごみ処理や、工事終了後における施設の基本的性能を発揮するため、施設の適切な維持管理とともに、引き続き4Rを推進しながら、ごみ発生量を抑制し、ごみ質の安定化を図ることが課題となっています。

3.3.5 課題5：最終処分量

本市は最終処分場を有していないことから、市外の民間業者に委託し、廃棄物を焼却処理した後に残る焼却残渣を処分しています。

このことから、最終処分場の負担を軽減するために、焼却残渣は埋め立て処分の他、熔融及び焼成処理による再生処分を図り、最終処分量を抑制しています。

引き続きごみの発生・排出抑制、再資源化と焼却残渣の有効利用を推進しながら、最終処分量を更に削減することが課題となっています。

3.3.6 課題6：その他

廃棄物を正しいルールで排出することは、市民・事業者の責務です。しかし、現実にはルールを無視して不法投棄する者が後を絶ちません。環境保全の観点から、不法投棄の防止策を検討する必要があります。

また、医療廃棄物のうち、在宅医療に伴って排出される注射針は、高齢化社会の進展、医療技術の進歩により増加します。注射針による針刺し事故など医療廃棄物処理対策の検討が必要です。

さらに、東日本大震災の発生により液状化現象が起こり、ごみ収集に大きな影響がありました。また、液状化被害が多かった、中町、新町の戸建地域では、多くの世帯が門扉・へいなどの倒壊に合い、多量のガレキが発生しました。今後の災害時などにおける廃棄物処理対策として、令和3年3月に浦安市災害廃棄物処理計画を策定しましたが、計画の実効性を高めるため、研修や訓練の実施など、災害発生に備えた体制の構築に努める必要があります。

3.4 ごみ処理基本計画の基本フレーム

3.4.1 基本理念

人類は、現在に至るまで、便利で快適な生活を求めて高度に経済社会を発展させてきました。その結果、地球温暖化やエネルギー資源の枯渇など様々な地球環境の問題とともに、廃棄物の排出量の増大と質的な多様化など身近な地域環境の問題をもたらしました。こうした問題は、物質的な豊かさの追求に重きを置いてきた人々の価値観やライフスタイルに要因の多くがあると言っても過言ではありません。

地球環境や地域環境を健全な状態にして将来の世代に引き継ぐことにより人類が持続的に発展するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会に転換していく必要があります。それには、市民一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、市民・事業者・行政の3者が各々の役割と協働の基に、それぞれの立場で環境に配慮した具体的な行動を起こすことが最も重要です。

こうした状況の中で、本市は、平成15年に「浦安市環境基本条例」で「人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市」を望ましい環境像として定めています。また、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するための「第3次浦安市環境基本計画」を令和3年3月に策定し、ビーナス計画のもと4Rを推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現することを目指しています。

さらに、令和3年3月に策定した「浦安市地球温暖化対策実行計画（浦安市ゼロカーボンシティ推進計画）」をもとに、温室効果ガス排出量の削減、省資源やリサイクル対策、環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）の推進などに取り組んでいます。

以上のことを踏まえて、本計画の上位計画である「第3次浦安市環境基本計画」の理念を本計画の理念としても定めることとします。

みんなで作くり つなげる 環境都市うらやす

3.4.2 基本方針

基本理念に基づく循環型廃棄物処理システムの確立を目指すため、次に示す項目をごみ処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って環境都市を実現していくこととします。

方針1：4Rに基づく廃棄物処理システムづくりの推進

対応する課題： 課題1 課題2 課題3 課題4 課題5



循環型社会を構築するために、第一にごみになるものを断り(Refuse)、第二にごみの発生・排出を抑制(Reduce)し、第三に再使用(Reuse)し、第四に再生利用(Recycle)を進め、残ったものを適正処理により熱回収し、最後に適正処分する廃棄物処理システムづくりを推進します。

方針2：市民・事業者・行政の役割分担に基づく廃棄物処理システムづくりの推進

対応する課題： 課題1 課題2



市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担することを前提とした3者のパートナーシップに基づく廃棄物処理システムづくりを推進します。その役割分担としては、市民は環境配慮型の生活様式を選択し、事業者は「拡大生産者責任」の観点から製品が廃棄された後まで責任を持ち、行政は3者のパートナーシップに基づいて協力関係を構築出来るようコーディネーターを努めます。

方針3：安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりの推進

対応する課題： 課題2 課題3 課題4 課題5 課題6



ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりを推進します。市は、ISO14001を経て、浦安市版環境マネジメントシステムに基づく、自己宣言による運用を開始しており、廃棄物処理においても環境マネジメントシステムを適用することにより環境負荷の低減を図っていきます。

方針4：経済性を考慮した効率的な事業運営の推進

対応する課題： **課題3** **課題4** **課題5**



ごみ処理費用をできるだけ低減するために、収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、経済性を考慮した効率的な事業運営を推進します。

3.4.3 基本目標

基本目標については、国及び県のごみ減量・再資源化目標やこれまでの実績、社会情勢の変化などを勘案して見直しの検討を行いました。新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、家庭においては新たな生活様式が定着しつつある一方で、減少していた事業系ごみの排出量については増加することが予測されます。

このような事情から、現計画で設定した令和9年度における基本目標を変更しないこととし、新たな生活様式への対応を考慮したごみの減量・再資源化に関する様々な取組を推進することにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

目標1：一人1日当たりの家庭系ごみ排出量の75g削減を目指します。(平成28年度比)

目標2：事業系ごみの10%削減を目指します。(平成28年度比)

目標3：再資源化率23%以上の実施を目指します。

1) 減量目標

減量目標

指標：一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日) (資源物等の資源除く)

485 g/人・日

基準年度
平成28年度

基準年度から
75g削減

410 g/人・日

目標年度
令和9年度

指標：事業系ごみ総排出量 (t)

24,372 t

基準年度
平成28年度

基準年度から
10%削減

21,938t

目標年度
令和9年度

【目標1の説明として】

(1) 家庭系ごみ対策

家庭系ごみについては特に下記の取組を実施・充実することにより目標の達成を目指します。

- ① 4 Rに関する情報提供の推進
- ② おでかけビーンズなどを介した実地・体験学習の推進
- ③ 食品ロスの削減の推進

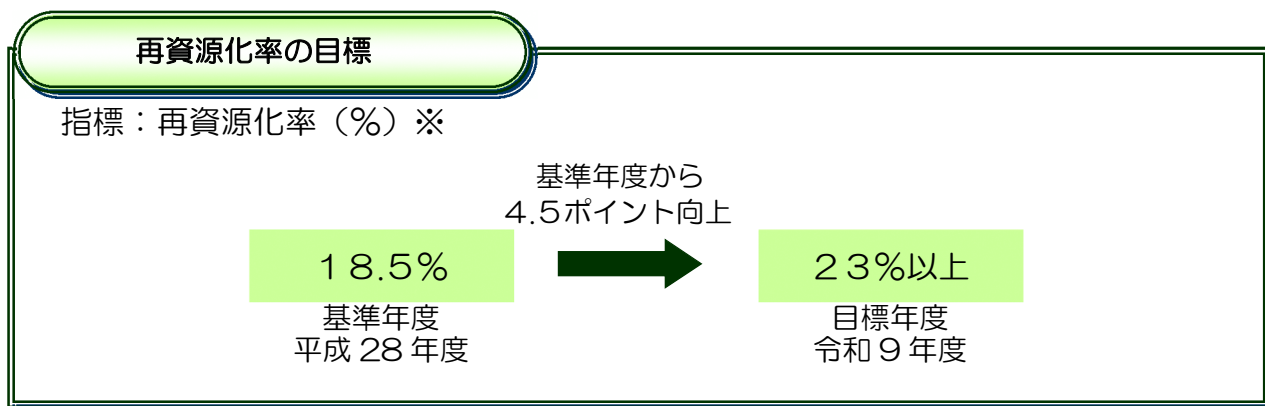
【目標2の説明として】

(2) 事業系ごみ対策

本計画では、以下のような事業系の減量対策を盛り込み、排出者責任を十分認識していただくことにより、平成28年度を基準に目標年度の令和9年度において、10%の削減を目指すものとします。

- ① 排出者責任の徹底
- ② 排出事業者への排出指導の強化
- ③ 発生・排出抑制、再資源化を推進するためのマニュアルの作成
- ④ 紙類、食品残渣の再資源化の推進
- ⑤ 資源の分別、排出ルールの厳守

2) 再資源化率の目標



※再資源化率＝資源化物量÷ごみ排出量(集団資源回収、拠点回収量を含む)

【目標3の説明として】

特に下記の再資源化の取組を実施・充実することにより目標の達成を目指します。

- ① 資源物の分別排出の徹底
- ② 集団資源回収、拠点回収の推進
- ③ 小型家電品の分別・再資源化
- ④ 中間処理後の再資源化
- ⑤ 焼却残渣の再資源化

ごみを減らしましょう！

●紙類の資源化

紙類は燃やせるごみの 35.3%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 155g となります。このうち約 13%に当たる 20g^{*}を削減する必要があります。これは新聞紙に換算すると約 1 枚分となります。

- ・新聞紙一枚の重さ軽量新聞用紙の重さ:46.2g/m²
新聞紙一枚の大きさ:545mm×820mm(JIS 規格)=0.45 m²
したがって新聞紙一枚の重さは 46.2g/m²×0.45 m²≒20.79g



●食べ残し等の削減

食べ残し等のちゅう芥類(生ごみ)は、燃やせるごみの 14.9%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 65g となります。このうち約 15%に当たる 10g^{*}を削減する必要があります。これはごはんに換算するとお茶碗 1 杯のおよそ 15 分の 1 となります(お茶碗 1 杯はおよそ 150g)。また、生ごみを堆肥化させるコンポストの活用も有効です。



●水切りの強化

水分は燃やせるごみの半分近くを占めています。水切りなどで 17g^{*}を削減する必要があります。これはペットボトルのキャップに換算すると約 3 杯分となります(ペットボトルのキャップの容量およそ 5mL(5g))。



●燃やせないごみの削減

燃やせないごみのうち約 22.9%に当たる 3g^{*}を分別徹底する必要があります。これはアルミ缶に換算すると約 5 分の 1 本となります(アルミ缶(350ml)は 1 本およそ 15g)。



●粗大ごみの削減

ものを長く、大切に使用することで、ごみとして排出することを減らします。粗大ごみのうち約 11.1%に当たる 3g^{*}を削減する必要があります。



●事業系ごみの削減

紙類や厨芥類の資源化、事業系資源物の自己処理、産業廃棄物の搬入抑制等により事業系ごみを減らします。

※表3-26

表 3-26 家庭系ごみ及び事業系ごみの削減量の内訳

①家庭系ごみ

		平均ごみ質 (湿ベース)	H28排出量 内訳	一人1日当 たりのごみ 排出量	削減・増 加目標	削減・増 加割合	備考
		%	t/年	g/人・日	g/人・日	%	
燃やせる ごみの 組成	紙類	35.3	9,462	155	20	12.9	紙類の資源化
	布類	4.6	1,233	20			
	木・竹・ワラ類	20.5	5,495	90			
	プラスチック類	13.6	3,646	60			
	ゴム・皮革類	3.9	1,045	17			
	厨芥類	14.9	3,994	65	10	15.4	食べ残し等の削減
	不燃物類	1.2	322	5			
	その他	6.0	1,608	27			
	合計	100.0	26,806	439	30		
同三成分	水分	46.7	12,513	205	17	8.3	水切りの強化
	灰分	7.9	2,123	35			
	可燃分	45.4	12,170	199			
	合計	100.0	26,806	439	17		
その他	燃やせるごみ		26,806	439	22	4.9	減少傾向による排出量低下
	燃やせないごみ		1,011	13	3	22.9	びん、缶の資源化
	粗大ごみ		1,827	27	3	11.1	長く使用するなどによる排出削減
削減目標 合計					75		

②事業系ごみ

	H28排出量 内訳	削減目標	削減割合	備考
	t/年	t/年	%	
燃やせるごみ	22,488	2,211	9.8	紙類や厨芥類の資源化
燃やせないごみ	811	83	10.2	産業廃棄物の搬入抑制等
有害ごみ	9	1	11.7	
粗大ごみ	391	40	10.2	
資源物	276	97	35.1	事業系資源物の自己処理
その他	15	0	1.2	
公共施設等	382	2	0.6	
削減目標 合計	24,372	2,434	10.0	

3) 現状のまま推移した場合の将来値と目標を設定した場合の将来値

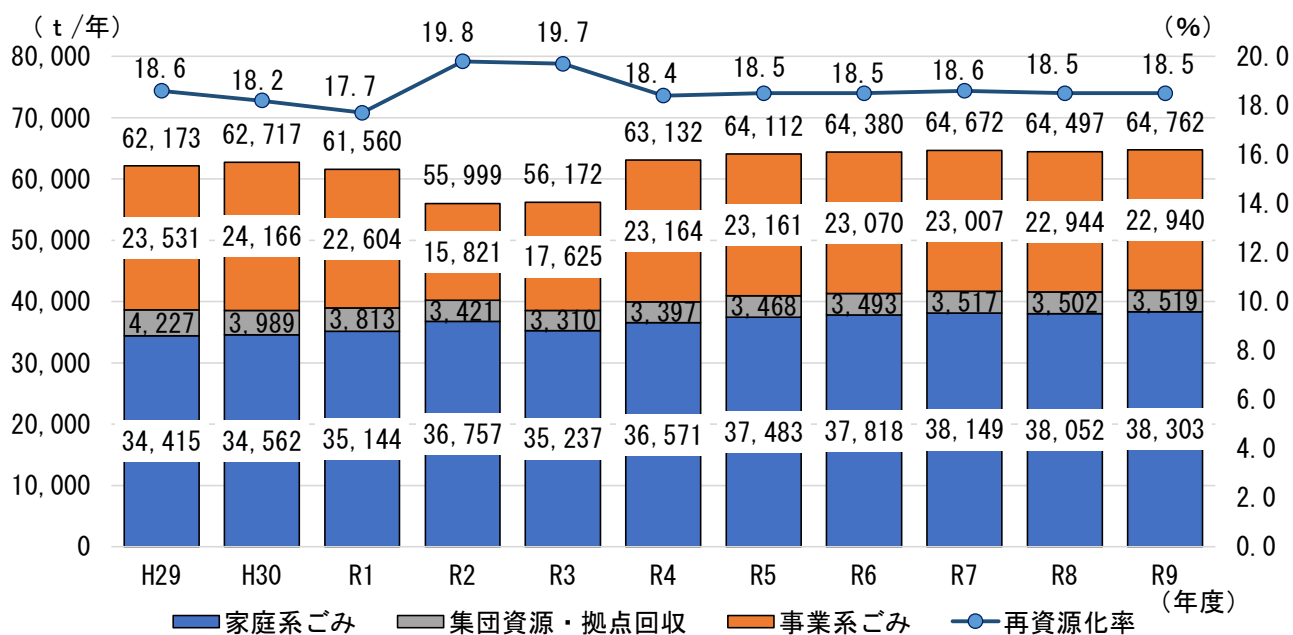


図 3-21 現状のまま推移した場合

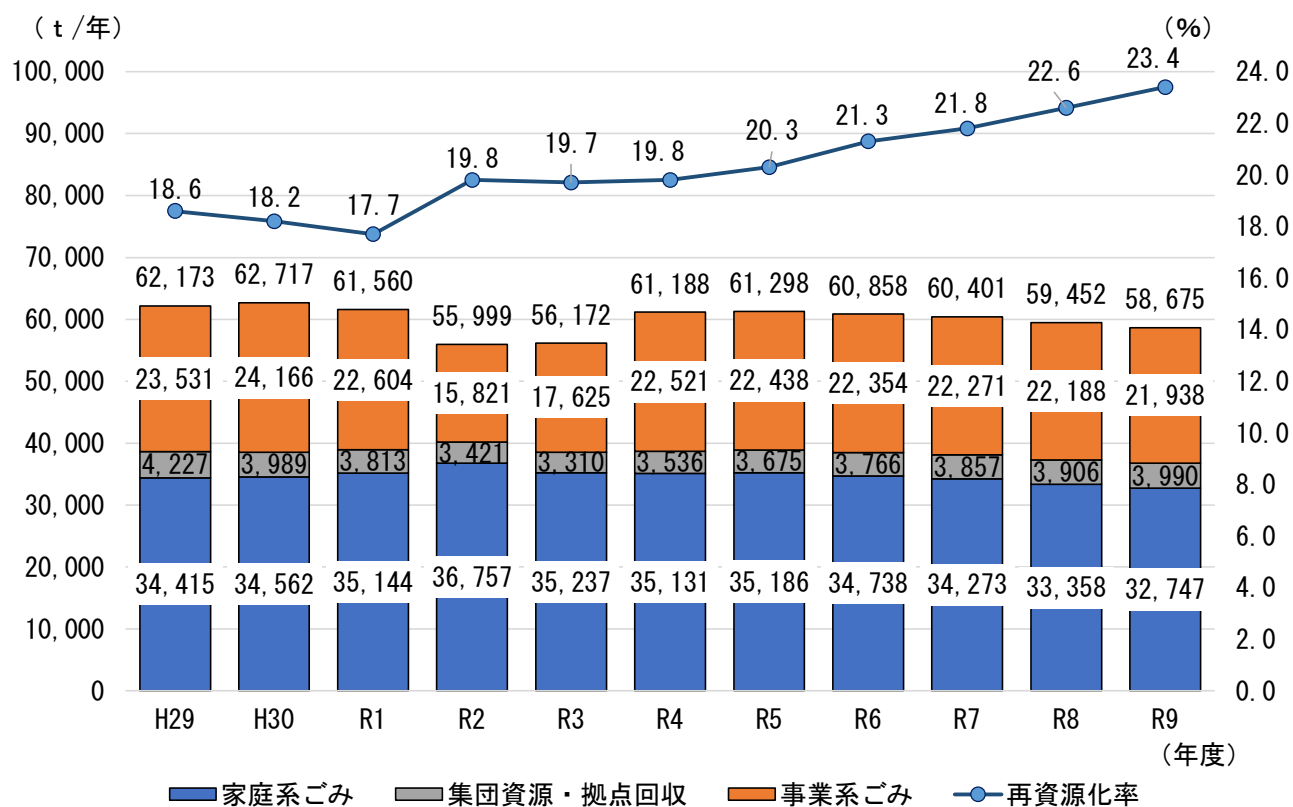


図 3-22 目標値を設定した場合

表 3-27 実績値と目標値の関係

項目	区分	H28年度実績	R3年度実績	R9年度目標
排出量原単位		1,033g/人・日	909g/人・日	898g/人・日
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量 (資源物等の資源除く)		485g/人・日	487g/人・日	410g/人・日
事業系排出量		24,372t	17,625t	21,938t
再資源化率		18.5%	19.7%	23%以上

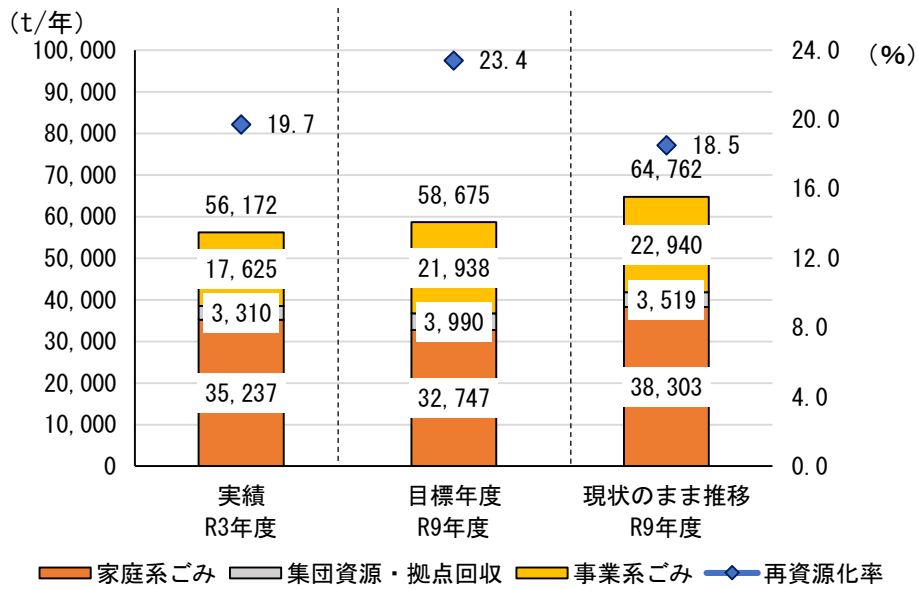


図 3-23 実績値と目標値と現状のまま推移した場合の関係

4) ごみ排出量の見通し

(1) ごみ排出量の見通し

目標値を設定した場合のごみ排出量の見通しを次に示します。

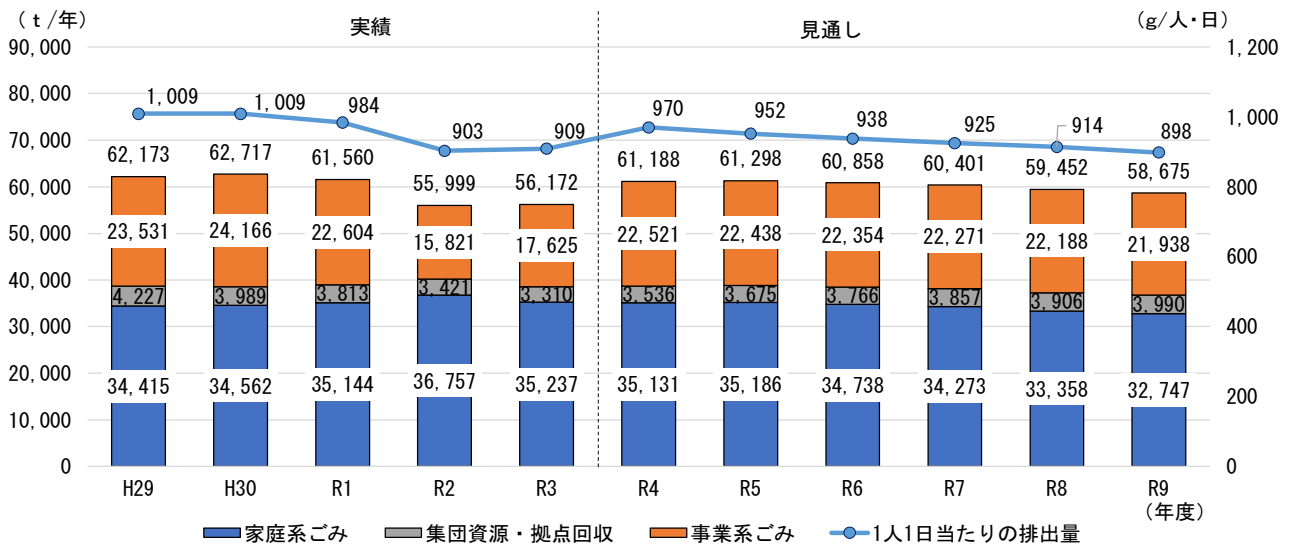


図 3-24 ごみ排出量の見通し

(2) 再資源化量の見通し

目標値を設定した場合の再資源化量の見通しを次に示します。

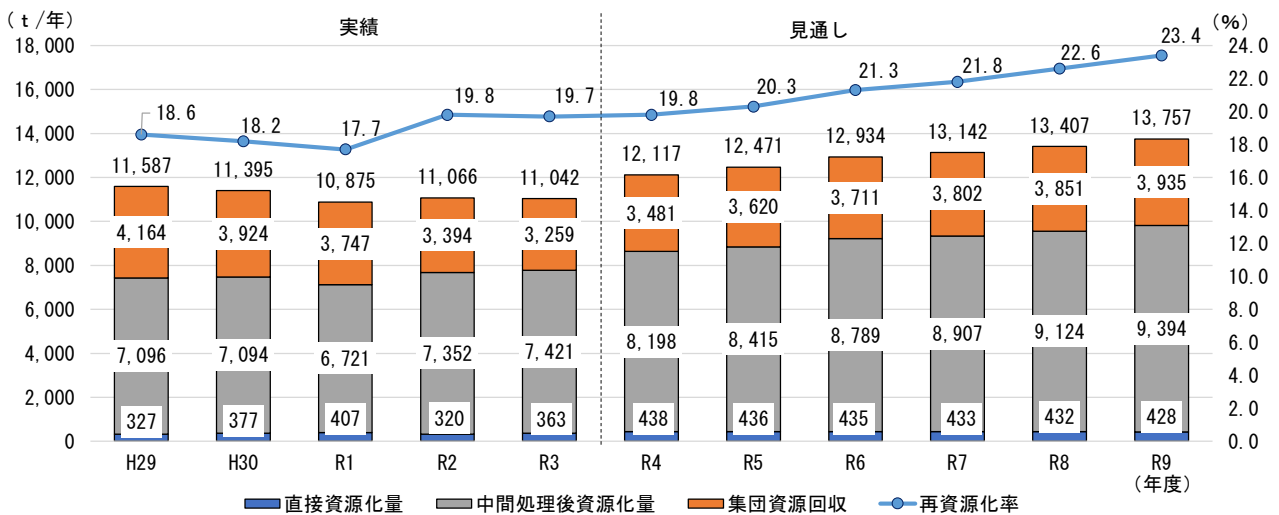


図 3-25 再資源化量の見通し

(3) 中間処理量の見通し

①焼却処理量の見通し

目標値を設定した場合の焼却処理量の見通しを次に示します。

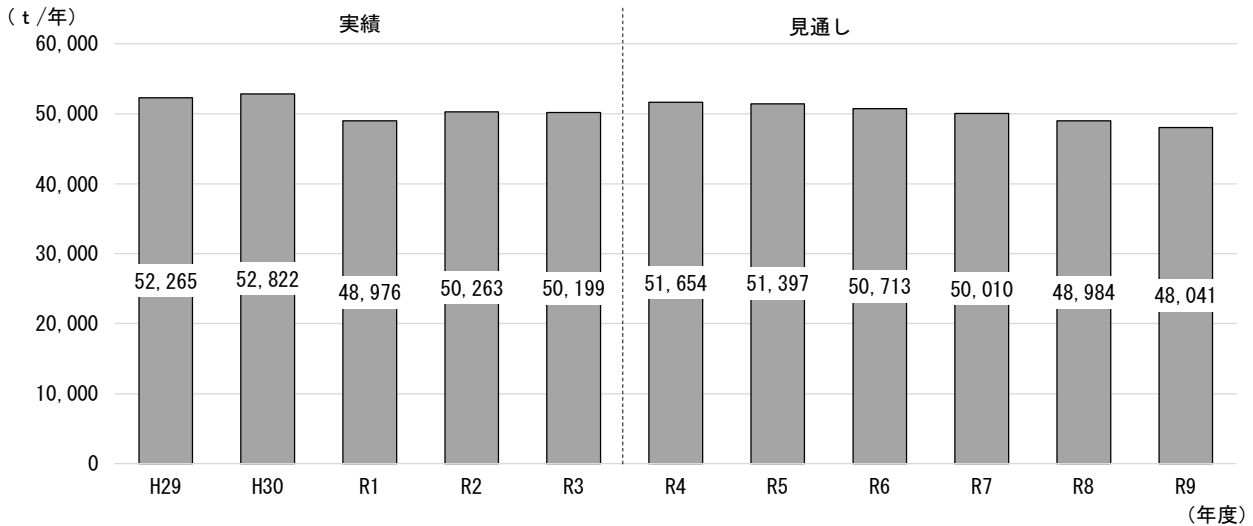


図 3-26 焼却処理量の見通し

②破碎処理量の見通し

目標値を設定した場合の破碎処理量の見通しを次に示します。

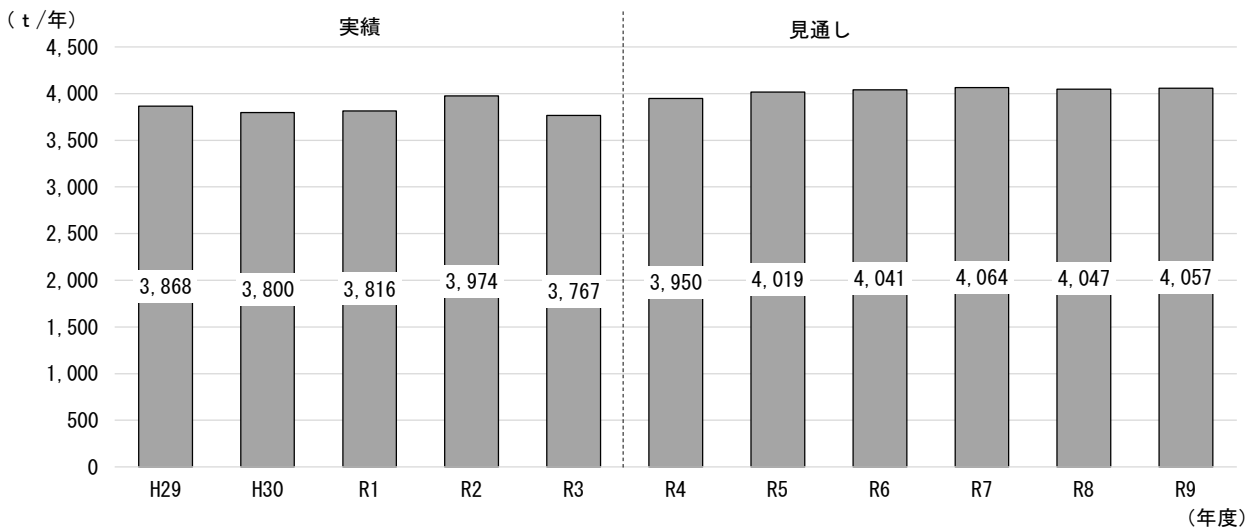


図 3-27 破碎処理量の見通し

③再資源化施設処理量の見通し

目標値を設定した場合の再資源化施設処理量の見通しを次に示します。

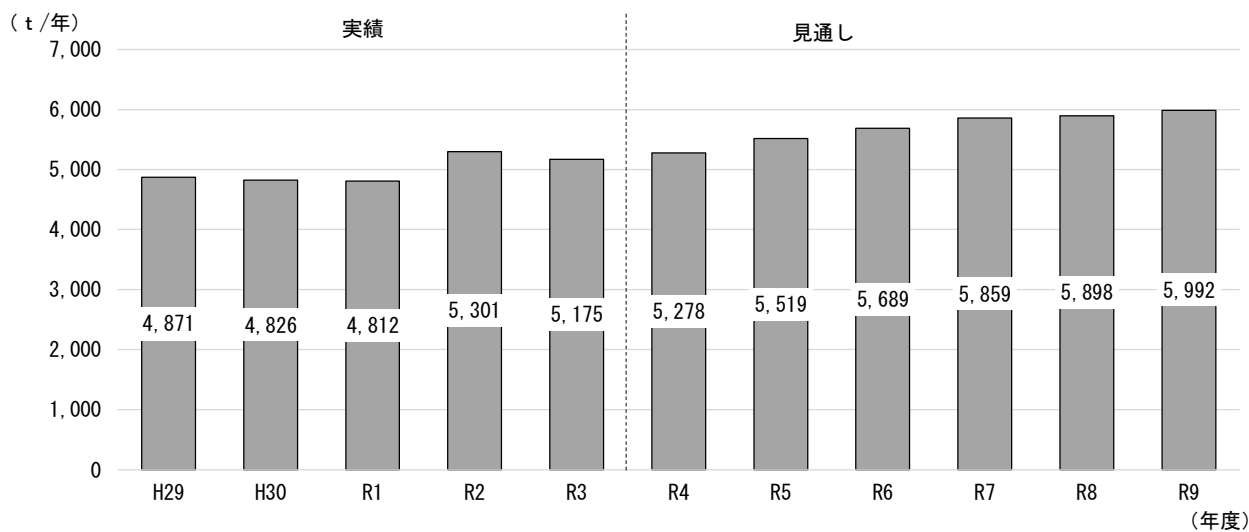


図 3-28 再資源化施設処理量の見通し

(4) 最終処分量の見通し

目標値を設定した場合の最終処分量の見通しを次に示します。

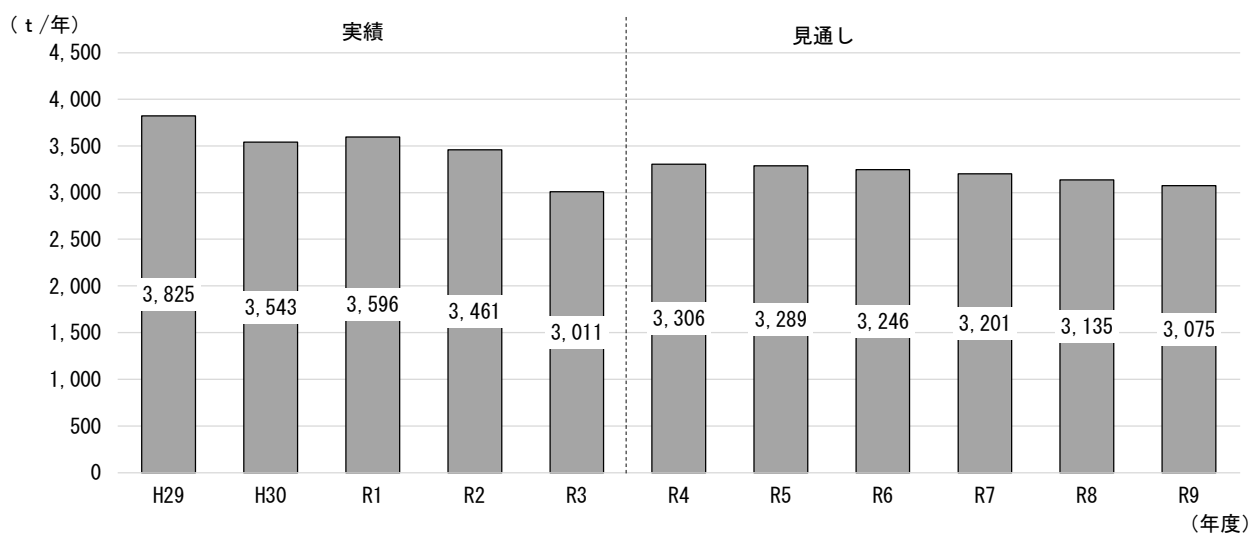


図 3-29 最終処分量の見通し

3.4.4 基本目標達成のための役割

本計画に基づき数値目標を達成するための市民・事業者・行政の役割を次に示します。

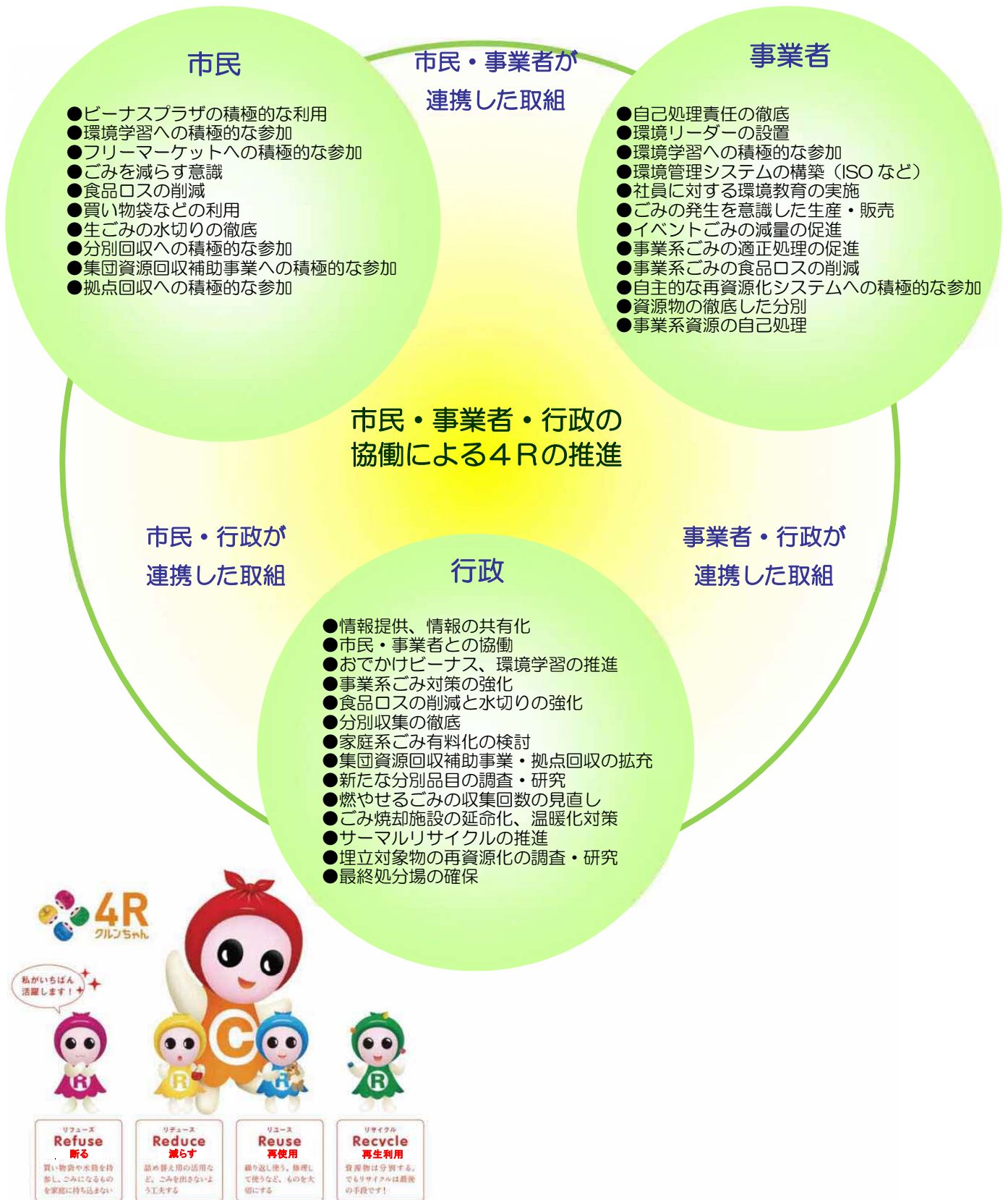


図 3-30 市民・事業者・行政の役割

3.4.5 取組の体系

次に取組の体系を示します。

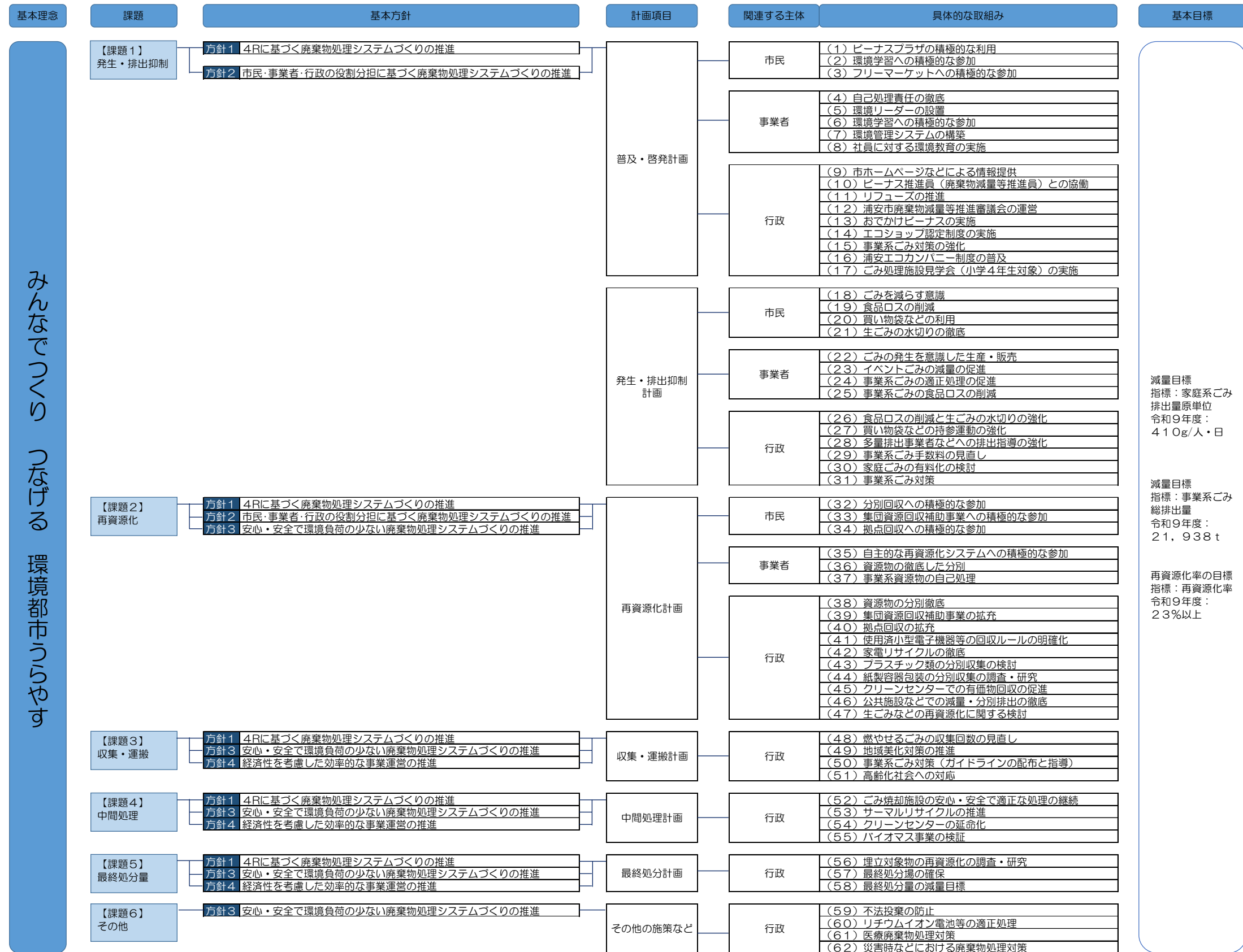
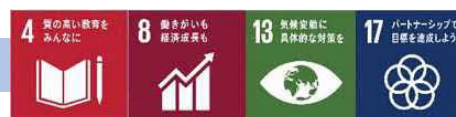


図 3-31 取組の体系

3.5 ごみ処理基本計画

3.5.1 普及・啓発計画



取組の目標

循環型社会を実現するには、市民・事業者・行政の三者が互いの役割分担に基づいて協力しながら取り組む必要があるため、市民・事業者は循環型社会の実現に向けた取組に関する情報収集と環境に対する意識向上に努めるとともに、行政は市民・事業者がこれらの情報を得やすくするよう三者のパートナーシップの構築を目指します。

1) 市民の取組

(1) ビーナスプラザの積極的な利用

ビーナスプラザで実施されている様々な再資源化活動に積極的に参加し、ものを大切に長く使う方法や再資源化の方法などについて知識を深めると共に、不用品の再使用に努めます。

(2) 環境学習への積極的な参加

ごみ減量・再資源化の方法や再使用の方法に関する情報収集や学習の機会として市が実施するおでかけビーナスを積極的に活用します。

(3) フリーマーケットへの積極的な参加

ビーナスプラザで定期的開催されるフリーマーケットやその他再資源化関連のイベントへ積極的に参加し、使わなくなったものや不用となったものがごみにならないように努めます。

2) 事業者の取組

(4) 自己処理責任の徹底

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」や「家電リサイクル法」など、様々なリサイクル法の制定にみられるように排出者責任が拡大してきていることを踏まえ、事業者は自己処理責任に基づく再資源化の促進に積極的に取り組みます。

多量排出事業者は事業系一般廃棄物減量計画書を提出し、計画の履行に努めます。

(5) 環境リーダーの設置

循環型社会を推進するためには、事業者自らが発生・排出抑制に取り組むことが重要です。そのため、環境リーダーを設置して事業所内でのごみ問題に対して積極的に努めます。

また、多量排出事業者は廃棄物管理責任者を設置し、ごみ減量・再資源化、適正管理に取り組みます。

(6) 環境学習への積極的な参加

ごみ減量・再資源化の方法や再使用の方法に関する情報収集や学習の機会として市が実施するイベントや講習会などに積極的に参加します。

(7) 環境管理システムの構築

環境マネジメント管理システムの構築に努め、環境に関する方針や目標を設定し、達成に向けて取り組んでいきます。

(8) 社員に対する環境教育の実施

事業所でごみ減量・再資源化を実施するためには、社員1人1人の環境意識の向上が重要です。そのため、社員に対してごみ減量・再資源化に関する環境教育に努めます。

多量排出事業者は社員教育における意識啓発を実施します。

3) 行政の取組

(9) 市ホームページなどによる情報提供

現在、市ホームページなどを通じて、環境情報を発信しています。市民・事業者に対する環境意識の普及啓発を図るため、今後も、インターネットなどのメディアを活用した情報提供を継続します。また、内容の更新、充実とともに各種情報端末の普及を踏まえた情報発信を図ります。

(10) ビーナス推進員（廃棄物減量等推進員）との協働

現在、市民レベルでのごみ減量・再資源化に取り組むため、各自治会から1名以上5名以内のビーナス推進員を選出し、自治会内で活動していただいています。ビーナス推進員との協働により、ごみの排出ルールの遵守、分別の徹底を啓発します。

また、有効な取組を行っているビーナス推進員の事例を紹介していただき、全てのビーナス推進員が情報を共有し、実践することにより市内全域に広がっていきます。

(11) リフューズの推進

ビーナス推進員を活用したリフューズ推進活動の事例を紹介し、市内全域でのリフューズを推進します。

(12) 浦安市廃棄物減量等推進審議会の運営

現在、一般廃棄物の減量などに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、浦安市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

計画作成・見直し、新たな施策の検討などにおいて市民、事業者、学識経験者の意見を反映するため、必要に応じて審議会を開催します。

(13) おでかけビーナスの実施

市職員が市民の要請に応じて、ごみ減量・再資源化に対する普及・啓発を図るため、おでかけビーナスを実施し、4Rを推進しています。市民・事業者に対する更なる環境意識の普及・啓発、環境活動を活性化する手段として、積極的に実施していきます。

(14) エコショップ認定制度の実施

ごみの減量化やリサイクルなどに取り組んでいる店舗を対象に、エコショップとして認定しています。

今後も市ホームページにおいてエコショップ認定店の主旨や意義、活動内容などのPRを推進します。

(15) 事業系ごみ対策の強化

事業者のごみ減量・再資源化を推進するため、「事業系ごみ」の処理方法ガイドラインを活用し、ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進します。

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」を踏まえ、対象となる食品関連事業者に対して食品廃棄物などの堆肥化、飼料化などを推進します。

許可業者とのパートナーシップによる、ごみ排出事業者への情報発信、分別徹底、ごみの再資源化に対する意識啓発を図ります。

資源の分別が徹底されていない事業者や、排出ルールに違反している事業者に対しては直接指導を継続して行います。

(16) 浦安エコカンパニー制度の普及

浦安エコカンパニー制度のPRと参加企業の増加を図り、市ホームページ等で既に参加している企業のPRを行います。

(17) ごみ処理施設見学会（小学4年生対象）の実施

環境教育の推進として、市内全ての小学4年生を対象に実施しているごみ処理施設の見学会を、今後も継続して実施します。

3.5.2 発生・排出抑制計画



取組の目標

循環型社会を実現するには、まず不用物の発生を抑制し、次いでその不用物をごみとして排出することを抑制することが重要です。そのため、市民は出来るだけごみを発生・排出しないライフスタイルへ転換し、また事業者は排出者責任に基づいた事業活動へ改善することを目指します。

1) 市民の取組

(18) ごみを減らす意識

ごみを減らすためには、一人ひとりが意識することが大切です。過剰包装は断る、繰り返し使える商品を選ぶなど、日常生活において常に心がけ、行動するよう努めます。

(19) 食品ロスの削減

家庭では調理方法を工夫し、食材を使い切る、食べ残しを減らす、飲食店では食べ残しがないよう料理をおいしく食べきる、残った料理は持ち帰るなどを心がけ、積極的な食品ロスの削減に努めます。

(20) 買い物袋などの利用

レジ袋などをごみとして排出しないために、買い物袋やマイボトルなどを持参します。

(21) 生ごみの水切りの徹底

生ごみには多量の水分が含まれています。ごみとして出す前に水分を減らすことができれば、焼却炉の燃焼率も上がり、ごみ減量に大きな効果が期待できることから、生ごみの水切りを徹底します。

2) 事業者の取組

(22) ごみの発生を意識した生産・販売

ごみを減らすためには、生産・販売をする事業者が排出を抑制する意識を持つことが大切です。

商品の量り売り、詰め替え容器の普及、容器の薄肉化などによりごみの発生・排出抑制を推進します。

また、耐用年数の長期化、修理・補修体制の充実、買い替え時に不用となった商品を引き取るなど、市民が取組やすい環境を整備します。

(23) イベントごみの減量の促進

使い捨て容器の削減などによって、イベントから発生する大量のごみの減量に努めます。

また、イベントにおいてリユース食器の利用に努めます。

(24) 事業系ごみの適正処理の促進

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は許可を受けた専門業者に処理を委託することが決められています。そのため、事業系ごみに産業廃棄物が混入することのないよう、適切な処理に努めます。

また、事業系ごみは排出者責任で処理・再資源化することが原則であることから、事業系ごみに対する発生・排出抑制に取組、資源物の再資源化に努めます。

(25) 事業系ごみの食品ロスの削減

外食産業から排出される食べ残し等による食品ロスの削減を推進するため、3010運動や少量提供を行い、食べ残しを減らす取組を実践します。

3) 行政の取組

(26) 食品ロスの削減と生ごみの水切りの強化

ごみ減量の観点から、食品ロスの削減や生ごみの水切りを促進するため、広報、市ホームページなどを活用したPRを推進し、生ごみの積極的な削減とごみに含まれる水分量の削減を図ります。

(27) 買い物袋などの持参運動の強化

令和2年7月より、買い物時のレジ袋の有料化が導入されました。アンケート調査によると、マイバッグを持参しレジ袋をもらわないように心掛けている方が88%であり、前回のアンケート調査よりも増加しています。更なるレジ袋などの使用を減らすため、引き続き意識啓発を行います。

(28) 多量排出事業者などへの排出指導の強化

多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び履行の指導を継続します。

また、より多くの事業者に対し、減量に関する計画書の提出を求めることができるよう多量排出事業者の条件について見直しを検討します。

(29) 事業系ごみ手数料の見直し

事業系ごみの処理手数料は、平成21年に改訂し、10kgにつき200円+消費税となっています。排出者責任を考慮し、処理原価に基づき適切な費用負担を求めます。今後ごみ処理経費などの負担状況を勘案し、必要に応じてごみ処理手数料の見直しを検討します。

(30) 家庭ごみの有料化の検討

アンケート調査によると、「条件付きでの導入賛成」、「しばらく様子を見るべき」、「導入すべきでない」が拮抗しています。今後もごみ有料化の制度について先進事例などの調査研究を継続し、本市に合致した方法を検討します。

有料化導入のメリットとデメリットを次に示します。

表 3-28 メリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ① 手数料を軽減しようとする動機付けによるごみの抑制 ② 可燃、不燃ごみと資源物の手数料を差別化し、分別を促進し、資源回収量の増加 ③ 排出量の多い市民と少ない市民との費用負担を差別化し、公平性を確保 ④ 住民登録していない居住者の費用負担を図る ⑤ 使い捨て商品利用の自粛、不要な商品購入の抑制、製品の再生利用の促進 ⑥ ごみ処理量の減少による処理費用の削減、環境負荷の低減 	<ul style="list-style-type: none"> ① すべての市民に費用負担を求めるため、家計を圧迫する要因となる ② 一般的には不法投棄の増加が懸念される ③ お金を払っているから市が処理するのは当然とする考え方から排出を助長することの懸念

(31) 事業系ごみ対策

事業者の排出実態を把握するため、業種ごとのごみ質調査や排出量の実態調査、削減目標の設定など、より効果的な取組について検討します。

また、ごみを削減するための商品展開の工夫などに関する情報を収集し、広報、市ホームページなどを活用したPRを行います。

3.5.3 再資源化計画



取組の目標

発生・排出抑制後の不用物を出来るだけごみとして排出しないために、市民と事業者による再資源化活動を促進し、その後に排出されたごみも出来るだけ焼却・埋立しないように、行政による再資源化事業を推進することを目指します。

1) 市民の取組

(32) 分別回収への積極的な参加

現在、紙類、びん、缶、ペットボトルの分別収集を実施しています。今後も、ごみ減量・再資源化の一環として資源物の適正な分別を徹底し、分別回収事業への積極的な参加が求められます。

(33) 集団資源回収補助事業への積極的な参加

現在、補助金交付制度に基づく集団資源回収補助事業を実施しています。今後も、ごみ減量・再資源化の一環として集団資源回収補助事業への積極的な参加が求められます。

行政は広報、市ホームページなどを活用したPRを推進し、集団資源回収に対する理解と協力を求め、市民団体は積極的に事業に参加します。

(34) 拠点回収への積極的な参加

現在、市役所・各公民館などの公共施設で、不用はがき、廃食油、古着・古布、小型家電の拠点回収を実施しています。今後も、ごみ減量・再資源化の一環として拠点回収事業への積極的な参加が求められます。

広報、市ホームページなどに掲載される情報を活用し、拠点回収へ積極的に参加します。

2) 事業者の取組

(35) 自主的な再資源化システムへの積極的な参加

事業所から排出される資源物を効率的に回収するため、事業者が自主的に共同して再資源化を実現するシステムを構築するなど、自主的な再資源化システムの確立に努めます。

(36) 資源物の徹底した分別

事業系ごみを削減するため、事業所から排出される資源物の分別・再資源化を徹底します。

(37) 事業系資源物の自己処理

アンケート調査によると、びん・缶・ペットボトル等の資源を資源回収業者に引き渡している割合が35%です。事業系資源物の自己処理を推進し、これらの資源は、資源回収業者に引き取ってもらうよう指導・啓発を進めます。

3) 行政の取組

(38) 資源物の分別徹底

現在、紙類、びん、缶、ペットボトルの分別収集を実施しています。

燃やせるごみ中の多くを紙類が占めていることから、汚したり異物が混入したりしないよう資源物としての価値を高めるとともに、分別排出の徹底を図るよう啓発事業を推進します。

(39) 集団資源回収補助事業の拡充

現在、集団資源回収補助事業を実施しています。

広報、市ホームページなどを活用したPRを推進し、集団資源回収に対する理解と協力を求め、登録団体数、参加者数を増加させます。

燃やせるごみ中に含まれる紙類の減量・再資源化を図るため、資源物を回収する市民団体などに対し紙類の回収を強化するよう求めています。

(40) 拠点回収の拡充

現在、市役所・各公民館などの公共施設で、不用はがき、廃食油、古着・古布、小型家電の拠点回収を実施しています。広報、市ホームページなどを活用したPRを推進し、拠点回収の利用を促進します。

(41) 使用済小型電子機器等の回収ルールの明確化

現在、市役所、浦安市クリーンセンター、ビーナスプラザ、各公民館、浦安市総合体育館など計12か所に使用済小型電子機器等回収ボックスを設置し、回収を実施しています。

使用済小型電子機器等に含まれる金属、特にレアメタルは都市鉱山として貴重な資源です。そのため、回収品目やルールの明確化を行い、回収量の増加を推進します。

(42) 家電リサイクルの徹底

「家電リサイクル法」は、一般家庭や事務所から排出されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などを対象とした、資源の有効利用を推進するための法律です。

「家電リサイクル法」対象品目は、本市で引き取ることが出来ないため、メーカーでの回収やリサイクルを実施する必要があります。リサイクルの手法についてホームページ等に掲載し、家電のリサイクルの徹底を図ります。

(43) プラスチック類の分別収集の検討

千葉県内の54市町村のうち半数はプラスチック製容器包装の分別収集を行わず焼却処理（サーマルリサイクル）しています。本市においても、現在クリーンセンターで焼却処理する際に余熱を利用して発電事業を行っています。

令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行されたことにより、プラスチック製容器包装のみならず、プラスチック製品の分別収集・再資源化が期待されています。本市においても、今後、プラスチックごみの分別収集について検討していきます。

表 3-29 プラスチック類を資源化する場合のメリット・デメリット

項目	ア. プラスチック類を資源化しない場合	イ. プラスチック製容器包装類のみを資源化する場合	ウ. プラスチック製容器包装類及び製品プラスチックを併せて資源化する場合
概要	今までどおり、プラスチック類を分別収集せずに、燃やせるごみや燃やせないごみとして収集する方法。	燃やせるごみから、菓子袋やカップ等のプラスチック製容器包装類を分別収集し、資源化する方法。	プラスチック製容器包装類及び製品プラスチックも分別収集し、資源化する方法。どちらもプラスチック資源として一括回収する。
メリット	現状の分別方法で対応することができる。 プラスチック類の収集・運搬、選別・圧縮梱包・再資源化の工程等がないため、その分のエネルギーの節約になっている。	資源化率を向上させることができる。 プラスチック類の焼却量を減らすことにより、二酸化炭素の発生量を削減することができる。 ウ. の場合はさらにその度合いは高まる。	
デメリット	イ. やウ. に比べて資源化率は低く、二酸化炭素の発生量は多くなる。	収集・運搬、選別・圧縮梱包・再資源化の過程で、多くのエネルギーが使用される。 収集車両や資源化する施設が必要になる。 燃やせるごみからプラスチック類を分別すると、ごみの発熱量が下がるため、焼却施設の運転において助燃剤を加え燃焼を安定化させる必要が出てくる。	

(44) 紙製容器包装の分別収集の調査・研究

紙製容器包装については、紙類として雑誌とともに回収しています。資源としての品質を保持しながら回収量を増やすために、紙製容器包装の分別収集の方法について調査・研究します。

(45) クリーンセンターでの有価物回収の促進

現在、浦安市クリーンセンターにおいて分別収集した資源物、燃やせないごみ及び粗大ごみの中から機械選別及び手選別により有価物を回収しています。ごみ減量と再資源化の観点から、今後も、当該施設での有価物回収を継続して推進します。

(46) 公共施設などでの減量・分別排出の徹底

現在、市役所・各公民館などの公共施設で拠点回収を実施していることに加え、市役所内では職員自身が、ごみの減量・分別の徹底に取り組んでいます。ごみ減量・再資源化の観点から、今後も、公共施設などでの減量・分別排出の徹底を推進します。

また、浦安市版環境配慮指針の運用により、ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進します。

(47) 生ごみなどの再資源化に関する検討

再資源化技術の動向などを見据えながら生ごみなどの再資源化のあり方について調査・研究します。

3.5.4 収集・運搬計画



取組の目標

市民と事業者による再資源化活動後に排出されたごみについて、環境への負荷が少ない効率的な収集・運搬を目指します。

1) 行政の取組

(48) 燃やせるごみの収集回数の見直し

アンケート調査によると、現在の週3回が妥当だと考えている方が67%です。プラスチック製容器包装の分別収集の検討に合わせ、現在の収集回数の妥当性を検討します。

(49) 地域美化対策の推進

広報、市ホームページなどを活用したPRを推進し、不適正排出等監視による重点箇所の地域美化活動を推進します。

また、2世帯以上で使用することを条件にカラス除けネットの無償貸し出しを継続します。

(50) 事業系ごみ対策（ガイドラインの配布と指導）

事業者には「事業系ごみ」の処理方法ガイドラインを配布し、排出ルール順守の呼びかけ、クリーンセンターの搬入ごみへの指導を行います。また、クリーンセンターにおける展開検査を実施し、分別が守られていない事業者に対する指導を徹底します。

分別が徹底されていない事業者や、排出ルールに違反している事業者に対しては直接指導を行います。（対面及び文書指導）

(51) 高齢化社会への対応

本市では、ごみや資源物の排出が困難な高齢の方などに、声掛けを行いながらごみや資源物を戸別収集する高齢者等ごみ出し支援事業を行っています。支援事業について普及し、適正な排出が行われるよう支援をします。

3.5.5 中間処理計画



取組の目標

再資源化施設及び不燃・粗大ごみ処理施設での有価物の回収、ごみ焼却施設でのエネルギー回収を推進するとともに、環境への負荷が少ない適正処理を行うことを目指します。

1) 行政の取組

(52) ごみ焼却施設の安心・安全で適正な処理の継続

焼却施設を竣工から50年間にわたり使用することを目指し、長期包括責任委託事業を延命化工事と一体で行い、民間のノウハウを活かした効率的、効果的な施設の管理・運営を推進します。事業内容のモニタリングを的確に行い、適正処理の履行と施設の安心・安全な操業を継続させます。

(53) サーマルリサイクルの推進

クリーンセンターで焼却処理する際の余熱を利用した発電や近隣を含めた施設での空調利用等、余熱の有効利用を図ります。

(54) クリーンセンターの延命化

将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続するため、長寿命化総合計画に基づき、焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設の延命化工事について施設を稼働しながら、令和4年度より順次実施します。

(55) バイオマス事業の検証

市民から排出された食品残渣を回収し、バイオマス事業を行うことによる環境保全の効果について調査・研究し有効性について検証します。

なお、現在、浦安市内の給食センターや(株)オリエンタルランドから出される食品残渣は県外のバイオマス施設に搬入しているため、これらの事例も参考にします。

3.5.6 最終処分計画



取組の目標

ごみの発生・排出抑制及び資源化を推進するとともに、中間処理においても最終処分量を可能な限り削減することを目指します。

1) 行政の取組

(56) 埋立対象物の再資源化の調査・研究

熔融処理による焼却残渣の再資源化の他、令和2年度には焼成処理による再生処分を開始しましたが、最終処分量の削減、再資源化のため、焼却残渣の新たな再資源化技術の導入について引き続き調査・研究を行います。

(57) 最終処分場の確保

安全で安定したごみ処理を目指して、優良な民間最終処分場の確保を図ります。

(58) 最終処分量の減量目標

焼却残渣の有効活用を推進し最終処分量を減量します。併せてごみの減量や、リサイクル率向上の積極的な推進に引き続き取り組みます。



(59) 不法投棄の防止

廃棄物を適正処理するためには応分の費用負担を伴いますが、その認識がない人により不法投棄されることにより、環境保全に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このような不法投棄を防止するため、広報、市ホームページなどによる啓発活動を行うとともに、不法投棄防止パトロールの実施や地域住民の協力を得ながら監視体制の強化を図ります。特に、社会的な影響が大きく悪質であると判断される場合には、警察との連携により対応していきます。

(60) リチウムイオン電池等の適正処理

リチウムイオン電池は、小型・薄型化する電子機器等の普及と共に製品が増加しており、廃棄物として処理する際に火災事故等の原因になっています。安全かつ適正に処理するためには、分別して排出されることが必要です。

通常のごみとしては排出せず、浦安市ごみゼロ課、または電気店などのリサイクル協力店への相談など、排出方法の周知徹底を行います。

(61) 医療廃棄物処理対策

医療廃棄物は、「在宅医療に伴って発生する廃棄物」と「医療機関などから発生する廃棄物」に大きく分類されます。そのうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物については、すべて一般廃棄物であり、市町村に処理責任があります。

しかし、これらの廃棄物のごみとして排出されると、家庭ごみ収集時において注射針による針刺し事故などの危険性があります。そのため、本市では、在宅医療に伴って発生する廃棄物については、すべて医療機関に戻すように市民に指導しています。

高齢化社会の進展、医療技術の進歩、介護保険法の施行などに起因して、今後ますます在宅医療が増加することが予想されます。そのため、今後も、医療機関と連携しながら医療廃棄物処理対策に取り組んでいきます。

(62) 災害時などにおける廃棄物処理対策

令和3年3月に策定した、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方を示した「浦安市災害廃棄物処理計画」に基づき、今後は計画の実効性を高めるため、研修や訓練を継続的に実施し、災害発生に備えた体制の構築に努めます。

3.5.8 食品ロスの削減

1) 食品ロス問題について

「食品ロス」とは、本来食べられるのにも関わらず廃棄されているものであり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。国の平成30年度推計によると、日本では年間約2,531万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち約24%にあたる約600万トンが食品ロスと試算されており、約半分は家庭から、残りの半分は食品関連事業者から排出されています。日本全体の食品ロスの量は、世界の食糧援助量（平成30年で年間約390万トン）よりも多く排出していることとなります。

国際連合食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界で飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約8億人にのぼり、これは世界人口の9人に1人に相当します。こうした中、国内では、我が国の食料自給率カロリーベース²⁸は約4割と先進国の中でも最低水準であり、食料の約6割を海外に依存するなど、食料を海外から大量に輸入する一方で、大量の食品ロスを生み出しています。また、食品ロス・食品廃棄物の焼却処理には燃料が使われることから、地球温暖化にもつながっています。SDGsでは「目標12.つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されたことから、今や食品ロス・食品廃棄物の削減は、経済・環境・社会において非常に重要な世界的問題となっています。

²⁸ 食料自給率カロリーベース：基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、国民に供給される熱量に対する国内生産の割合を示す指標のこと。

2) 浦安市の食品ロス

(1) 家庭系の食品ロス等の状況

① 燃やせるごみに占める食品ロスの量の割合

本市では、令和3年3月5日に市内3地区の戸建て住宅及び集合住宅を対象に、燃やせるごみの中から食品廃棄物を抽出し、細組成調査を行いました。

その結果、収集した試料の内、23.1%が食品廃棄物であり、さらにその食品廃棄物に示す直接廃棄、食べ残しの合計は44.5%と食品廃棄物のうち約半分が食品ロスとなっていました。

本市においては、食品ロスの中でも食べ残し、手つかずの割合が多い状況です。まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ残しが多く含まれていることから、食品ロスを削減することが生ごみ量を減らすことにつながり、ごみ量の減少に大きく貢献します。食品ロスを削減するためにも、削減するための具体的な取組みの普及啓発を行うことが重要です。

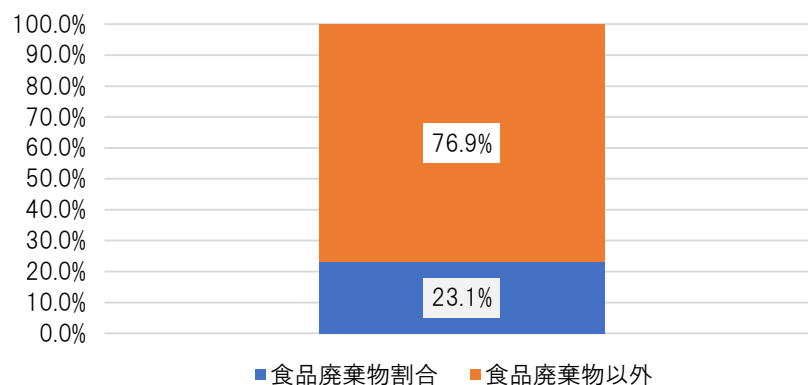


図 3-32 採集試料の食品廃棄物の割合

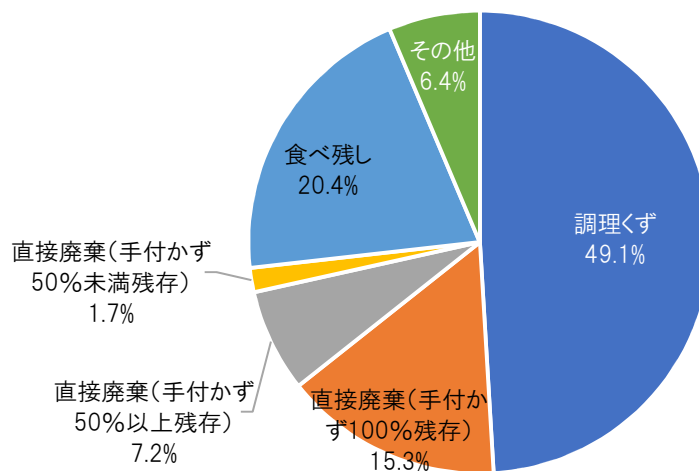


図 3-33 食品廃棄物に占める割合

②食品ロスの発生状況

市民アンケート調査の結果、家庭で発生する食品ロスについては、「未使用・手つかずの食品」と答えた方は38%でした。次に、「食べ残し」が35%、過剰除去が22%となりました。

表 3-30 食品ロスの発生状況

選択肢	回答率
食べ残し	35%
未使用・手つかずの食品	38%
過剰除去（野菜の皮のむきすぎなど）	22%
わからない	5%
その他	15%
無回答・無効回答	5%

（複数回答）

食品ロスが発生した原因については、「食品がいたんでしまった」が最も多く56%となりました。次に、「消費期限が切れたため」が43%、「賞味期限が切れたため」が28%となりました。そのほか、「食材を購入したことを忘れた」が17%、「食材を買いすぎた」が14%となっています。

表 3-31 食品ロスが発生した原因

選択肢	回答率
賞味期限が切れたため	28%
消費期限が切れたため	43%
食品がいたんでしまった	56%
食材を買いすぎた	14%
食材を購入したことを忘れた	17%
料理する機会が少なくなった	7%
好みでないものをもらったため	14%
急な外食など家族の予定がかわった	9%
料理をつくりすぎた	9%
料理がおいしくできなかった	3%
味付けが好みでなかった	2%
家族の中で食事の好き嫌いがあるため	7%
その他	10%

（複数回答）

③食品ロスに対する取組

市民アンケート調査の結果、家庭での「食品ロス」の削減については、「特にしていない」が3%であり、ほとんどの家庭で取組が行われています。

「買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにしている」、「料理は残さず食べるようにしている」と答えた方は66%、「食品の賞味（消費）期限に注意して、食べ忘れないようにしている」は61%となり、半数以上の家庭で取組が行われている状況です。

表 3-32 食品ロスに対する取組

選択肢	回答率
買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買い過ぎないようにしている	66%
ばら売りや小袋などを活用し、必要な量だけを購入している	31%
食品の賞味(消費)期限に注意して、食べ忘れないようにしている	61%
料理は残さず食べるようにしている	66%
野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使っている	16%
フードドライブ(食品の寄付)や知人などに譲る	5%
特にしていない	3%
その他	3%

(複数回答)

④食品ロスに対する市民意識

市民アンケート調査の結果、「食品ロス」という言葉について、「聞いたことがあり、言葉の意味を知っている」と答えた方は95%となり、ほとんどの人が言葉の意味まで知っている結果となりました。

表 3-33 食品ロスに対する市民意識

選択肢	回答率
聞いたことがあり、言葉の意味を知っている	95%
聞いたことがあるが、言葉の意味は知らない	3%
知らなかった	1%
無回答・無効回答	1%
計	100%

(2) 事業系の食品ロス等の状況

①食品ロスに対する事業者意識

事業者アンケート調査の結果、食品ロスの量の把握について、「把握していない」と答えた事業所が56%と最も多く半数以上となりました。

表 3-34 食品ロスに対する事業者意識

選択肢	回答率
把握している	32%
把握していない	56%
無回答	12%
計	100%

国の方針である、事業系食品ロスを半減する目標について知っているか確認したところ、「知っている」と答えた事業所は48%であり、約半数の事業者が知っている結果となりました。

表 3-35 事業系食品ロスの目標認知度

選択肢	回答率
知っている	48%
知らなかった	45%
無回答	7%
計	100%

②食品ロス削減へ向けた取組について

事業者アンケート調査にて、食品ロスを削減するための取組をたずねたところ、「製造（販売）量に合わせた仕入れ」と回答した事業所が最も多く18%、次に「ロスが出ないように食品・材料の見直し」が15%となりました。また、特になしと回答した事業所は51%であり、約半数の事業所で何らかの取組が行われている状況です。

表 3-36 食品ロス削減へ向けた取組について

選択肢	回答率
製造（販売）量に合わせた仕入れ	18%
ロスが出ないように食品・材料の見直し	15%
賞味期限の迫った商品の特価販売	4%
売れ残りを出さない商品開発	5%
販売状況に合わせた調理など、販売法の改善	4%
少量パックでの販売	1%
メニュー・調理ボリュームの適正化	4%
調理済み食品の仕入れ	3%
在庫管理システムの導入	1%
食べ残しの持ち帰りサービス	2%
社内販売制度の活用	1%
「3010 運動」(宴会等で最初の 30 分と最後の 10 分は自席で食事をして、食べ残しを減らす運動)の奨励	0%
特になし	51%
その他	6%

(複数回答)

3) 食品ロス削減の具体的な取組

(1) 各主体の役割

①市民の役割

食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。

消費行動のあらゆる場面において、「食べきり」・「使いきり」を徹底するとともに、事業者の取組を理解し、過剰な鮮度志向の改善や期限間近商品の優先購入などに努める。

②事業者の役割

事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。

「ちば食べエコ協力店²⁹」への積極的な登録、食品の生産から処分までのライフサイクル全体での食品ロス削減を徹底する。

③行政の役割

率先した取組と、市民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。

市民・事業者・行政の連携強化を図り、食品ロス削減の機運の醸成や、各種施策を積極的に推進する。

(2) 発生抑制を最優先とした食品ロス削減

①食品ロス削減の取組みの普及啓発の徹底

①-1 子どもを中心とした若い世代への普及啓発

日々の給食等を活用し、子ども向けにSDGsも絡めながら、食品ロスについて教育し、食べ物に対する敬意や感謝の気持ちを育成します。

①-2 高齢者を中心とした大人への普及啓発

介護施設における講座の実施や広報紙を活用した普及啓発を行います。

²⁹ ちば食べエコ協力店:千葉県における「ちば食べエコ登録制度」に登録している飲食店又は食品を取り扱う小売店。

①－3 各種イベントやキャンペーン等の活用による普及啓発

毎年10月の食品ロス削減月間に限らず、年間を通して食品ロスの削減について、周知・啓発を行います。また、「食べきり」、「使いきり」、「水きり」の3つの「きり」について、広報、市ホームページなどを活用して、さらなる普及啓発を行います。

3つの「きり」とは

食べきり・・・食べ残しをしない

使いきり・・・買った食材を使いきる

水きり・・・ごみを出す前に水をきる

①－4 商工会議所などと連携した店舗などへの働き掛けの実施

商工会議所などと連携し、3010運動を始めとした食品ロス削減のための取組について、周知などを行います。

②家庭における食品ロス削減

②－1 「食べきり」「使いきり」の徹底

市民に対して、「食べられる分だけ料理する」「食べられる部分は使いきる」などの呼びかけを行うことで、食材の有効活用を促進します。

②－2 計画的な買い物の実践

「家にある食材をチェックしてから買い物に行く」「使いきれ的分だけ購入する」等の呼びかけにより、手つかず食品の削減を推進します。

②－3 食材を無駄にしない保存

冷蔵庫内の定期的な在庫管理の呼びかけや、賞味期限・消費期限に対する正しい知識の定着を図ることで、食材の無駄をなるべく出さないよう呼びかけます。

賞味期限と消費期限

お店で買った食品には、安全においしく食べられる期間があり、袋や容器に「消費期限」か「賞味期限」のどちらかが表示されています。意味は少し違いますが、食品を安全に、おいしく食べられる期限を表しています。（出典：農林水産省）

賞味期限・・・おいしく食べることが出来る期限

消費期限・・・期限を過ぎたら食べないほうがよいもの

違いを知り、健康を守るとともに、買い物に行く前に冷蔵庫の中にある食品を確認する、買い物をする際の食品の表示をよく見るなど、いつまで食べられるか確かめて、無駄になる食べ物を減らしましょう！

③事業者における食品ロス削減

③-1 「ちば食べエコ協力店」への積極的な登録

事業者に対して、「ちば食べエコ協力店」への積極的な登録のほか、小盛りメニューの設定や量り売りの導入、期限が近い商品の値引きなどの販売の工夫をしていただくよう呼びかけを行います。

③-2 宴会・外食時の食べ残し削減

利用者への少量オーダーや3010運動の呼びかけ、持ち帰り容器の利用の推進等をしていただくことで、食品ロス削減を推進します。

「3010運動」を実践しよう

会食などの席で食べ残しを減らすため、最初の30分と最後の10分は、自席で食事を楽しむ「3010運動」を推進しています。飲食店での食品ロスの約60%は「食べ残し」です。「3010運動」に参加し、食品ロスを減らしましょう。

(3) 適正な再生利用

①未利用食品の有効活用

①-1 フードドライブ運動の推進

未利用食品を有効活用するため、市民に対してフードドライブやフードバンク³⁰活動の理解を促進するとともに、フードバンク活動団体との効果的な連携方法等について検討します。

また、フードドライブ受付窓口を定期的に設置し、家庭で余った食品を有効活用します。

①-2 災害備蓄食料の有効活用

災害備蓄食料をフードバンク等へ寄付することで、廃棄を抑制します。

②食品残渣の有効活用

給食センターなど、食品を扱う事業者に対して食品リサイクルを推進し、食品残渣を有効活用することで廃棄を抑制します。

(4) 推進体制の整備

①食品ロスの実態調査

施策の効果を検証できるよう、食品ロスの発生実態について、家庭における食品ロスの発生状況の把握に努めます。また、調査実施後は結果に基づいた実効性のある対策を推進します。

②情報の収集及び発信

食品ロスの削減に係る国や県の動向、事業者の取組等について情報を収集します。また、広報、市ホームページなどを活用して、幅広い世代に向けた効果的な情報提供を行います。

③庁内連携

庁内における食品ロス削減に関する事業について連絡・調整を図るとともに、市としての課題や取組について検討を行います。

³⁰ フードバンク:まだ食べられるにも関わらず廃棄される予定の食品や食材を、家庭や企業などから引き取り、食料を必要としている人や施設などに無償で提供する活動。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水を取り巻く社会情勢

4.1.1 関係法令

1) 関係法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備などが行われています。

関連法の概要を次に示します。

表 4-1 関連法の概要

年月 (公布)	関連法	概要
S33.4	下水道法施行	公共下水道 ³¹ 、流域下水道 ³² などの設置その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
S45.12	水質汚濁防止法施行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としています。
S58.5	浄化槽法施行	公共用水域 ³³ などの水質の保全などの観点から浄化槽 ³⁴ によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

³¹ 公共下水道：主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの(単独公共下水道)又は流域下水道に接続するもの(流域関連公共下水道)であり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

³² 流域下水道：地方公共団体(市町村)が管理する流域関連公共下水道により排除する下水を受けて、排除・処理するために地方公共団体(都道府県)が管理する下水道であり、2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、終末処理場を有するもの。

³³ 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等のこと。

³⁴ 浄化槽：微生物の働きなどを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

2) 国・県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。生活排水対策に関する国・県の計画の経過を次に示します。

表 4-2 国の方針・県の計画などの経過

年月	関連する計画など
平成15年10月	社会資本整備重点計画(国)
平成18年3月	千葉県生活排水対策マニュアル
平成21年3月	第2次社会資本整備重点計画(国)
平成23年3月	全県域污水適正処理構想(千葉県)
平成24年8月	第3次社会資本整備重点計画(国)
平成27年9月	第4次社会資本整備重点計画(国)
平成28年3月	全県域污水適正処理構想(千葉県)
令和3年5月	第5次社会資本整備重点計画(国)

4.1.2 国の動向

国では、社会資本整備重点計画法に基づき社会資本重点計画を策定（令和3年5月）しており、污水处理人口普及率（生活排水処理率と同意）を令和8年度までに約95%にすることを目標としています。

4.1.3 県の動向

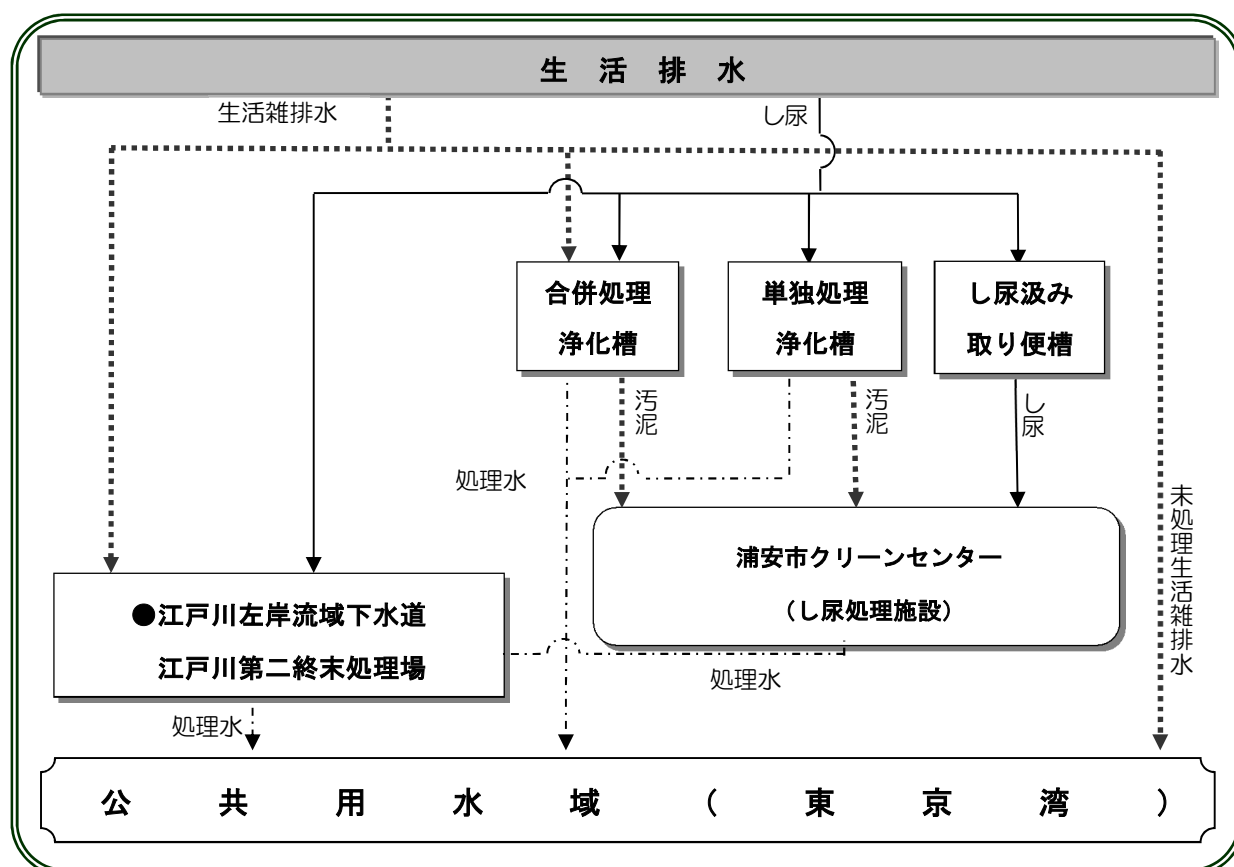
県では、平成28年度に全県域污水適正処理構想を策定しており、令和6年度（目標年度）において、県全体の人口の93.3%にあたる約5,689千人に生活排水処理施設を整備することを目標としています。また、最終目標は、生活排水処理率100%としています。

4.2 生活排水処理の状況

4.2.1 生活排水処理体系

本市の生活排水の処理体系を次に示します。

生活雑排水は、流域下水道、合併処理浄化槽³⁵などの生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽³⁶、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽などから発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、浦安市クリーンセンターのし尿処理施設で適正に処理しています。



注)「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

本計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法における浄化槽を示し、単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示します。

図 4-1 生活排水の処理体系

³⁵ 合併処理浄化槽：生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)も併せて処理することができる浄化槽。

³⁶ し尿汲み取り便槽：便器下に据え付けられ、し尿を貯留し定期的に人力あるいは機械によって汲み取る形式。

4.2.2 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を次に示します。

表 4-3 生活排水の処理主体

項目		区分		
		生活雑排水	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬		—	委託業者	許可業者
処理	流域下水道	江戸川左岸流域下水道 (江戸川第二終末処理場)		—
	合併処理浄化槽	個人・事業者・市		
	単独処理浄化槽	—	個人・事業者	
	し尿処理施設	—	浦安市クリーンセンター	

4.2.3 生活排水処理形態別人口

本市の処理形態別人口の推移を次に示します。

下水道及び合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口）が減少しています。

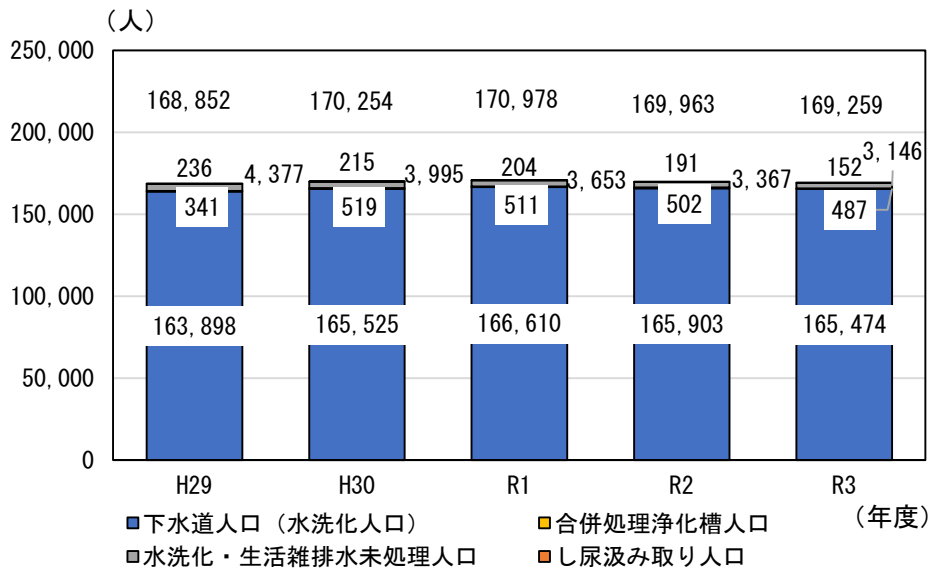
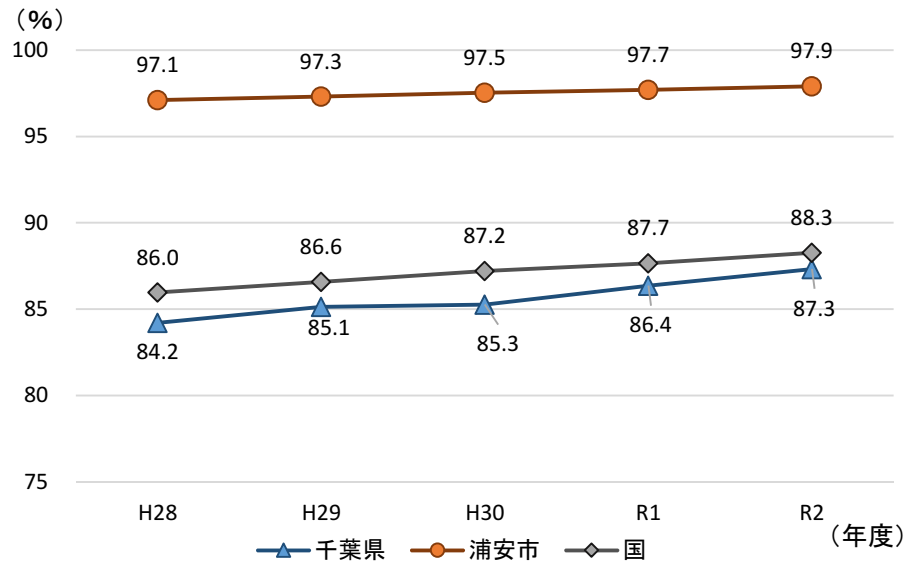


図 4-2 処理形態別人口

4.2.4 生活排水処理率の推移

本市の総人口に占める流域下水道、合併処理浄化槽などによって生活雑排水及びし尿を処理している人口の割合（生活排水処理率）は、令和3年度に98.1%となっています。

令和2年度の本市の生活排水処理率は、97.9%となっており、国や県と比較すると、国よりも9.6ポイント、県よりも10.6ポイント上回った値となっています。



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

図 4-3 生活排水処理率

4.2.5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥量を次に示します。

し尿処理量は、減少傾向を示しています。浄化槽汚泥量は、2,000kl前後を推移しています。

処理量は、平成29年度の2,386kl以降減少し続けています。

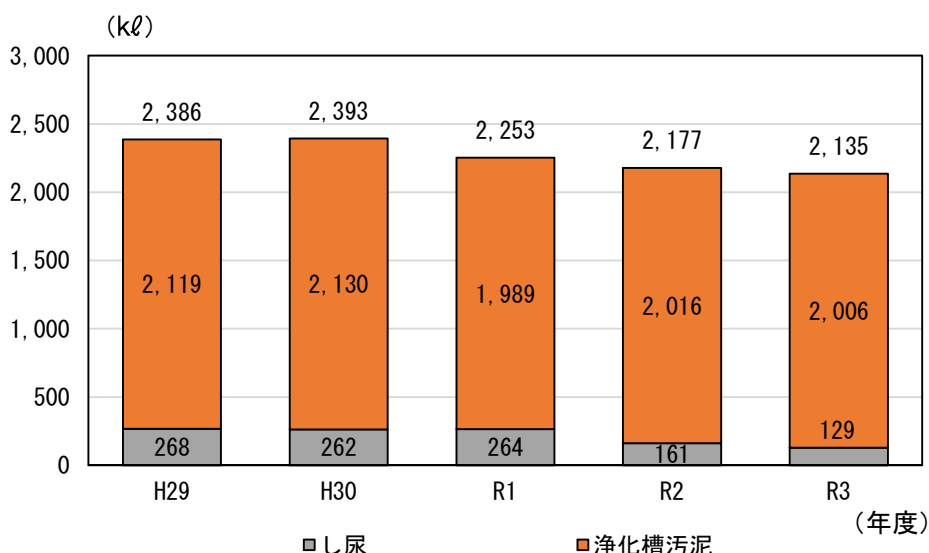


図 4-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

4.2.6 周辺市の生活排水処理率

周辺市の生活排水処理率は、千葉市が98%以上となっており、本市と0.5ポイントの差があります。

県では、全県域污水適正処理構想を平成28年度に策定しており、全体計画となる令和6年度（目標年度）において、県全体の人口の93.3%にあたる約5,689千人に生活排水処理施設を整備することを目標としており、生活排水処理対策の更なる推進が求められています。

表 4-4 周辺市の生活排水処理率(令和2年度)

項目	浦安市	千葉市	市川市	船橋市	習志野市
人口(人)	169,963	973,972	492,118	644,182	175,258
生活排水処理人口(人)	166,405	957,995	406,195	616,531	168,068
生活排水処理率(%)	97.9	98.4	82.5	95.7	95.9

出典：令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査

4.2.7 下水道

本市の下水道の概要(計画)を表4-5に示します。

また、下水道終末処理場の概要を表4-6に示します。

表 4-5 下水道の概要(流域全体計画)

項目 \ 施設	江戸川左岸流域下水道
計画目標年次	令和6年
下水排除方式	分流式
計画区域面積	1,697ha
計画処理人口	169,000人
計画汚水量(日最大)	99,530m ³

令和4年3月31日現在

表 4-6 下水道終末処理場の概要

項目	江戸川左岸流域下水道
施設名称	江戸川第二終末処理場
所在地	千葉県市川市福栄4-32-2
事業主体	千葉県下水道公社
処理能力	464,000m ³ /日
処理方式	凝集剤併用型硝化脱窒法+急速ろ過
処理区域面積	10,662ha
処理区域人口	1,125,470人
供用開始	昭和56年度
放流先	東京湾(旧江戸川)

令和4年3月31日現在

4.2.8 収集・運搬

1) 収集・運搬の方法

し尿については、委託業者が収集しています。一方、浄化槽汚泥については、許可業者が収集・運搬を行っています。

2) 収集・運搬車両

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬はバキューム車でを行っています。し尿の汲み取り券は、定額制または従量制に分類されており、定額制は一般家庭（1～3人の世帯と4人以上の世帯に分けられています）、従量制は一般家庭・事業者それぞれ適用されます。

収集の頻度は、定額制は1～3人世帯で月1回、4人以上世帯が月2回となっています。一方、従量制は状況に応じて収集しています。

3) 収集・運搬区域

し尿・浄化槽汚泥の収集対象区域は、本市全域です。

4.2.9 中間処理

1) 中間処理の概要

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、浦安市クリーンセンターのし尿処理施設で処理を行っています。

2) し尿処理施設の概要

浦安市クリーンセンターのし尿処理施設の概要を次に示します。

表 4-7 し尿処理施設の概要

施設名称		浦安市クリーンセンター(し尿処理施設)	
所在地	浦安市千鳥 15-2		
着工年月日	平成7年9月 26 日		
竣工年月日	平成9年3月 21 日		
設計・施工	栗田工業(株)		
敷地面積	44,358 m ²		
建物面積	1,491.57 m ²		
処理方式	高負荷脱窒素処理方式(下水道放流)		
処理能力	35kℓ/日(し尿:3kℓ/日・浄化槽汚泥 32kℓ/日)		
処理方法	受入貯留	受入→沈砂→破碎→ドラムスクリーン除去→貯留槽→予備貯留槽	
	一・二次処理	脱窒素槽→硝化槽→第二脱窒素槽→再曝気槽→沈殿槽→混和槽・凝集沈殿槽→排水槽	
	脱水設備	遠心分離脱水方式	
	脱臭方式	酸・アルカリ次亜塩素酸ナトリウム洗浄塔→活性炭吸着塔	
事業費	総事業費	1,699,500,000 円	
	内訳	国庫補助金	344,644,000 円
		県補助金	20,678,000 円
		起債	1,133,200,000 円
		一般財源	200,978,000 円

4.2.10 最終処分、再資源化

中間処理後の処理水は、下水道に投入しています。

し尿など処理後に発生するし渣及び乾燥汚泥は浦安市クリーンセンターの焼却施設で焼却処理し、焼却残渣は埋め立て処分や溶融及び焼成処理による再資源化を行っています。

4.3 生活排水処理の課題の整理

4.3.1 課題1：生活雑排水の未処理放流

生活雑排水とは、家庭、事業所などの厨房、風呂場、洗濯場などから排出される汚水のことです。単独処理浄化槽や汲み取りし尿の場合は、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に流れるため、公共用水域の汚染が懸念されます。そのため、生活雑排水の処理が可能な、公共下水道の普及に努めることが必要です。

4.3.2 課題2：合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD³⁷除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下であり、下水道終末処理場の高度処理に匹敵します。また、合併処理浄化槽は、設備費用が安価で、設置に要する時間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。ただし、維持管理が適正に行われたい限り、その処理性能を発揮することはできません。そのため、合併処理浄化槽の維持管理方法について、常に指導をしていく必要があります。

4.3.3 課題3：収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集量が、年々減少しています。今後もし尿・浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されることから、その減少に合わせた収集を計画し、効率的に収集していくことが必要です。

なお、震災時におけるバキューム車の確保が重要なことから、効率的収集と合わせて、災害時の対応についても委託業者及び近隣市や本市災害協定締結市とも相互支援の協力体制を図っていきます。

4.3.4 課題4：中間処理

本市が収集しているし尿・浄化槽汚泥量は、令和3年度実績で約5.9kl/日です。これは、現有のし尿処理施設の計画処理量（35kl/日）に対して17%となっています。今後、処理量が年々減少していくため、処理性能を維持するための高度な運転管理が求められます。

³⁷ BOD:有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値のことであり、数値が大きくなるほど水質汚濁が著しくなる。

4.4 生活排水処理基本計画の基本フレーム

4.4.1 基本理念

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の確保を図るうえで重要なことです。その対策の必要性と緊急性は、社会的に深く認識されるようになっていきます。

こうした状況の中で、「浦安市環境基本条例」や「浦安市環境基本計画」において、市民・事業者・行政が協働して、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成を目指すこととしています。以上のことを踏まえて、ごみ処理の基本理念と同様に生活排水処理の基本理念は、次のとおりとします。

みんなで作くり つなげる 環境都市うらやす

4.4.2 基本方針

基本理念に基づく生活排水処理システムの確立を目指すため、次に示す項目を生活排水処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適な環境都市を実現していくこととします。

方針1：生活雑排水の適正処理の推進

対応する課題： 課題1 課題2



公共用水域の水質保全のために、単独処理浄化槽や汲み取りし尿から、生活雑排水の処理が可能な公共下水道への転換を図っていきます。

方針2：効率的なし尿・浄化槽汚泥処理システムづくりの推進

対応する課題： 課題3 課題4



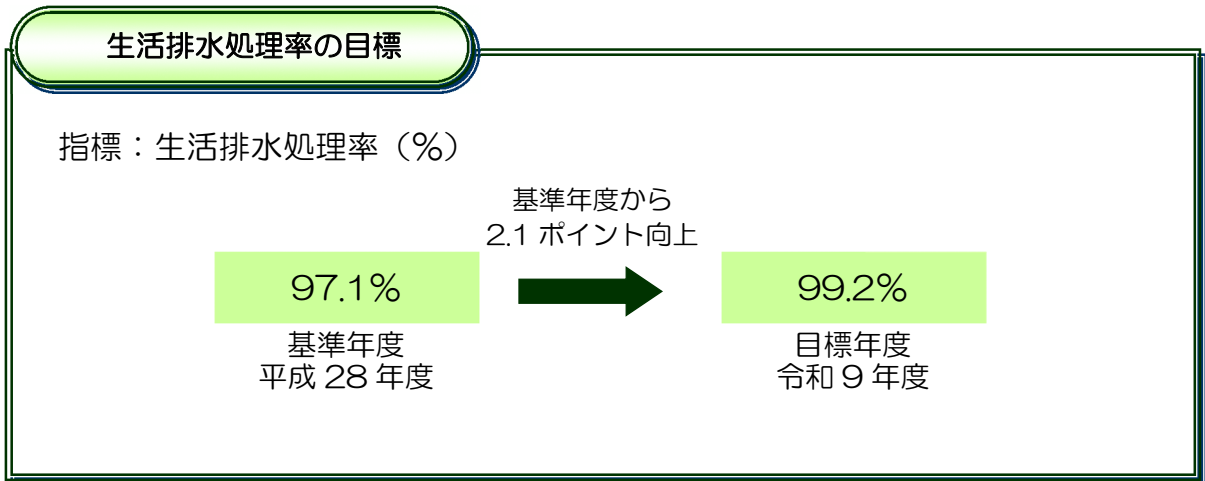
今後、減少が予想されるし尿・浄化槽汚泥を効率的に収集・処理できるシステムづくりに努めます。

民間のノウハウを活用し、高度な運転管理に対するニーズに対応します。

4.4.3 基本目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

1) 生活排水処理率の目標



生活排水処理率は令和 3 年度現在 98.1％であり、100％に近づいています。

しかしながら、生活排水処理率の更なる向上のためには、既存家屋等の建て替えが必要となるなど、整備に時間を要するところがあることから、令和 9 年度における目標値をこれまでの処理率の実績を踏まえて 99.2％とし、引き続き計画を推進することで、最終目標として 100％を目指すものとします。

2) 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

表 4-8 に生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の見通しを示します。

4.4.4 取組の体系

図 4-5 に取組の体系を示します。

表 4-8 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の見直し

区分	年度															
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総人口	人	162,155	162,952	163,719	165,411	167,463	168,852	170,254	170,978	169,963	169,259	172,748	175,969	177,723	178,969	178,592
水洗化・生活排水処理人口	人	156,440	157,436	158,383	160,362	162,627	164,239	166,044	167,121	166,405	165,961	169,822	173,358	175,423	176,976	177,201
下水道人口(水洗化人口)	人	156,088	157,084	158,063	160,029	162,427	163,898	165,525	166,610	165,903	165,474	169,345	172,894	174,973	176,540	176,796
下水道人口率(下水道人口÷総人口)	%	96.3	96.4	96.5	96.7	97.0	97.1	97.2	97.4	97.6	97.8	98.0	98.3	98.5	98.6	98.8
合併処理浄化槽人口	人	352	352	320	333	200	341	519	511	502	487	477	464	450	436	421
生活排水処理率	%	96.5	96.6	96.7	96.9	97.1	97.3	97.5	97.7	97.9	98.1	98.3	98.5	98.7	98.9	99.1
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	5,351	5,150	4,980	4,781	4,582	4,377	3,995	3,653	3,367	3,146	2,797	2,504	2,215	1,930	1,371
非水洗化人口	人	364	366	356	268	254	236	215	204	191	152	129	107	85	63	41
し尿汲み取り人口	人	364	366	356	268	254	236	215	204	191	152	129	107	85	63	41
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単独+し尿汲み取り+自家処理	人	5,715	5,516	5,336	5,049	4,836	4,613	4,210	3,857	3,558	3,298	2,926	2,611	2,300	1,993	1,391
し尿量	㎏/年	353	340	314	293	272	268	262	264	161	129	109	91	72	53	35
浄化槽合計	㎏/年	2,321	2,418	2,294	2,222	2,301	2,119	2,130	1,989	2,016	2,006	1,846	1,710	1,565	1,426	1,151
合併処理浄化槽汚泥量	㎏/年	437	526	490	570	677	578	575	578	630	691	677	660	639	619	598
単独処理浄化槽汚泥量	㎏/年	1,884	1,892	1,804	1,653	1,624	1,541	1,555	1,411	1,386	1,315	1,169	1,050	926	807	689
合計	㎏/年	2,674	2,759	2,608	2,515	2,574	2,386	2,393	2,253	2,177	2,135	1,956	1,801	1,637	1,479	1,168
し尿量	㎏/日	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1
浄化槽合計	㎏/日	6.4	6.6	6.3	6.1	6.3	5.8	5.8	5.4	5.5	5.5	5.1	4.7	4.3	3.9	3.2
合併処理浄化槽汚泥量	㎏/日	1.2	1.4	1.3	1.6	1.9	1.6	1.6	1.6	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7	1.6
単独処理浄化槽汚泥量	㎏/日	5.2	5.2	4.9	4.5	4.4	4.2	4.3	3.9	3.8	3.6	3.2	2.9	2.5	2.2	1.9
合計	㎏/日	7.3	7.6	7.1	6.9	7.1	6.5	6.6	6.2	6.0	5.9	5.4	4.9	4.5	4.1	3.6
し尿原単位	ℓ/人日	2.7	2.6	2.4	3.0	2.9	3.1	3.3	3.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
合併処理浄化槽汚泥原単位	ℓ/人日	3.4	4.1	4.2	4.7	9.3	4.6	3.0	3.1	3.4	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
単独処理浄化槽汚泥原単位	ℓ/人日	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1

資料：浦安市

※表中の下水道人口(水洗化人口)は浦安市資料の下水道の接続率より算出しています。

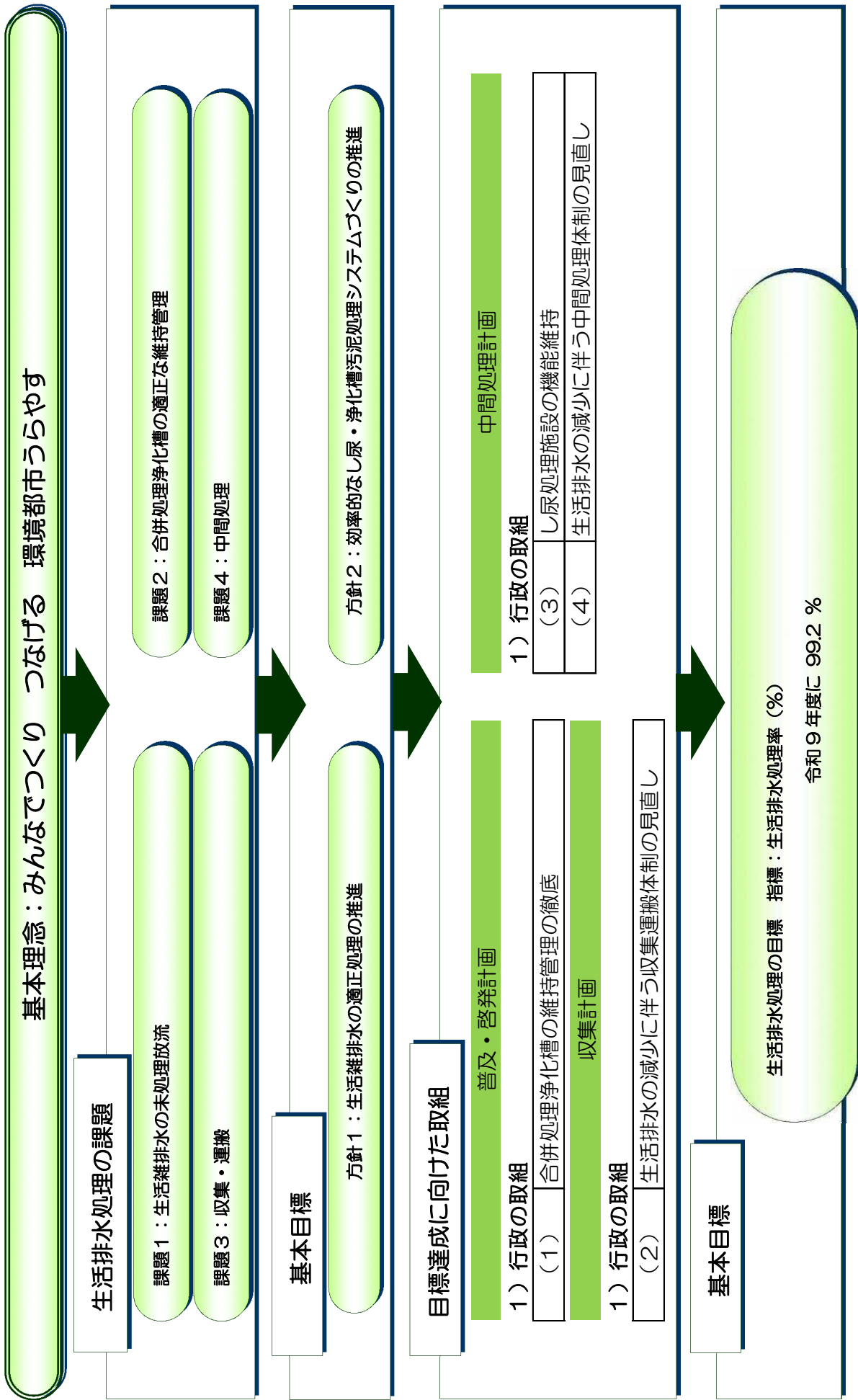


図 4-5 取組の体系

4.5 生活排水処理基本計画

4.5.1 普及・啓発計画



取組の目標

適切な生活排水処理が行えるよう、市民・事業者への普及啓発活動を推進します。

1) 行政の取組

(1) 合併処理浄化槽の維持管理の徹底

合併処理浄化槽が正常な機能を発揮するためには、適切な維持管理が必要となります。そのため、各種の普及啓発活動を行い、浄化槽管理者への清掃及び保守点検の必要性について、周知徹底を図ります。

4.5.2 収集・運搬計画



取組の目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化、円滑化を図ります。

1) 行政の取組

(2) 生活排水の減少に伴う収集運搬体制の見直し

し尿及び浄化槽世帯の減少に伴い、収集運搬体制の見直しを検討します。

4.5.3 中間処理計画



取組の目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量に応じた、処理体制の効率化、円滑化を図ります。

1) 行政の取組

(3) し尿処理施設の機能維持

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していくため、し尿処理施設の整備については、今後、長寿命化総合計画を踏まえて、総合的に検討していきます。

(4) 生活排水の減少に伴う中間処理体制の見直し

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していくため、長期包括責任委託方式により高度な運転管理と予防保全を図ります。

浦安市一般廃棄物処理基本計画
(浦安市食品ロス削減推進計画)

令和5年3月

編集・発行 浦安市 環境部 ごみゼロ課
〒279-8501
浦安市猫実一丁目1番1号
TEL: 047-712-6485